慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	唐鏡の傳本及び出典考
Sub Title	
Author	平澤, 五郎(Hirasawa, Goro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1965
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.4 (1965. 3) ,p.309- 418
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000004-0309

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐鏡の傳本及び出典考

平澤五郎

(一) 概要

唐鏡冒頭には序文が数葉あり、本書成立の由来とその内容を要約してゐる。即ち著者は「老年既ニ臻ルニヨテ、三両年ノ間一心無レ他、頭然(燃歟)ヲ払カ如クシテ口業不レ怠五日ノ上ノ十日比ニ南海ヨリ西海ニ趣」き、太宰府の安楽寺に参詣し、法華千部読誦の素願を果さんとする。時に、重陽の夜、この転誦を聴聞する二人の高僧があった。一人は師とおぼしき躰であり、その語る言葉は聞知れぬが、いま一人の弟子はそれを通事する者であった。二人は曠却より法華に縁あって敬礼し奉って来たが、宋朝の仏法は衰へ、此教を崇る者はまれゆへに、日本に渡って、最前にこの寺に詣ふで千部の読誦を聴聞してゐると語る。更に言葉つづけて、天竺は仏在世の国であるが境は遙かであるから、まづ震旦国の有様を語らうと思ふが、もし、聞かまほしや否やと問ふに、この作者は「今ハ桑門ノヨステ人」なれども、昔は「柳市ノ学」を勤め、「漢家ノ世立書籍」を閲し来たのであるが、愚昧の性にて分明にするを得ない、今幸ひ承

らんと答へるに、さらば語らはんと言って「伏犠氏ヨリ以往ハ天地ノ始盤古王九万八千歳其次天皇氏地皇氏各一万八千歳人皇氏四万五千六百歳」であり、其代々は幽邈にして詳らかでないからとて「伏犠ノ御時ヨリ当時ノ宋朝ノ始大祖皇帝建隆元年庚申年マテ一万五千一百卅二年」の間を水の流るる如くに語り終へた。さて、後会を期して御送りするほどに大門の程にて二僧は書消様に見えなくなるのであった。名残惜しさに、その百分が一端を春木にしるしたのであったといふのである。

まづ現存本からその収録する内容をみると、

巻一　伏犠氏ヨリ殷ノ時ニ至ル
巻二　周ノ始ヨリ秦ニ至ル
巻三　漢高祖ヨリ景帝ニイタル
巻四　漢武帝ヨリ更始ニイタル
巻五　後漢光武ヨリ献帝ニイタル
巻六　魏蜀呉ヨリ余晋恭帝ニイタル

までを編年的に摘録し纂したものである。現存本に於ても、彰考館文庫本・松平文庫本の僅か二本のみが、巻六迄を残存し、他は巻五を以って終ってゐる。東晋末恭帝以後の記載は現存本のなかに見出すことが出来ない。唐鏡序が誌す「宋朝ノ始大祖皇帝建隆元年庚申年」の記に信をおけば現存本のすべてはその残存本にすぎない。

また、古くは「本朝書籍目録仮名部」には「唐鏡十巻茂範卿抄」とみえ、「看聞御記」永享三年三月八日の条には

抑禁裡、唐鏡有叡覧度之由、被仰下、累代之御本十巻進之

と誌しているのをみると、唐鏡は元来は全十巻であったものと推定され、唐鏡序文の記の如く宋朝建隆元年に至る記をもつて終つてゐたものであるかもしれぬ。更にそのひとつの証左となるのは、解題末尾に附言した「太子伝玉林抄」巻第十一・十二に所引する唐鏡の引用文である。それは、唐の高祖・太宗の時代を記したものであり、明らかに「唐鏡云」と記してゐる。言ふまでもなく現存唐鏡には、唐代の記事はあるべくもなく、偶々玉林抄に於て採録された佚文であろう。断片にすぎぬが、この両文は唐鏡特有な文体・表現をとり、然も、それが唐代の記事であるところから「本朝書籍目録」に記す、全十巻のことと、それが序文の云ふ、宋朝太宗に至る内容を、原唐鏡が収録してゐたといふ記事にはかなりの信憑性があり、且つその原型を想定する一つの手がかりでもあらうか。ただ玉林抄の依つた唐鏡に於て、やや疑問をもたれるのは、玉林抄巻三に引くところの唐鏡には「唐鏡云・第五、呉ノ永安二年三月云々」とあり、巻第を巻五と明記するが、現存本のいづれも、といつてもつまるところ彰考館文庫本であるが、この引用文は巻六の中間部に存する本文であつて、両書の巻第が相違することである。法隆寺・東大寺図書館の両蔵本が共にこれを巻五と明記するのをみると、この玉林抄所引の唐鏡と現存本とでは巻々の分けかたが異つてゐたものとみるのほかはない。或は、また巻六の誤写とも考へられなくもないが、そのいづれとも、いま決めかねるのである。この僅かな傍証ではあるが、原型の唐鏡十巻は現存本の巻次にすべて合致するものであるか否かを決定するのは危険をまぬがれない。がともかくも現存本は何時の頃からか巻七以下を散佚したが、元の形はやはり十巻本であつたと考へるのが妥当であらう。「宣胤卿記」文明十二年九月廿二日の条に、「廿二日己亥……(中略)……今日当番第二参也、食後着衣冠参内……(中略)……教忠卿代宿ハ光忠所参也、被出唐鏡御本、令校合了云々」と記す、唐鏡も、恐らくこの唐鏡の事であったらうと思はれる。さきの「看聞御記」の条といひ、この「宣胤卿記」といひ、唐鏡が広く殿上にまで閲覧さ

れた事実を物語るものであらう。

次に唐鏡の書名であるが、作者は、その自序の末に「古ヲ以テ鏡トスル事アリトカヤキコヘ給シカハ唐鏡トヤ申侍ヘキ」と書名の意義を記してゐるので明らかであるが、「貞観政要」に、「唐太宗曰、以古為鑑」の語があり、又、鏡・鑑等には鑑戒の意味が存して東西に使用されてゐるのを想ふと、著者の心裡には自然この詞と意が浮むでゐたのかもしれない。唐鏡の書名はいづれともなく、その心を莫然とさし示すものであつたらうと思われる。

唐鏡の作者は、前記「本朝書籍目録仮字部」に、「唐鏡十巻 茂範卿抄」とみえてゐたが、この茂範は、藤原茂範であることは、すでに異論のないところである。茂範は藤原南家―武智麿の後裔であり、永範（文章博士・正三位・式部大夫・宮内卿）―孝範（文章博士・正四位下・大学頭）―経範（文章博士・従三位・式部大夫・侍読）―茂範とつづく、累代文章道に携り、文教の要枢にある家系の一員であつて、経範の嫡男として嘉禎二年に生れた。「公卿補任」により、彼の経歴の概要をあげると、建保四年十二月廿八日文章生に補せられ、諸官歴任の後、仁治元年従五位上、同三年式部権少輔、寛元元年越後権守、建長元年大内記、同七年右京権太夫、文永元年文章博士、同十一年従三位（三十九歳）、弘安元年式部権大輔、同二年安芸権守、同四年式部大輔、同六年正三位、同八年従二位、正応四年備後権守と進み、同五年に式部大輔を辞してゐる。そして永仁二年三月廿九日、歳五十九で出家してゐる。

また「吾妻鏡」[註一]・「勘仲記」[註二]・「吉続記」[註三]・「歴代編年」・「続史愚抄」等の諸記録には茂範の名は屢々現れ、当代一流の学識者として、その足迹をとどめてゐる。その中でも、文永年間、再三にわたる蒙古牒状に対する日本の拒否的な態度に、高麗使は蒙古来襲を予告するの牒状をもたらす。時に吉田経長の吉続記文永八年九月五日の条には、「五日、晴、参内、藤翰林茂範祗候、被召御前、被読牒状二通、無停滞読申之」、と誌す。又翌日の記には「六日丁卯、晴、藤翰林入来、牒

状間事、有相談事、」と記し、以下に牒状の字釈について評定衆との打ち合せを記述してゐるなど、公の場に於ける彼の学識とその評価を語るの一例でもある。が同時に、茂範は文章家として知られ、公私の文会に招かれ、自詠の作文、また詠題の撰進等をなすの記事が諸記録には多く散見され、その才華は寧ろ詩筵に於て重きをなしてゐたのであらう。而し遺憾ながら今に残る詩文は甚だ尠く、僅か、建治二年の「現存卅六人詩歌」に、「江上春望」[註四]の詠詩をとどめるのほか、「金沢蠹余残篇」〔坤〕に「茂範上啓。条々子細」[註五]の記、「東大寺雑録」に「冬日餞三入道城門郎赴二東関一和歌序」[註六]、及び「金沢文庫願文集」に、「供養吉祥院咒願文」[註七]等の、遺文とおぼしきものが散点するにすぎない。而しながらこれら諸記録の誌すところ、また家系官歴等から考へ合はせて、彼が漢土の史書・詩文類に精通し、その学識と文才の余をもつてしても、漢土歴代の通史を編することは容易なことであり、また甚だ格好な人物でもあつたと思はれるのである。

唐鏡自序に「今ハ桑門ノヨステ人ナレトモ昔ハ柳市ノ学ヲ勤メキ漢家ノ世立書籍ニ見タレトモ愚昧ノ性不二分明一」と自卑の態にて述べてはゐるが、彼の経歴を合せ想へば、この序はまた自らの来歴をも語るものであつたと思はれる。

さて、唐鏡成立の時期に就いてであるが、「公卿補任」に、文永十一年正月、従三位に叙せられたのが三十九歳であるから、その出生は四条天皇嘉禎二年ということとなる。従つて、その成立は、すくなくとも嘉禎二年以後であるのはいふまでもない。序文の記述に信をおき、これを認めるとすると、「今ハ桑門ノヨステ人ナレトモ」とあるからして、茂範の出家永仁二年三月廿九日・五十九歳以後の著作とみなければならない。更にその冒頭に「老年既ニ臻ルニヨテ三両年ノ間一心無レ他」と記するのが、出家後の三年を意味するものであれば、永仁二年から三年の後と、その成立は下るのである。勿論、自序の記述がそのまま信頼するに足るものではないが、一面老年の心境をも含み語って

ゐるやうにも思はれるのである。さうみれば、唐鏡はこの永仁二年出家前後の閑暇な晩景の一時期を想定するのも考慮されてよいのではなからうか。ただ、この推定にはいささか異論が差しはさまれる。その一つは蓬左文庫所蔵の御子左為氏筆と伝へられる唐鏡巻四の零本が存する。為氏は貞応元年に為家の長子として生れ、弘安九年に示寂してゐる。この写本が、真跡であるとすると、この為氏の示寂の年弘安九年以前に唐鏡は当然成立してゐなければならないこととなる。因みに弘安九年は茂範五十一歳であるから、その著述は、ざっと推定してみても茂範が三十代から五十代に至る時期が考へられる。しかしながら、この蓬左文庫本を子細に検するに、この書写年代は鎌倉末をやゝ下る南北朝の間が推定され、やはり為氏真跡本とみるのは無理のやうである。従つてこの伝為氏本の示唆する仮説は今のところ如何とも云ひ難い。他の一つは「本朝書籍目録」の成立年代である。この編者を清原業忠（一四〇九～一四六七）・或は冷泉大納言為富（一四二五～一四九七）のいづれかとする説をとれば、その成立は室町時代となり、問題はないのであるが、一方この成立を鎌倉中期の建治三年から永仁二年の間に想定する説（山本信哉氏「本朝書籍目録の著作年代に就て」）が存する。現在これはかなり信憑性ある説とみられるので、当然の事ながら、唐鏡の成立は、この唐鏡を輯録する本朝書籍目録成立期、建治三年～永仁二年以前、或ひはすくなくともその間の事でなければならないわけである。建治三年は茂範四十二歳であるから、これ以前とすれば、おほよそ三十代から壮年時にかけての間が考へられるわけである。勿論これを否定する証拠はないが、その簡頸な文章や、序に誌す自らの老境の心情は誇張はあれやはり出家を志すに至る老年の胸裡が吐露されてゐて、公私共に繁忙な壮年時の筆端になるものとも思へぬ。やはり出家を期す老晩の閑暇な一頃が考慮されてよいのではないか。即ち五十代から後の事ではなかつたかと思ふのである。年代から云へば弘安八・九年から永仁二年の間がそれにあたる。文永・弘安の再度の元寇を経て、世間一般にも

漢土の歴史への知識が必要とされ、その機運がかゝる啓蒙書を編する理由でもあつたかもしれない。

以上、唐鏡の諸本・出典に就て記するにさきだつて、唐鏡の内容・書名・作者・成立を概要した。

猶・先進の諸研究には、「石鼠漫筆・巻十三唐鏡考附唐物語」（黒川春村氏）・「茂範卿の唐鏡に就いて（芸文第十五年九号）」（後藤丹治氏）・「鎌倉時代文学新論」（野村八郎氏）・「和文漢文比較説（国文論纂）」（川田剛氏）・「日本文学書目解題・鎌倉時代下」（山岸徳平氏）等があるので、合はせて参照されたい。

（二）傳本に就いて

唐鏡の現存伝本は比較的尠く以下の諸本がほとんど、そのすべてゞある。

(A)類

(イ)蓬左文庫蔵　〔鎌倉末南北朝〕写・伝二条為氏自筆本　巻四零巻　一冊

(ロ)神宮文庫蔵　伝為氏本摹写　巻四零巻　一冊

(ハ)東京大学国語研究室蔵　写　巻四零巻　一冊

(B)類

(一)彰考館文庫蔵　〔近世初〕写　存六巻　一冊

(二)(イ)松平文庫蔵　〔江戸前期〕写　存六巻　六冊

(ロ)内閣文庫蔵　写　存五巻　一冊

(ハ)神宮文庫蔵　写　存五巻　二冊

(C)類

吉田幸一氏蔵　〔江戸前期〕写　存五巻　五冊

右は諸本を便宜上(A)(B)(C)の三類に分類したのであるが、本文上強いて、これを別系統にたてる必要はさして認らめられない。C類の吉田氏蔵本にかぎり、数ケ処に亘り、恐らく後人の増補と見られる、かなり長文の挿入部分が存するが、これを除けば諸本は、各々、互ひに相補ひ得る脱文か、小さな異同が、各所に、入り乱れて散在する程度であつて、その内容にまで入り込んで左右するほどの相違は見出し得ない。たゞ文体の上から之をみると、現存本では、彰考館本のみ、和漢混淆の片仮名交りの文体であるのに比し、松平文庫本（巻六を除く）以下諸本は平仮名交りの混淆文である点が、両者の違ひとなつてゐる。

まづ平仮名本系に就いて概略すると、(A)類(イ)蓬左文庫蔵・伝為氏本が最も古く、為氏自筆本とは認めがたいが、南北朝を降らざる現存最古鈔本であり、唐鏡成立期から程へだてぬ伝本として最も信憑性の高い写本といふことが出来る。たゞ惜しむらくは巻四のみ存する零本であるために、その全貌は推定すべくもない。而し巻四のみに之を限つて、他の諸本と比べるに、本文の上では、彰考館本・松平文庫本・内閣文庫本・神宮文庫本等とは些少の異同は認められるが、あへて之を別系統といふほどには至らない。吉田氏蔵本が前記諸本に比し、やゝ語句上の相違を見出すのみである。従つて巻四に限つては、唐鏡元来の本文を比較的正しい姿で伝写されて来たつたものと推定してよいのではなからうか。

(A)類(ロ)(ハ)は(イ)とは前記諸本より更に緊密な関係を持つ。まづ(ロ)神宮文庫本巻四零本は、前記蓬左文庫本を其儘、丹念に臨写した江戸後期の写本である。又、東京大学国語研究室蔵写本巻四零巻も、この蓬左文庫蔵為氏本の本文を踏襲せる転写本であり、漢字と仮名、振仮名、助辞等に、各々極く僅かの相違を見出すにすぎない。従つて之等の三本は全く同一本文系とみて差支えないわけである。

次の平仮名本系(B)類(二)(イ)(ロ)(ハ)並びに(C)類であるが、筆写の時代からみると、(B)類(二)(イ)松平文庫本・(C)類吉田幸一氏蔵本が比較的古く、共々近世初、或ひは江戸前期の写本と推定される。吉田氏蔵本が、やゝ古写かとも思はれるが、明らかにそれを決め得る証拠を見出し難い。ところで本文の上では、この(B)類(二)と(C)類とは明らかに相違する。各本解題の中に詳述するので、簡単にその顕著な異同を記すると、この(C)類は、(B)類(二)(イ)(ロ)(ハ)とは勿論のこと、(B)類(一)とも、同じ箇所に於て異り、特にその箇所ではすべてかなり長文の増補が認められるのがその特徴である。校異篇にて示す如く巻二巻三に於て、甚だしき数例を認める。(A)類は既述せる如く巻四のみであるため対比すべくもない。が、ともかくこの(C)吉田氏蔵本は唐鏡諸本の中では、ひとつの異本とみられるわけである。

(B)類(二)(イ)松平文庫本は、現存諸本の中で彰考館本と共に現在のところ最も長く、巻六までを残存する。がこの写本は、その依拠する原本が二類類であるものと推定される。即ち巻一～巻五までは平仮名交りの本文であり、巻六に至ると明らかに前諸巻と異なつた片仮名交り文となつてゐる。又、巻五までに就いてもその欄外・行間には片仮名交り文系統の一本を以つて、本文の脱落或ひは一本の書入等を補つてゐる。いはゞ変則的な型態を示してゐる。此処では結論のみ述べると、この巻六及び後補の書入は、本写本より、やゝ書写を遡る彰考館本の巻六・又は巻五迄の行間書入と殆んど同文であるところから、恐らくは彰考館本、或ひはその系統の片仮名交り文系の伝本により、巻六並びに

巻五迄の相違箇所を、後に補写したものであらうかと思はれる。本来松平文庫本の底本は、やはり巻五をもつて終る平仮名本であると考へるのが妥当であらう。

平仮名本系の他の(B)類(二)(ロ)(ハ)二本も符牒を合はせた如くに各々巻五を以つて終り、且つ松平文庫本にみられた後補の書入等は一切見出されない。これらの事柄から平仮名本系(B)類を概略すると、恐らく、この三本は、元来祖本を同じくする五巻本であつたのではないか。彰考館本と此等三本・松平文庫本・内閣文庫本・神宮文庫本は、その顕著な異同箇所に於ては大略一致し、三本の本文もほゞ類似するのは、その証左であらう。そしてこの三本は、その伝写の間に僅かな誤写落字等を生じ、些少な異同となつて現在に至つたものと思はれる。又三本のうち、内閣文庫本・神宮文庫本は書写時代も松平文庫本より、かなり時代は降り、いづれも江戸後期の写本であるが、この二本は丁数・行数等、殆んど同じくする極似の本文を有する。たゞ振仮名に於て、僅か神宮文庫蔵本に、新らたに改訂された箇所が見出されるにすぎない。書写者の手になる便宜的な後補であらう。推定にすぎぬが、多分内閣文庫本がやゝ古く、神宮文庫本は、前書から書写せるものではなからうかと思はれる。が勿論確証はない。ともかく(B)類(二)(ロ)(ハ)の両書は(イ)よりも更に緊密な関係にある。

さて(B)類(一)は前述の諸本と文体を異にする片仮名交り文であるが、現在、彰考館に一本を蔵するのみである。(但し東大寺蔵太子伝玉林抄、引用の唐鏡の短文は片仮名交り文である。)松平文庫本と共に巻六迄を存する。が前者に比し、やゝ書写も遡り、且つ文体も片仮名交り文にて全巻一貫してゐる。本書の拠つた原本も恐らく体裁上、同一の型態であつたものと推定される。本文の上では(B)類(二)及び(C)類に存しない行間書入—行間に二〜三字下げて書入れられた拠—が本書のみにある。但し前記の如く松平文庫本は一本として、之を後補してゐる。又、このほかに、(B)類(二)

とは、両本それぞれに相補ひ得る、かなり長文の脱落文が数箇所散見される。が、大略に於て(B)類(二)と本文は一致し、些少の異同をとゞめるにすぎず、(B)類(一)(二)は文体こそ異にするが、(C)類とは類別されるべき同一特徴を有するものと考へられる。従つて(A)類は巻四のみに限る故に、之を除けば、本文上では、現在のところ(B)(C)類の二系統に大別する事が出来得ると思ふのである。

右の諸伝本以外に、「太子伝玉林抄」に唐鏡本文数ケ所が引用されてゐる。がいづれも、甚だ短い断片にすぎず、殆んど諸本との比較の対照たり得ない。以下解題に於て記することゝする。

附記

神宮文庫蔵の前記二本のほかに、「唐鏡」と題する安永年間の筆写本がある。これは、原唐鏡本文とは本来無関係のものであろうが、吉田氏蔵本本文との交渉は見逃せないので、その処にて詳記する。

伝二条為氏筆「唐鏡」巻四零本　蓬左文庫蔵

写本、一冊、料紙は厚手の雁斐・楮交漉紙。
装幀、綴葉装、竪二二・二糎、横一四・九糎、見返し金銀切箔散し。
表紙、萠黄色地に鶯色の亀甲文様を浮織し、鹿・蟹・蝦等を茶褐色糸にて刺繍せる古鍛子。
字面（本文）、高サ約十八・五糎。
題簽・外題等ナシ。
内題、「唐鏡」とあり、その下に御年七十一歳在位五十四年と朱筆にて誌す。

奥書、ナシ。

丁数、全三十六丁。行数、毎半葉八行。字数一行十五〜廿字。

本文は平仮名交りの文体。漢字には所々振仮名を施す。又、墨筆の声点が、徹。、蔵。児。、呂后の如く、間々附してある。本文と同筆と思はれる朱筆の行間補写―筆写後、本文の誤脱を補訂せるもの―や、句点勾点等も同様に朱墨を以つて施してゐる。朱筆の行間補写部分には二通りある。例へば、十二丁表に

文帝文を好み賜しには。臣武を好み景帝美を好み給しには臣が貞醜(ミニク)し陛下壮(サカリナル)を好給へは臣已に老たり

とあるが、これは本書書写後、朱筆にて本文の誤脱を行間に補写したものである。がこれとは異り、その誤脱をいつたん墨筆にて補写し、更に―多分朱筆にて校訂せる時か―朱筆にて補写部分を絵取つてゐる。その様な例が二ケ所ある。即ち

五ウ東方朔・まいりたるにみかとこのはこの中にはなにの物かあるとゝひ給へは
かはるかにみえけるをみかと杖(ツエ)にて殿の高欄をうちて叱々来々(シツシツライ)とおほせられけり東方朔

十八オ瑞祥ともあまたゝひみ・たり
え

等の行間書入の部分である。これは恐らく、本書筆写の後、まづ本文の誤脱箇所を墨筆にて補ひ、更に、句点、勾点等を朱墨にて印する際に、墨筆の補写部分をも重ねて絵取つてゐつたものと思はれる。字体よりすれば、同一筆者の手跡とみられる。猶朱筆の勾点は、本書欄外に記された、本文の内容を示す見出し―武帝母嫁金王孫事・年号始事等の―頭部に施されたものである。

又、前記の欄外見出しは、本巻の内容である武帝より王莽に至る全巻に誌され、各事項の始めに、目安として便宜的に設けられたものである。本書は武帝母嫁金王孫事に始まり、盈子降の事に終るが、他の諸写本にも同様に、この

見出しは誌されてゐる。或ひは本書の如き古鈔本に既に誌されてゐるのをみると、元来、原唐鏡もすでにこの形態を示してゐたものかもしれない。

猶唐鏡は啓蒙的な通史・列伝の類であるため、その構成は編年的に叙述され、本文の体裁も、各王朝・各帝王毎に起首を別行にしてゐるのは他諸本と同様である。但し本書は、王莽の伝を叙する箇所のみ、一～二字下げて書写されてゐるのが他本と異る。

備考一、本書は、二条為氏本と称せられる唐鏡巻四の零本である。同書の極札には「二条為氏卿唐鏡一冊」と誌し琴山と朱印を捺す。為氏卿真跡の是非は勿論俄かに極めがたいが、紙質、筆跡等から見て、やはり、やゝ時代は降り〔鎌倉末〕か或は〔南北朝〕の間に書写にかゝる、唐鏡最古本であると判断するのが、妥当な結論かと思はれる。而しながら本写本は、鎌倉期特有な古雅流麗な書体で、墨迹は古く、くすんだ斐紙になじみ、如何にも古鈔本の感をとゞめてゐる。

因みに、この写本が為氏の真筆本であるとすると当然、唐鏡成立の問題が提起されるわけである。為氏は、弘安元年、勅撰集「続拾遺集」を撰進し、和歌師範の家の嫡男として大業を遂げ、同八年には出家して法名覚阿と称し、翌九年九月十四日に寂してゐることから考へ、この年弘安九年迄には、唐鏡―尠くとも巻四は成立してゐなければならないわけである。この年は、唐鏡作者は、いまだ五十一才、従二位式部大輔の時に当る。大学頭孝範の孫、文章博士・侍読経範の嫡男として、代々文章道の要枢にあつたわけであるから、茂範の壮時に於ける編著として、唐鏡がすでに成つてゐたものと考へることは、何等異論のあるはずがない。仮りに為氏の書写の時代が、晩年十年の間とすると、作者茂範四十一才（建治二年）から五十一才（弘安九年）の間となるわけである。従つて本書が為氏の真跡であるか

否かのもつ意味は甚だ大きい。而しながら、現在のところ、為氏の筆蹟、料紙等から判断して、〔鎌倉末〕或は〔南北朝〕期の古写本とみるのが、妥当と考へられるので、右の仮説は、今のところ、如何とも云ひ難い。本書の為氏書写に関する当然の問題として、こゝに附記したわけである。

「唐鏡」巻四零巻　神宮文庫蔵

本書は蓬左文庫蔵本、伝二条為氏本の丹念な摹写である。料紙は薄様の楮紙である。書写の年代は明記しないが、江戸も後期の書写である。装幀は、後補の丹表紙で、蓬左文庫本より、やゝ大きく、竪二十四糎、横十六・八糎である。この丹表紙の左肩に、「為氏卿真跡摹本唐鏡」と、大きく墨書し、その右に同筆にて「不忍文庫」と並記してゐる。又扉にも、「唐鏡為氏卿筆」と墨書する。更に巻末には、本文と同一筆者が、「右唐鏡一巻三十六紙為氏卿御真跡摹写」と記してゐる。わざ〳〵云ふまでもないが、内題、行数、字づめ、字くばり等、蓬左文庫本そのまゝであるので以下省略する。

猶扉の下方に「江藤文庫朱印」、第一葉表に、「不忍文庫」等の朱印が押されてゐるの外に、後表紙の表に、「丁卯十二月一見了、正澄」と誌してゐるのは、旧蔵者江藤正澄の覚書か。丁卯は、文化四年か慶応三年の何れかであらう。

「唐鏡」巻四零巻　東京大学国語研究室蔵

写本、一冊。料紙は薄手の楮紙。

表紙、鶯色地に籠目模様がある。竪二十八糎、横廿糎。

字面、高サ約廿二・二糎。

外題、「唐鏡」。内題、同上。そのすぐ下に、蓬左文庫蔵伝為氏本と同じく、御歳七十一在位五十四年、と二行に分け、朱筆にて誌す。

奥書、ナシ。

丁数、全卅二丁。行数、毎半葉八行。字数、一行約十六〜廿四字内外。

備考一、本書は前記の伝二条為氏本系の写本である。寧ろその転写本とみるべきかもしれぬ。伝為氏本に比べると、毎半葉の行数は全く同じであるが、丁数がやゝ少くなつてゐるのをみると、そのため、自然一行の字数がつまつたのであらう。本文は平仮名交り文であるのは当然の事であるが、その漢字、仮名に至るまで、殆んど伝為氏本と同様である。漢字に施された振仮名には、僅かの相違を見出す。後記する如く、多くの場合、本書は伝為氏本に附された仮名を省略するにすぎない。又、四声点も、前者そのまゝであるが、数箇所にかぎり、省略されてゐるものもある。朱の句点、勾点は前者にそのまゝ準ずる。又、王莽の記事は、伝為氏本同様本文より一〜二字下げて筆写されてゐる。寧ろ伝為氏本の転写本かと記したのは、これらの極く僅少な異同は転写の際におこりがちな誤り、或ひは任意な改訂であるからである。

猶本書と伝為氏本との相違を見出すとすれば、伝為氏本の行間に書入れられた、朱筆又は朱・墨重訂の行間の補写部分は、本書に於ては、本文の誤脱部分とみて、すべて本行へ挿入されてゐる。又前者の見消ちの部分は、本筆者はその補訂に従つて書写してゐる。

たゞ書写に於て書落しがあつたのか、次の三箇所、行間に補写してゐる。

十二ウ史良（シリヤウ）娣（テイ）を納（イレ）て。史皇孫（シ）をむめり史皇孫王夫人を納て。このみかとをうみたてまつれり

十三ウ郡臣璽授。をたてまつりて

卅一ウ建成三年光。武ニ降ぬ

本書は神宮文庫蔵の伝為氏本摹写に比し、更にやゝ書写は降るかと思はれる。いづれにしても、かなり新しい写本である。その原本は蓬左文庫蔵本の伝為氏本であるか、或は、さきの摹写本のいづれによれるかは、俄かにきめがたいが、恐らくこの二本のいづれかに依つたものであらう。

以下参考までに、伝為氏本との異同を挙げておく。

伝為氏本	東大本
四オ人のかきたるていにてまことならぬは(朱)	三ウ人のかきたるていにてまことならねは
五ウ上林苑より菜四十九を(以下菜字同)	五オ上林苑より棗四十九を(以下棗字同)
七ウ李夫人	六ウ。李夫人(振仮名ナシ)
七ウ御つかひくしてまいりて	六ウ御つかひとして参て
九ウむかしの南園宮	八オ昔の南園宮
十三オ大司馬大将軍といふ官となし給て	十一オ大司馬大将軍といふ官になし給て
十四オかれてひさしくなりにし	十一ウかれてひさしく成にし
十四オ葉をくひて文字・なし	十二オ葉をくひて文字をなし
ゝこそ	しこそ
十五ウ郡。邸の獄	十三オ郡。邸の獄
十七ウ洛陽ニ雹ふる	十四ウ洛陽ニ雹降
十八ウ。孝元皇帝	十五オ 孝元皇帝
廿ウ夷王昭君をうけ。て	十七オえひす王昭君をうけ。て
廿一オたひのそらのともとはなりにけり	十七オたひの空のともとはなりにけり
廿一オたとふへきかたなかりけり	十七オたとふへきかたなりけり
廿二ウ図畫たてまつるに	十八オ図畫たてまつるに
廿三ウ劉。向(キヤウ見消チ)	十九ウ劉。向
廿四オつくりてまいらす	十九ウつくりてまゐらす

廿九ウ我は老てすてに死なんとす　廿五オ我は老てすてに死なむとす
卅ウ吻（クチサキ）　廿五ウ吻（クチサキ）
卅一オ奇（キ）士　廿六ウ振仮名ナシ
卅一オ巨母覇（キョフハ）　廿六ウ振仮名ナシ
卅一ウ太徴。　廿六ウ声点ナシ
卅二ウ西北の階のあひたにありと　廿八オ北の階のあひたに有と
卅三オその肉臠（ニクラン）をわかちて　廿八オその肉臠（ニクラン）を分ちて
卅三オ。更始（カウン）。　廿八ウ声点ナシ
卅四ウ膳夫（センフ）　卅オ振仮名ナシ
卅五オ孺子嬰（ジュエイ）。　卅オ声点ナシ

〔近世初〕写「唐鏡」存六巻　彰考館文庫蔵

写本、一冊。料紙は薄手の楮紙。袋綴。
表紙、香色無地。竪二五・八糎。横十八・八糎。
字面（本文）、高サ約二一・五糎。
外題、表紙左肩「唐鏡　全一自六迄　合本　完」と墨書し、「全」字を見消ち。
内題、「唐鏡第一（―第六）」。尾題、同前。
奥書、無し。
丁数、全九十八丁。（序二丁、巻一、十四丁。巻二、十八丁半。巻三、十八丁半。巻四、十五丁。巻五、十四丁。巻

卅五オ焚崇（ハンス）　卅ウ振仮名ナシ
卅五ウ幽閉（イウヘイ）　卅一オ振仮名ナシ
卅五ウ蘆（アシ）の根　卅一オ振仮名ナシ
卅六オうせてのち　卅一オうせて後
卅六オ暴虐（ホウギャク）　卅一ウ振仮名ナシ
卅六オ相食（ヘミ）けり　卅一ウ振仮名ナシ
卅六オ墟地（キョ）　卅一ウ振仮名ナシ
卅六オ。杜陵（トリョウ）　卅一ウ振仮名・声点ナシ
卅六ウ。趙（テウ）王　卅一ウ振仮名・声点ナシ
卅六ウ病ニよりて　卅一ウやまひによりて
卅六ウ王莽ノ　卅二オノナシ

六、十六丁。）

行数、毎半葉十二行。字数各行約十八～廿六字内外。

白紙の扉表に、「潜龍閣蔵書印」の方形朱印が大きく捺され、その裏には、「仁和寺書目云唐鏡十巻茂範卿抄云々」と、朱書してゐる。

備考一、此の写本は現存諸写本の中では、松平文庫本と共に最も長巻で、巻一から巻六迄を残し、又筆写年代も、吉田氏本・松平文庫本をやゝ遡り、前記伝為氏本を除くと、最も古い写本といふことになる。そして前述した如く、松平文庫本が、巻五まで平仮名交りの文体で、巻六が片仮名交り文であるといふ変則的な体裁である—恐らく松平文庫本巻六はこの彰考館本系によるものと思はれる—に比し、本書は全巻片仮名交りの文体で統一されてゐる点、その形態も一貫性ある写本といふことが出来る。

扨本書の本文に就いてゞあるが、唐鏡が元来通史的な構成のため、全六巻編年的に叙述され、従つてその配列も、各王朝・各帝王を以つて、別行に。印又は。印を朱書して起首してゐる。そして上欄空白部には、下記の本文の内容を示すために、「夢与神遇事」「龍顔事」の如く、該当項目を掲げて、便宜的に見出しとしてゐる。他諸本も同様である。ただ本書は、巻一・二には、この見出は次の三例—蛇身人首事・受龍圖事・嫁娶礼事—を見出すのみである。が巻三以下は他諸本と殆ど同一の見出しが上欄に誌されてゐる。伝為氏本は僅か巻四の零本にすぎぬが、同様に、この見出しがあつたのをみると、元々、唐鏡の体裁はかくあつたかもしれない。

又本書には、平仮名本系には見当らぬ本文同筆の書入—本文書写後と思はれる—が上欄余白、行間に、間々見出される。例へば、

本私云、第二王啓第三太康第四仲康第五王相六小康七王予八王槐九王芒十王泄十一不降十二王扃十三王廑十四孔甲十五王皐十六王発

十二諸侯鄭宋晉呉衛秦斉陳楚蔡杞燕

六国魏趙韓楚斉燕

の類である。本書以外の諸本には誌されてゐないし、又、その書入の内容から見て、原唐鏡本文中に欠く、これらの系譜・諸侯等を参考備忘のために、筆者が註記したものであると思はれる。松平文庫本は、校異の際、イ本本文として忠実に刪補してゐる。松平文庫本の云ふイ本は—後記するが、恐らくこの彰考館本?、すくなくとも此系統の写本を指すものと思はれる。

本写本は片仮名交り文と便宜上呼称したが、厳密には勿論漢詩文の混入もあり、乱れた漢文体の表記も屢々散見する。漢字には振仮名が施されたところがあるが、他本に比し、かなり尠い。又誤字には……歟と推定の文字を当て、行間右側に傍書してゐるところがある。多分書写後、同一筆者が附したものと思はれる。朱点・朱引・或は、上欄空白に朱筆の書込があるが、これは本文とは無関係のものとして、古典文庫に於ける飜印の際は省略したので、以下に参考までに書込みを誌しておく。

巻一、一オ菅仲ノ詩、二オ三皇、同、大門(ダイモン)、四ウ牛頭天皇、六オ蛇の蘖、六ウ五帝、八ウ蘖莢ト云艸、十ウ夏、十二ウ殷。

巻二、一オ周、十一ウ寒食。

巻三、一ウ漢、三オ中言・酒モリ、六ウ軍ヨバヒ、九オ圯(ツチ)。

巻五、一オ後漢　九ウ官ヲ売事、十一ウイサカヒハ叱交(イサカヒ)也、十二オ白波。

巻六、一オ魏　八オ婇ハ采女ノ二字ヲ一字ニ書タル也、八ウ四十二ハ厄年也、十二ウヲメクハオメクト書ベシオラヒナドノオニ同ジ後世ワメクト云ハ訛也。

等がそれである。

備考二、本書と他の諸写本との異同に就いては古典文庫校異篇に一括して誌したので、こゝではその細部に就いて記述するのを避けるが、その相違の顕著な点は、本書が、元来存すべき本文を脱落したものと認められる処、又本書に存して、他の諸本に之を欠く箇処である。が、後者に就いては以下諸本解題の該当箇所に於て、それぐに詳記するので、こゝでは、前者、即ち本書の脱文に就いて、その最も著しき処を次に挙げることゝする。猶吉田氏蔵本は、後人の刪補と思はれるふしがあるので、以下比較の対象となつた松平文庫本・内閣文庫本・神宮文庫本と、これを別にすることゝした。その場合少差はあるが三本共通して存し、本書に欠く本文のみを扱ひ、松平文庫本の本文を以つて三本を代表した。

巻一六オ、又首山ノ銅ヲ采テ斷ヲ荆山ニ作ル此帝后妃四人御子廿五人姓ヲ得玉ヘルハ十四人也（彰考館本）

巻一八ウ、又首山の銅采て斷を荆山ニ鋳させ給ふ斷すてに成ぬるときに龍ありて胡髯を垂てくたりて帝を迎へたてまつる帝上て騎したまふ君臣後宮の従て龍にのほるもの七十余人龍すなはちのほりさりぬ小臣ののほることにさることくくに龍の髯をとれり龍の髯抜て帝の弓をおとせり百姓仰望て其弓と龍ノ髯とを抱て号ふこのゆへ後の世其処を斷湖といひ其弓を烏号とは申なり御在位ハ一百年也三百年とも申めり左徹と申人帝を恋慕したてまつりてその御形をきさみたてまつりて朝夕に礼拝したてまつりしこゝろさしあはれにおほえ侍きこの帝后妃四人御子二十五人姓を得たまへるは十四人也（松平文庫本）

巻一十ウ、（舜）在位廿年御年一百歳也蒼梧ト云所ヘソ（以下欠）（彰考館本）

巻一十四ウ、在位廿年御年一百歳なり蒼梧（サウコ）といふところへそをくりたてまつりしふたりの后（二人后恋慕事）の名をは娥皇女英（ガクワウジョエイ）と申き舜にをくれたてまつりて湘浦（シヤウホ）といふところにすまし給て恋慕（班竹事）の涙に竹の色さへくれなゐになりたりしこそあはれに侍しかさても異（イ）説にこの帝堯をとらへたてまつりてころして位には即（ツキ）給へりときゝしこそまことしからす侍れさらんにはいかてかこれほとの聖徳はおはしますへき囹堯台（レウケウタイ）（囹堯台事）と申すところはまさしく侍とかや（松平文庫本）

巻一、十一オ（禹）遂ニ大功ヲ成玉ヘリ五十畝ヲ作者ニハ五畝ニソ（彰考館本）

巻一、十五ウ、遂に大功を成給へりすへて七百余国に九州を別て貢賦（コウフ）を均（ヒトシク）し給へり五十畝（ホ）をつくる者には五畝にそ（松本文庫本）

巻二、彰考館本には第卅主哀王の記を欠く。

巻二、十一オ、第卅の主をは哀（アイ）王と申き貞定（テイテイ）王の御子也位につきて三月と申しに弟叔襲（クヰヨウ）この王をころしたてまつりてみつから位に即給き思王とそ申しこの王又するゑの御弟のためにまたころされ給き浅ましかりき哀ともなりき（松平文庫本）

（註記　但し彰考館蔵本の、行間書入に、「（前略）三十哀王立三月弟叔襲殺之自立爲王是爲思王弟隗又攻殺之（後略）」とある。内容を同じくする点注意される。）

巻二、十五オ、（始皇帝）此時夏四月寒シテ凍死スル物アマタ聞ケリ相国呂不韋（彰考館本）

巻二、廿オ、此時夏四月さむくして凍して死ぬるものあまたきこへけり彗星（ケイセイ）西方又北方にみへて八十日にをよへり又相国呂不韋（松平文庫本）

巻三、八オ、（項羽）敵ノ目ノ前ニ失ハンモ堪ヘキ心モセス（彰考館本）

巻三、十ウ、かたきの此馬にのらむ心うき事なれはころさはやとおもへとも目の前にうしなはむもたふへきこゝちもせす（松平文庫本）

巻四、二ウ（東方朔）世ノ人是ヲ狂人ト云ケリ古ヲモ今ヲモ不知ト云事ナシ（彰考館本）

巻四、四オ、よの人これを狂人といひけりものいひなとくちさかしくていひいたしつることおかしかりけり古をも今をもしらすといふことなし（松平文庫本）

巻四、十一ウ、高祖元年乙未年ヨリ元始五年乙丑マテスヘテ十一帝ニ呂后ヲ加ヘテ二百十一年也（彰考館本）

巻四、十九オ、高祖元暦乙未のとしより今暦に至迄は二百十四暦帝王は十二代呂后を加へたてまつらは十三主也（松平文庫本）

巻五巻六には、右の如き比較的長文の誤脱は見出さない。特に巻六は、屢々述べた如く、彰考館本系を、松平文庫本は書写してゐるので、僅か助辞上の相違をも殆んど見出し難い。右文の顕著な異同は、内閣文庫本・神宮文庫本のいづれにも共通してみられ―語句助辞上の少差は存するが―彰考館本に欠く部分である。その意味では、本文上からみても、この三本は一類をなし、彰考館本系と之を別にするわけである。

〔江戸前期〕写「唐鏡」存六巻　島原市立図書館松平文庫蔵

写本、六冊。料紙は薄手の楮紙。袋綴。

表紙、縹色地に唐草・昆沙門格子等を空押した行成表紙である。竪二十七・三糎。横二十・二糎。

字面（本文）、高サ約二十二糎。

題簽、表紙左肩、白紙短冊に、「唐鏡一（～六）」と墨書する。

内題、「唐鏡第一（～第六）」。尾題なし。但し巻六のみ、「唐鏡第六」と記す。それは前五巻とは別系統の写本に依つたがためである。後に詳記する。

奥書、無し。

丁数、巻一、廿三丁。巻二、廿五丁。巻三、卅丁。巻四、廿四丁。巻五、廿一丁。巻六、十八丁。

行数、毎半葉十行。字数各行約廿二〜廿六字内外。

印記、各巻末に、長方形の「尚舎源忠房」印（青肉）と、その下に円形の「文庫」印（朱肉）が捺されてゐる。尚舎源忠房は記すまでもなく、寛文九年に島原城主に転じた松平主殿頭忠房の蔵書印である。忠房は元和九年に生れ、元禄十三年、江戸邸にて年八十二歳の高齢をもつて没してゐるので、蔵書印のみからすれば、本書の書写年代は自づから判明するわけである。又装幀料紙等を本書と同じくする蔵書もかなり多く存し、手跡も本書と近似する写本も蔵書中に散見するところから、恐らく、―筆写者は誰れと知れぬが―忠房生前中の蒐書、或は忠房が令写させた諸本の中の一つかと推定される。

備考一、本書は巻一から巻五までが平仮名交りの文躰であり、巻六のみ片仮名交り文である。この変則的な形態に就いては後記する。巻五までに就いてみると、この平仮名交り文の、漢字の多くには振仮名が施され、まゝ、道祖神（タウソシン サイノカミ）の如く、左側に訓読する例も散見する。又、牝鶏（ヒンケイ）、牖里（イウリ）の如く、訓読から更に語義をも註するに至る場合もあつて、時に、之を判別し難い事もある。また、青き蠅（メントリノ事 ハチ）、諸部（ショホウ）のやうに、明らかに誤まれる仮名も処々に見出すが、本書の振仮名はこのほか特異な例はすくなくない。この新旧入りまじり統一を欠く点、寧ろ、唐鏡伝本過程の跡を含みとゞめてゐるのではなからうか。

本文の上欄余白には、他の諸本(A)類(B)類(二)に共通して誌された、見出しの項目が、全巻に亘つてゐる。彰考館本に比し、やゝ異る項目もあるが、その大概は一致する。巻一のみは彰考館本は之を欠き、本書の系統には之を存するこ

とは前記した通りである。

備考二、本書の本文は、(B)類(二)内閣文庫本・神宮文庫本と最も類似する。而もこの三本の中では書写年代も古く、現在のところでは、この系統の最善本と云へる。たゞ、ところ〳〵で述べて来たが、本書は前二書にない巻六の本文を有し、而も、この巻に限つて片仮名交りの文体であることである。常識的に考へて、この巻六は、別系統の写本に依つて補つたとみるのほかはない。—但し、この巻六と巻一から巻五までは書写の年代、或は筆者等は異るものとは見られぬし、又装幀・料紙等も前記の如く同一である。—この条件を前に置いて考へると、その場合、本書の依つた写本は、もと〳〵変則的に巻六のみを片仮名交り文である一伝本があり、それを、そのまゝ本書が踏襲したものであつたか、それとも、平仮名交り文の五巻本を書写し、その後、といつても、書写後余り時を経ず、偶々片仮名交り文の六巻本を得て、前者の欠く、巻六を補ひ、これを同一装幀としてとゞめたが故に現在の如き形態となつて残つた、と考へる、この二つのいづれかと思はれる。恐らくは後者の推定の如き経過であつたらう。それといふのは、本書の巻五までには、他本の校合が、欄外・行間に書入れられており、それは巻六と同じ片仮名交りの文体であるところからである。従つて、イ本と本書に記す校本は、これより判断すれば、補写の巻六と同本であると推定するのが妥当な見方であらう。ひとまづ、結論から先に述べると、このイ本は、彰考館本系の写本であらうと考へる。そして巻六は元々本書の依拠する写本に全文を欠く故、忠実に書写して、之を補ひ、巻五までは、著るしき異同、多くは本文の欠落箇所を誌るし、その他の語句上の異同は、かなり任意的に、筆者の必要と認めるものを拾つて校異したもので、誤字・誤脱等を補ふを主として、異同のすべてを細密にあげるといふことはしなかつたのではなからうかと思はれるのである。

それでは、まづ、巻六を彰考館本と本書を比較すると、彰考館本は本書より、やゝ古き書写になるものと思はれるが、勿論、本書は前者の臨写ではないし、詳細にみると、僅少とは云へ異同を見出し、前者からの直接の転写とも云ひ難い。がしかし、両本巻六は漢字・仮名の書分に至るまで殆んど同じといつてよく、極似する本文である。煩らはしいが、念のため、その異同を次に挙げる。

彰考館本	松平文庫本	
一オ字ハ桓	一オ字ハ子・桓	十ウ安北将軍王浚
三ウ曹爽（サウ）	四オ君・曹爽（サウサウ）	十ウ黄門ノ布門・布被（フスマ）ヲ取テ
四ウ般・破レヌ	四ウ盤・破レヌ	十一オ豊度
六オ諱奐	六ウ諱ナシ	十一オ劉聰
六オ年号五十七	七オ号ナシ	十一ウ眼硯ヲ贈リキ・
六ウ巨人	七オ巨人（キヨ）	十二オ呉孝王晏（アン）
六ウ寛恵（クエイ）	七ウ寛恵（クワンクエイ）	十二オ春比
七オ雉頭裘	八オ雉ノ頭裘	十二ウ翟允（キクイン）
七オ龍将（リヤウンヨウ）	八オ龍将（レウンヤウ）	十二ウ酒ヲ行（ヲコナ）ハシメ
七ウ鎗前ノ舎利出現事声アリ	八ウ舎利出現事ナシ（上記彰考館本舎・利・出・現・ノ・事・ハ見出シガ本文中ニ混入セルモノカ）	十二ウ心モ悉テ
	十ウ三国ノ竝タチシヲコソ	十三オ字道幾（キ）
	十一オ五字ナシ	十四オ三月閏八月
十オ三国の竝クチシコソ（ヲ）		十四オ世根（セイコン）
十オ矢当帝頻事（欄外見出シ）		十四オ中書令庾亳
		十四オ焼大極殿事（欄外見出

十一ウ安北将軍王後・	
十一ウ黄門ノ布々・被（フスマ）ヲ取テ	
十二オ豊（ホウ）度	
十二ウ劉聰	
十二ウキ・無シ	
十三オ呉孝王晏	
十三オ春コロ	
十三ウ翟允（キクイン）	
十四オ酒ヲ行（ヲコナ）ハシメ	
爵（サカヅキ）ヲアラハシメ・・・・・・・	
十四オ心モ迷テ	
十四ウ字道畿（タウキ）	
十五オ三年閏八月	
十五ウ世（セイ）ナシ	
十五ウ中書令庾亮	
十五ウ五字ナシ	

シ）
十五オ字ハ千霊
十五オ諱ハ耀字昌明
十五ウ正統長傾ヌ

十六ウ字ハ千霊（センレイ）
十七オ諱ハ耀字昌明（エウ シヤウメイ）
十七オヌ無シ

十五ウ徳宗位ニ即ク
十六オ宮ヘリ給ヌ
十六ウ余晉

十七オク無シ
十七ウ宮ヘカリ給ヌ
十八オ余晉（ヨシン）

そのほか、彰考館本巻六には、前記した如く朱筆の註記が数ケ処あつた。即ち「八オ、娵ハ采女ノ二字ヲ一字ニ書タル也」、「八ウ、四十二ハ厄年也」、「十二ウ、ヲメクハオメクト書ベシオラヒナドノオニ同ジ後世ワメクト云ハ訛也」、等であるが、この註記は、勿論本書には書写されてゐない。

以上が巻六に於ける両書の本文の相違のすべてゞある。その異同は数ケ処に語句上の違ひを散見するにすぎず、それを除いては、仮名・誤字・脱字・誤写等にその相違の多くが見出されるのみである。これをみても両書は、巻六に於ては如何に緊密なる関係にあるかゞ知れるのである。これらの差異は転写の際に於ける僅かな誤写・改訂とも云へないこともないが、いづれにせよ、両書が祖本を同じくするものであることは間違ひない。とりあへず松平文庫本の依つた、この写本を、こゝでは彰考館本系と呼ぶことゝする。

扨、それでは、巻一から巻五迄の校異に用ひられたイ本に就いてみると、本書の脱文、書入等の甚だしきものは、彰考館本系をそのまゝ、上欄余白・行間等に書入れてゐる。まづ、彰考館本のみに存した書入—本文にもれる各王朝の帝王次第—は一ケ所をのぞきすべて一字違はず本書にイ本として書込まれてゐる。その一ケ所とは彰考館本が巻二周王朝第五主穆王末に、

第六共王穆王子第七懿王共子第八孝王懿弟第九夷王懿子

とある行間書入である。がこれのみは、校異の際、どうしたことか脱落してゐる。

次にイ本を以つて補つた本書の欠文並びに異同の著るしきものを左に掲げると、（以下片仮名交り文は校異部分）

巻一 9オ　二十五人の中なるべし「イニ遊子猶行残月トイヘル是ナルヘシ」

巻一 17オ　天に山をうかち河を通することありしを「イニ発キ地ノ気通スル事アリシヲ」

巻二 1ウ 文王は二をそたもち給「イニ赤雀出来テ丹書ヲ含テ文王ノマシマス戸ニソ留リケル日月ノ光身ニツクトソ夢ニ見給シ猟ニ出給ハントシケルニトスルニ所レ獲竜ニモアラシ虎ニモアラシ熊ニモアラシ羆ニモアラシ獲玉ハン所ハ覇王ノ輔ナラントイヘリ猟シ給ニハタシテ太公ニ渭水ノ陽ニ遇ヌトモニ語テ大ニ喜テ曰ク吾太公子ヲ望事ヒサシ号シテ太公望ト云テ車ノ右ニ載テトモニ還給テ師トソセサセ給シ又霊台ヲ作ラントテ地ヲ堀ルニ死人ノ骨アリ更ニ葬ラントス吏ノ申サク是主ナシ文王ノ曰ク天下ヲ保ツ物ハ天下ノ主也一国ヲ保者ハ一国ノ主也我又其主ニアラスヤ又何ソ」王をもとむへきとて

巻二 12ウ 呉王剣客を好しかは百姓瘢「イニ瘡多カリキ楚王細腰ヲ好シカハ宮中餓死多カリキカヤウノ事ハ御用意アルヘキ也又管仲病スル時桓公行向テ歎キ惜次ニ問曰ク群臣ノ中ニ誰ヲカ可用管仲カ申サク臣ヲ知ハ君ニ如ハナシ公ノ曰ク易牙如何対曰其子ヲ殺テ君ニ叶ヘリ人ニ情ニ非ス公ノ曰開方ハ如何対曰親ヲ倍君ニ適人ノ情ニアラス近付カタシ公ノ曰豎刁ハ如何対曰自宮シテ君ニ叶ヘリ人ノ情ニアラスシタシミカタシト申ケル斉景公ノ御時晉ノ国燕ノ国ヨリ境ヲ侵シテ斉ノ軍ノ破シヲ景公深ク愁ヘ玉フ晏嬰ト云人」武勇の人をまいらす

巻二 19オ　信陵君あり「イ此四君ハ皆明智アリテ忠信アリ」

巻三 7ウ 脽水と云所にていくさ「イヲスルホトニ高祖ノ方ノ軍」四十万人

巻三 10ウ 七十余度の合戦にあたるものなかりき

巻三11オあたるへくもおほえねは「ィ皆道ヲアケテ出・ツ」(シあり彰)項羽遂に

巻三13ウ　賤(イヤシキ)ものゝきわまりすてにたりぬとそおもひ待りける「ィニ昔下鄙圯(カヒチムシノ)上ニテ老父ニ遇テ一編ノ書ヲエタリキ其書ヲ見ニ太公カ兵法也是ヲ読ハ王者ノ師タルヘシト云(イ彰)ヘリ此書ハ素書也太公ノ兵法ニハ非スト申ス説アルニヤ兵法コソハ高祖ノタメニモ項羽ヲウタルヽ軍ニハ簡要ナレハ素書ニハ軍法ノ様ヲ不説ニヤ此書ヲ与ル老父ハ今十三年ノ後ニ我ヲ済北ノ穀城山ノ下ニミヨ其ニアラン黄石ハ我也トソ申ケル十三年ニ当テ穀城山ニシテ果(ナシ彰)シテ黄石ヲ見此石ヲ祭リ侍ケリ張良人間ノ妻ヲ捨赤松子ニ随テ仙ヲ学ヒケリ遂ニ東王公ノ玉童トソ成ニケル」此御時

巻四1ウ　この御時はしめてつけられたり(イまる)

巻四15ウ　君よはくして婦人こはゞなるべきしるしなり(イコハカルヘキ)

巻四19オ　乙未のとしより今暦に至迄は二百十四暦帝王は十二代呂后を加へたてまつらは十三主也(イ元始五年乙丑マテスヘテ十一帝(彰氏ニ作ル)ニ呂后ヲ加テ二百十一年也)

巻五11オ　箭(ヤ)につけて射とき「ィ匈奴ニ語テ漢家ノ箭ハ神也」あたらんきすは

巻五19オ　尚書盧(シャウシヨロ)「ィ植追テ数人ヲキルソノ余ハ」河南に投て(至イ)しぬ(又イ)

等である。以上の掲出した如くイ本による補写部分は極く僅かな違ひを除き、彰考館本の該当部分と一致する。(こゝで留意されるのはこの本書の補写部分は内閣文庫本・神宮文庫本共々同様に之を欠き、この点も、右の三本は比較的近似する。)

その外に、このイ本にて校合せる個所は、語句上に関するものにすぎぬが、百数十ケ所の多きに亘る。(詳細は校異篇を参照されたい。)そのイ本はやはり片仮名交りの文体であり、前記のイ本と同一であることが認められる。そして、それも彰考館本と比較する時、わずかではあるが、相違し、厳密には彰考館本そのものとは云ひ難い。また、

これらイ本による校異部分のみからみれば、イ本は、勿論直接に彰考館本を指すものではないが、彰考館本に極似する同系の一本によったことは否みがたい。そして、恐らくそれは巻六を補写した際の一本と同一本であると推定される。しかしながら、現存本では、それに該当する伝本は見出せない。

たゞ、このイ本との校異に際して解せないのは、本書と彰考館本との異同は、校異篇にあげたごとく、些少な語句まで数へれば甚だしい数にのぼる。それが、どうしたことか、彰考館本系の伝本であるイ本との校異に際して、その一部をのみ校するにすぎない点である。すべての異同を丁寧に誌すなどといふことは考へられないとしても、文意・文脈の通ぜざる所、或は脱文・脱字・誤字を補定するの如き一貫した方法も見出し難く、かなり恣意的な校異である。もし、かりにそれが任意によるものでないとすると、本書の依つたイ本は、彰考館本系の伝本と考へるわけにはいかないが、巻六の補写の場合の一致、または、前記の行間書入・長文の脱文等の後補に於ける一致など併せみると、やはりイ本は彰考館本系と云はざるを得ない。その間の事情は現在如何とも云ひ難いが、本書は本来巻六以下を欠き、巻六に就いては彰考館本系を忠実に補写し、その巻五までは、校訂者の任意によつて適宜に之を校異したものであると推定するのほかはないと思ふのである。自然、本書に欠く本文の著るしきは之を補つたが、本書に存し、イ本である彰考館本系に欠くところの本文に就いては、あらためて、その由を何等註記するの必要を認めなかつたのではなからうか。その箇処は彰考館本解題に於て掲出しておいたので参照されたい。右が本書と彰考館本との交渉の大略と考へられる。

「唐鏡」存五巻　内閣文庫蔵

写本、一冊。料紙は楮紙。袋綴。

表紙、茶褐色無地。竪廿七・七糎、横廿糎。
字面（本文）、高サ約廿三糎。
題簽、表紙左肩、短冊形の白紙に子持枠をひき、「唐鏡全」と墨書。なほ表紙中央に、「雑部、唐鏡全」と朱書。
内題、「唐鏡第一（〜第五）」。
奥書、無し。
丁数、全八十二丁。（序二丁。巻一、十四丁。巻二、十八丁。巻三、十九丁。巻四、十六丁。巻五、十三丁。）
行数、毎半葉十三行。字数各行約廿五字内外。
印記、初葉表に、長方形の「浅草文庫」、「和学講談所」等の朱印が捺されてゐる。

備考、本書の書写年代は、江戸中葉をやゝ降る頃か。(B)類㈡、松平文庫本系の、平仮名交りの文体で、まゝ変則的な漢文躰の跡をとゞめる処もあるのは、諸本同様である。漢字には多く仮名が振られてゐるが、松平文庫本に較べるとかなり尠く、且つ、それも相互の間にはかなりの異同が存する。

本文は松平文庫本の系統ではあるが、これも諸本との比較の上の事であつて、両書の間には猶、短文・語句・助辞等の些少の違ひは多々見出される。本書と、本文が極似する一本に、神宮文庫本（五巻）があるが、それは後述する。すでに前記の解題中に誌してきたが、(B)類のなかに於て、この三つの写本が、彰考館本に対して、ほゞ共通して異同箇所を同じくするところが多いといふ点で、一系統をなしてゐるといへるのである。従つて本書と彰考館本との異同の大略は、松平文庫本と彰考館本との、それに、ほゞ同一する。詳細は校異篇にしるしたので、こゝでは省略するが、㈠彰考館本に存し、松平文庫本に闕く章句は、大体一致して本書に於てもかけてゐる。（松本文庫本解題参照）。

(二)松平文庫本にあつて、彰考館本に脱落してゐる本文についても、同様なことが云へるのである。(彰考館本解題参照)。いづれにしても、本書の本文は松平文庫本に近い。

よつて松平文庫本と本書との僅かながらの相違を概略することにする。又両書の相違は神宮文庫本(五巻)との比較ともなる。それは神宮文庫本が本書と極似する本文をもつ故である。神宮文庫本解題では、従つて、これには触れない。

(イ)松平文庫本には、片仮名交り文体の巻六が補写されてゐたが、本書には勿論之を闕いてゐる。これは前述した如く、松平文庫本が彰考館本系の一本によつて、巻六を補つたがためであらう。(ロ)又、松平文庫本には、彰考館本系のイ本に依つて、校異を細記してゐたが、やはり本書が、それを欠くのは云ふまでもない、(ハ)又上欄に誌された各項目の見出しは、両書殆んど同一であるが、僅か両書の間には相互に出入・存欠等が見出される。(ニ)猶松平文庫本には処々行間に語句の意義等を註記した書入があつたが、本書には、それは誌されてゐない。(ホ)両書の本文の異同は次に掲出した数例の短い詞句程度のものであつて、これを除けば、単語・助辞・漢字と仮名・振仮名等の僅差の相違が点在するにすぎない。本書の書写年代から考へて、かゝる異同は寧ろ自然の伝本経過のあとであらうか。それでは次に、両書の本文の比較的大きな相違箇所を記す。

松平文庫本	内閣文庫本	
巻一17ウ黄帝十八世の孫主癸(ソンシュクキ)の子なり母をは枝都と申す白気の月を貫を見て意に感て	巻一12ウ黄帝十八世の孫主癸(ソンシュクキ)の子なり母を見て意に感し	巻一22ウ堯舜むまれて上にまさは十の桀紂ありとも乱るゝことあらし桀紂むまれて して
		巻一16オ堯舜むまれて上にまさは十の堯舜ますとも治めたまふことあらし

上にあらは十の堯舜ますとも治めたまふことあらし
巻二10ウ孔子君の呪をよろこひてやかて鯉と名けて字をは伯魚と申き
巻三21オ群臣の議非也秦その政をうしなひて諸侯豪傑ならひにおこる人々
巻三23オ今法に坐して刑せら

巻二7オ孔子君の呪をよろこひてやかて鯉と申き
巻三13ウ群臣の議侯豪傑ならひにをこる人々
巻三15オいま法ニ坐して刑せ

るへし妾いたむらくは死ぬるものは又いくへからす刑せらるゝものは又属すへからす妾ねかはくは没入して
巻四12オ雹ふる大なる事鶏の子のことし深さ二尺五尺人おう〳〵あやまちあり飛鳥もおう〳〵しにゝけり

らるへし妻ねかはくは没入して
巻四8オ雹ふる大なる事鶏の子のことし深さ二尺五寸人おほ〳〵しにゝけり

これらが、その主なるものであるが、内閣文庫本の闕文は、伝写の間に於て次第に書落されて来たものとしか思へぬ。本来は松平文庫本の本文の如くにあつたものであらう。

「唐鏡」存五巻　神宮文庫蔵

写本、乾坤二冊。料紙は楮紙。袋綴。
表紙、茶褐色墨流し模様。竪廿八・四糎。横十九・五糎。
字面（本文）、高サ約廿三・四糎。
外題、「唐鑑」（本書のみ唐鑑とあり、但し別筆か）と墨書。
奥書、無し。
内題、「唐鏡」

丁数、乾冊三十四丁（序二丁。巻一、十四丁。巻二、十八丁。）。坤冊四十八丁（巻三、十九丁。巻四、十六丁。巻五、十三丁）。

行数、毎半葉十三行。字数各行約廿五字内外。

印記、各冊の各首に、「林崎文庫」の長方形朱印が押され、巻尾には、「天明四年甲辰八月吉旦奉納／皇太神宮林崎文庫以期不朽／京都勤思堂村井古厳敬義拝」といふ、やはり長方形の朱印がある。村井古厳奉納本の一つである。

備考、本書は、前記の内閣文庫本に、殆んどすべての点で極似する平仮名交り文体の五巻本である。本文は勿論のこと、丁数、各葉・行数、一行の字詰、改行、更に漢字と仮名の書き別け、仮名の草躰に至るまで、前書と、ほゞ一致する。

書写の年代は、内閣文庫本に比べ、やゝ下るかの感じを受ける。右記の押印にある、天明四年、古厳奉納の時代を余り隔てぬ時期の写本と推定される。書写その人は現在のところ分明でないので、書写時代も勿論、単に印象にすぎないが、その印象的な結論からすれば、本書は、どうも前者の転写本であるやうに思はれる。そうでないとしても、同一本から直接に両書がわかれたものと考へられて、これ以上に彼此の間の疎遠は想像し難い。（本書に就いては、さきに、後藤丹治氏により、「芸文」第拾五年九号に紹介されたので、参照されたい。）そこで、この推定を拒む理由・証拠の如きもの、即ち両書の相違を、次に挙げながら、みてゆきたい。

まづ、本書が二冊本に綴り、前者が一冊本であることは差したる問題が存しない。が(イ)漢字に施された振仮名に就いてみると、前書に比し、本書はかなり多箇処に亘り、それを欠く。又、その振仮名も両書の間には多少の異同が認められる。そして殊に内閣文庫本の左側に施された傍訓―例へば中衢（チウク）、白環（ハククワン）、の如き、チマタ（チマタ）、タマキ（タマキ）、等の傍訓は

本書にはすべて認められない。(ロ)前書の欄外余白に誌された、各項目別の見出しは、めだつて本書に於ては記入されることが尠くなつてゐて、振仮名と共に両書の異同の主なるものとなつてゐる。(ハ)又、僅かながら、漢字の相違が見出される。例へば放勛（内）—放勲（神）の如き。(ニ)漢字の右下に細字に記された片仮名の送りかなは、内閣文庫本には、まゝ見いだされるが、本書は殆んど、それがない。例へば、治〻、大キナル虹ニシ、のメ、キナル、の如きもの。(ホ)又、本文上の小異、巻一を例にとると、大門の程（内）—大門の裡（神）、小臣ののほることに（内）—小臣ののほることの（神）、英一ハ（内）—英一（神）、等の数例を散見する。(ヘ)又、両書の行数字数は殆んど一致するが、次の如く一行中の末尾一・二字が前葉又は次葉に入り込んだ例外はある。

内閣文庫本、巻三、酒のまんとてあら〳〵し」（2ウ）きけしきして、のきが、神宮文庫本では前葉へ。

同巻三、太上皇とそ申たまひ」（9オ）ける、のけるが神宮文庫本では、9オ末尾となる。

同巻三、良医をむかへてみせ」（10ウ）せめ給ふ、のせが、しと訂せられて、前葉に入る。

同巻五、地になけられしとき璽」（3オ）の上の螭の一の角、の璽が神宮文庫本には次葉の始となつてゐる。

等である。(ヘ)に関しては臨写・摹写でない限りは当然起り得る現象であらう。その細部にわたれば、僅かの差異は散見することであらうが、煩はしいので、これを避ける。

扨(イ)から考へてみると、振仮名が転写の際に省略されてゆく傾向は、唐鏡諸伝本の中で、例へば松平文庫本と内閣文庫本の例に於ても、著るしい現象であつた。殊に傍訓がすでに誰れしも不必要に感ぜられる如き場合には—難訓を除いて—それが便宜的なものであれば猶更であらう。又漢字の左側に附された傍訓は、時に語句のもつ意義と混同しやすいものであらうから、—さきの、中衢チウク、白環ハククワン タマキの例などをみても—これが無視されるのも考へられないことはない。又

振仮名に於ける両書の異同をみると、幽邈（内）―幽邈（神）、旱魃（内）―旱魃（神）の如き、或は茅茨（内）―茅茨（神）、南巣（内）―南巣（神）、羿（内）―羿（神）、櫛れは（内）―櫛れは（神）等の如く、―（誤読を正すことは別として）―訓読に於ける当世風な影響が書写する者によつて校訂されてゆくのは、時代を問はない現象であらうか。

(ロ)の欄外見出しに就いては、本書が内閣文庫本の転写であるとすれば、現在からでは想像に苦るしむが、見出しそのものゝ意味も、それが披見のためのあくまでも便宜と考へれば、理解し得ないこともない。これによつて唐鏡本文を変へ得るものではないからである。但し(ハ)の漢字の明白な相違、(ニ)の送り仮名の小差、(ホ)の本文の僅差な異同には、それらの例が尠いものにせよ、単に誤写云々をもつて片附け難いものがあるのは事実である。従つて厳密には、本書が内閣文庫本の転写とはいひ難いのは云ふまでもない。が一方前記した如き本文の甚だしき類似、特に、丁数、行数、字詰、漢字仮名の書き分け、仮名草躰の極似等から類推すれば、直接の転写でもない限り、なかなかに想像し難いものがある。一歩ゆずつても、両書は、同一本からなる直接の書写ではなからうか。そして内閣文庫本が、やゝ早く、本書は幾分が遅れる書写時代が想像される。いづれにせよ、唐鏡伝本中では最も近く、寧ろ同本とみて差支へはあるまい。

〔江戸前期〕写「唐鏡」存五巻　吉田幸一氏蔵

写本、五冊。料紙は楮紙。和袋綴。

表紙、茶褐色墨流し模様。竪廿七・二糎。横十九糎。

字面、高サ約廿一糎。

外題、「唐鏡一（～五）」と表紙左肩に墨書。

内題、「唐鏡第一（〜第五）」。第一巻内題の下方に、「従二位藤原茂範卿撰」と本文同筆にて誌す。撰者名を明記するのは本書のみである。

尾題、「唐鏡第一（〜第五終）」。

識語、第五巻末に、著者の父、藤原経範の伝記の一葉がある。之も筆者は同じである。

故式部大輔元範卿孫故前越前守正四位下孝範／朝臣一男建久八五月文章生八才建仁正廿一日任加賀少掾／同八月廿日宿直内御書所承元二三月十六日非蔵人／同四十一廿五新院非蔵人同五正月五日判官代建暦三／七月十二日給穀倉院学問料建保三正月廿三日秀才／同五正月四日献策同廿八日左衛門少尉蒙検非違使宣旨／同十二廿五日叙爵　承久元五月十二日　聽七条院昇殿／貞応元十二月廿二日従五位下罷検違使巡叙之」（22オ）嘉禄元四月廿日聽嘉陽門院昇殿同二正月七日／刑部権少輔同三五月十三日聽安嘉門院昇殿安貞／二正月位下策労貞喜二四月十四日大学頭父孝範／朝臣譲之同三正月六日従四位下策労同廿九日土佐介／貞永元十二卅日列耆儒同二十二月十五日復任父／同廿二日遷任文章博士文暦二正月廿三日越中介嘉禎／三正月五日任従四位上策労暦仁年正月五日任／正四位仁治元正月廿二日越後権介同十一月一日聽昇／」（22ウ）殿　右見公卿補任十四巻（数行置イテ）

右唐鏡者従二位藤原茂範卿撰也巻数不詳今存五巻而已

丁数、第一冊、序三丁、巻一廿四丁。第二冊、巻二所収卅五丁。第三冊、巻三所収卅二丁。第四冊、巻四所収廿五丁。第五冊、巻五所収廿一丁、識語一丁半。

行数、毎半葉十行。字数一行十六〜廿字。

印記、第一冊表紙右上に白紙を貼付し、「西荘文庫」の長方形朱印を押し、その上に「花五十三全五」と墨書する。又

第五冊巻末にも「西荘文庫」の旧蔵書印がある。

備考一、本書は平仮名交り文体のやはり五巻本である。他の諸本等にみられる振仮名・傍訓・書入等は一切ない。書写の年代は、松平文庫本と殆んど同じ頃か、しかし、やゝ遡る印象が残る。全巻流麗な筆跡で遅滞なく書写され、まゝ見せ消ちを誌すが、塗沫・削除の如き汚れがない美麗な写本である。

本書の本文は、現存の唐鏡伝本の中では、特異な位置を占める。前記諸本の間の異同に較べ、本書は更に著るしい特徴を示してゐる。即ち片仮名交り文の彰考館本と異るのは云ふまでもないが、平仮名交り文体である松平文庫本系、或は伝為氏本系とも相違する。又これら諸本間、相互の異同とは別に、本書特有の本文が各処に見出されるが、その中でも巻二巻三に於ける数ケ所は、かなり長文にわたるものがある。寧ろ、それは後補或ひは改刪のあとかとも疑はれるものであり、唐鏡伝本中に於ては、本書は、やはり異本的な性格が強い伝本とも云へる。勿論各巻の所収内容・その構成にまで及ぶといふのではないが、それらの点は、前記諸本とは明白に区別されるべき系統をなしてゐることはいなまれない。（本文異同の詳細は校異篇に記す。）

それでは、本書の特徴を最も示す巻二・巻三の数箇所に就いてゞあるが、特に巻二の以下二例は種々の問題を提示する。（以下本書との比較の対称は便宜的に松平文庫本を撰んだが、他の諸本は少差はあるがこの場合さしたる問題を持つ程ではない。）

松平文庫本・巻二10オ

第廿四生有餐事の主をは霊王（レイ）と申きむまれて御ひけましましきありかたかりし事なり廿一孔子生事年にそ孔子はむまれ給しこれは儒童菩薩（シュドウホサツ）の権化

也これも天地経には儒童在彼号曰孔丘漸々教化令其孝順とみへたり孔子の貫主の御弟子顔回は光浄菩薩也仏遣三聖権化一方といへるは老子孔子顔回の御事なりこの時盗跖とて」猛悪のもの有き教化のために孔子其家へ行たまひしかともさらに聞いれすをひかへしたてまつりしを孔子仆とは申なり孔子の御子伯魚むまるゝ時魯の昭公鯉魚をたまひき孔子君の呪をよろこひてやかて鯉と名けて字をは伯魚と申きいまの世まて産所へ鯉魚を送ことはこの故なるへし 産所送鯉魚事 此王の太子をは王子晉と申き護嶺といふ山にて仙に王子晉昇仙事のほりて御位には即給はす衆生教化のため日本国に跡をたれ給て熊野権現と申す説ありもしまことならは利益衆生の御心さし籌量のおよふへきにもあらす」熊野権現御事 第廿七の主をは敬王と申きこの元年にそ老子は関令尹喜と西国へゆき給し年八十六とそうけ給き此時四十一年四月已丑にそ孔子又うせ給し年は七十三とうけ給き人のかたり侍しは七十人の御弟子といかたにのりて東海にうかはせ給しは日本国へわたらせ給しなりと申侍き

本書では、同巻12オ

第廿四の主を霊王と申き生れて御髭ましく〳〵き有かたかりし事なり二十年十月庚子」日本国綏請天皇三十年已酉に当りてそ孔子は魯昌平郷鄒邑に生れ給ひし也そも〳〵孔子は殷の成湯の子孫宋公微仲より十五世に当れり父を叔梁紇といひ母は顔氏名は微在也叔梁紇年老ぬれとも男子なき事をうれへて尼丘山に禱りて孔子生れ給へり故に名を丘字を仲尼とそつけ給へり三歳にて父におくれ玉ふ幼して遊ひ玉ふに俎豆の器を陳ね揖譲進退の礼をなし給ひき十九歳にして御子伯魚生れ給ふ時魯の昭公鯉魚」(21ウ)賜ひき孔子君の呪をよろこひてやかて鯉と名つけ字を伯魚と申き今の世まて産所に鯉を贈る事此故なるへし孔子生れなからにして大聖の御徳ましく〳〵き周のおとろへ行事をかなしひて七十二君にまて説給ひしかとも用ひられさりけれは退きて魯の洙泗のほとりにおはしまして先王の典籍のみたれたるを糺し百家の残れる文ともを考へ給ふ堯舜の道を祖述し文武の法を憲章し礼を定め楽を理め詩を刪して三百篇とし」(13オ)虞夏商周の書を討論して百篇となし史記を約して春秋を修め易道を讃して八索をしりそけ職方を述て九丘を除き玉へりされは孔子より以前の聖人は孔子によりてあらはれ孔子より後の聖人は孔子を法とるとそうけ給は

る又孔子の世に出玉ひしは獣に麒麟有鳥に鳳凰有かことしとも又日月の如しとも申せり凡生民ありしよりこのかた孔子にまされる聖人はあらしともほめ申き孔子礼を老聃に学ひ楽を賓牟賈にとひ琴を撃」（13ウ）磬襄にならひ給へり御弟子は三千人有中にもすくれたる弟子七十二人なり其中に顔淵閔子騫冉伯牛仲弓をは貫主の弟子といへり 此御時四十二年四月巳丑にそ孔子うせ給ふ日懿徳天皇二十二年壬戌にあたれり御年七十四魯哀公誄して嗚呼かなしき哉尼父みつからのとか事なしとそ歎き給ひけるやかて魯の城北の泗水のほとりに葬り奉る御弟子皆悲しみに絶すして塚のほとりに廬して三年の心喪をなしぬ子貢はかな」（14オ）しみにや絶さりけん六年までとゝまるとそ或人かたり侍しは七十人の御弟子いかたに乗て東海にうかひ玉ひしかは 日本にわたり給ひしなりとも申侍き孔子は儒童菩薩の権化なりこれは天地経に孔子儒童菩薩在彼号曰孔丘漸々教化令其孝仆と順とみゑたり 孔子貫首の弟子顔回は元浄菩薩と申なり 仏遺三聖権化一方といへるは老子孔子顔回の御事なり 此時盗跖とて猛悪のものありき教化のために孔子其家へ行給ひ」（14ウ）しかとも更に聞入すして追返し奉りしを孔子仆とは申なり此王の太子をは王子晉と申き緱嶺といふ山に入て仙人となり御位には即給はす衆生教化の為に日本国に跡を垂給ひて熊野権現と申す説あり量のおよふへきにあらす 第廿七の主をは敬王と申き此元年に老子関の令尹喜と西国へ行給ひし 年は八十六とそ承る 此御時四十一年四月巳丑に孔子はうせ給ひし年は七十三とそうけ給はりき

○松平文庫本同巻15ウ

文公其山を封して介子田（テン）とらす（トスイ）寒食とて冬至（ジ）の後一百日（イ百五日）といふに三日火を禁するは子推かやけ死にしことをかなしひてなり

○本書では、同巻21オ

文公其山を封して介推田とす寒食とて冬至の後一百五日と云に三日火を禁するは子推かやけ死し事をかなしひてなり

鄭の簡公は小国の君也晉楚の大国にはさま」（21オ）れて常にし（ママ）へたけられしに子皮といへる賢人政をなしけれはすこしくおちゐるやうに有し君に子皮か申さく子産はおのれにまされり用ひ玉へとて政事をなさしめしかは国もいよいよおさまり大国もせめさ

りき其上すくれたる博学の人なりけれは人々尊ひけり晉の国へ聘しけるに折ふし平公大にわつらひ医療しるしなかりしかは卜者を召てうらなはしむるに実沉台駘の崇り也と申けるされともその謂れをしるものなしさらは子産にとへとて召れしに」（21ウ）子産申さく実沉は晉星の神なり台駘は汾洮の川の神也されとも君が病ひは実沉の崇りにも台駘のたゝりにもあるへからすたゝ飲食を節にせす好色の過度なる故也とまめやかに申ける平公よしとの玉へり叔向といへる賢臣も博物の君子也とてことの外にもてなしき子産政事をなすにはしめのほとはすこしはけしかりけれは誰か子産をころさん我これに与せんとうらみけるか後には我に子弟有子産これを教へたり（ママ）我に田疇あり子産」（22オ）にして死なは誰かこれにかはらんとそよろこひうたひけりたゝ人は始終をみるへきなり東里といふ所に居られけれは東里の子産ともいへり又裨諶行人子羽世叔とてよき臣下有ておの〳〵おもふ事をつゝますして人のよき事をもすゝめしかは孔子もこれをほめ給へり又子皮か子産をあけし事をも斉の鮑叔牙鄭の子皮は大成忠臣なりと子貢にかたり給ひけり周の景王の廿三年に子産死せんとせしに政事を世叔にさつけて申けるはそなたには」（22ウ）少しゆるやかに見え侍る政ははけしきもあたたゝ寛猛相なすへきとそをしへける ついに失にけれは国民大になけきかなしめり孔子も泣給ひてまことに古の遺愛なりとの給ひし

右の二例が、他の諸本に比して、本書巻二に於ける最も長文の異同を示す箇所である。これについで巻三にも同様な傾向を示す処が数ケ所存するが、右の二例に較べると、その差異はきはめて短く、たかだか百ないし二百字内の加筆部分を見出すにすぎない。掲出した本文は一見して明白に原唐鏡の本文ではなく、後人の修補・敷衍によることが判ると思ふ。他の現存伝本に右の本文を持たないからといふだけでなく、その文体・様式にも、又やゝ異質なるものが汲みとられるのである。さう考へると、本書は、何人かによる後補・加筆の後の、唐鏡写本とみなくてはならない。本書が異本としての性格をもつと考へるのも、この事からである。又これは単に、印象といふだけではなくて、右

の掲出本文と極似する一書が存するからでもある。

それは、神宮文庫蔵の前記二本のほかに、「唐鏡」と題する写本一冊が存する。茶褐色表紙（廿七・五×十九糎）の、袋綴装幀で、表紙左肩に白紙の題簽が貼附され、「唐鏡」と墨書してゐる。内題はそれぞ、「文宣王略事唐鏡第二」、「鄭相子産略事唐鏡第二」、と記す。本文全六丁。毎半葉十行、字面は高サ約廿一・三糎。毎行約廿五字内外の字詰である。朱の句点・見消ち等も施されてゐる。書写の年代・筆者は、奥書に、「安永四乙未年冬十二月以平安曾我部氏／書写之／従四位下度会常徳」と誌してゐるのが、それであらう。煩瑣にわたるが、右の掲出本文との緊密な交渉は見逃せないので、全文を以下に挙げることにする。

文宣王略記　唐鏡巻二　（原本闕夫子事跡故補之）

二十年十月庚子にそ、孔子は魯昌平郷鄒邑に生れ給ひし、（日本綏請天皇三十年己酉にあたれり）そも〳〵孔子は、帝堯の司徒契の後、殷の成陽の子孫、宋公微仲より十五世にあたれり、父を叔梁紇といひ、母は顔氏、名は徵在（ママ）なり、叔梁紇は、鄒邑の大夫にて、身の長十尺、大力の人なり、年老ぬれとも、男子なき事を悲ひて、尼丘山に禱りて、孔子は生れ玉ふ、故に名は丘、字ハ仲尼トそつけ玉へり、三歳にて父におくれ玉ふ、幼してあそひ玉ひし」に、俎豆の器を陳て揖讓進退の礼をなし玉ひき、十九歳にして、宋の开（ケン）官氏の女を娶り、御子伯魚を生み玉ふ、ときに魯の昭公鯉魚を賜ひき、孔子君の貺（タマモノ）をよろこひて、やかて鯉と名つけて、字を伯魚と申き、今の世まて、産所へ鯉を贈れる事は、この故なるへし、孔子魯の定公を相けて、斉の景公と夾谷（カ）といふ処に会し玉ひしに、景公のいへらく、孔子礼はしりぬれとも、勇なき人なりとて、軍兵をゐて定公を劫せしに、こは失礼なりとて、孔子是を退け玉ふ、又俳優侏儒をしてたはふれしかは、孔子階をのほりてきりころしつ、景」公思の外なりとて、ふるひおのゝきて、おかしつる汶陽の田四邑をはこと〳〵く魯の国へ返しぬ、文事あるものは必武備あり、武事あるものは必文備ありとは、これらを申すへき、

司寇の官になりて、政を乱せし大夫少正卯を誅して、仁政を施し玉ひしかは、魯の国大に治りぬ、孔子生れなからにして大聖の徳ましまし、周の世衰へし事をかなしひて、七十二君までに説玉ひしかとも、用られさりけれは、退て魯の洙泗のほとりにおはしまして、先王の典籍のみたれたるを正し、百家ののこれるふみともを考へ玉ひ、堯舜の道を祖述し、文武の法を憲章し、礼を定め、楽を理め、詩を刪して、三百篇とし、虞夏商周の書を討論して百篇となし、史記を約して春秋を修め、易道を讃して八索しりそけ、職方をのへて、九丘を除き玉へり、されは孔子より已前の聖人は、孔子によりてあらはれ、これよりのちの聖人は、孔子をもてのりとするとそ、又孔子の世に出玉ひしは、獣に麒麟あり、鳥に鳳凰あるなりとも、又日月の如しとも、生民ありしよりこのかた、孔子にまされる聖人はあらしともほめ申き、孔子礼を老聃に学ひ、楽を賓牟賈にとひ、琴を擊磬襄に」ならひ玉ふ、御弟子三千人あり、中にもすくれたるは七十二人なり、顔淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓をは、貫首の弟子といへり、又四友とて、顔淵、子貢、子路、子張、をよき御弟子とし玉へり、さて後の世に、童の手習ふはじめにしける上父書（シャウフノシヨ）といへるも、御父叔梁紇に奉り玉ふ文になそらへて作れり、その詞にいはく、上大人、丘、乙己化三千七十士爾、小生八九子佳、作仁、可知礼、この廿四字なり、大人とは、父の事をいふ、乙己とは一身なり、小生とはわかき人と云事なり、御父叔梁紇にまうしたてまつる、丘おのれ一身の教化する所三千七十人侍り、しかるに小」生八九七十二人すくれたり、皆よく仁道をなし、礼儀をもしるへしとなり、元彦云、右周の霊王の条下ニ、下ハ敬王の条下にのせり、

この御時四十一年、四月己丑にそ、孔子はうせ玉ふ、日本懿徳天皇三十二年壬戌にあたりき、、御年は七十三、魯の哀公誄（ルイ）して、あゝかなしき哉尼父、みつからのりとる事なしとそなけき玉ひける、やかて魯の城北の泗水のほとりに葬り奉る、御弟子皆悲にたえすして、塚のほとりに盧して、三年の心喪をなしける、なほ悲やつきさりけん、六年まて子貢はとゝまりぬ、聖徳の盛なほしるしいちじるく、前漢の平帝、始めて褒成宣尼公と追号ありしよ」り、代々の帝王も追贈ありて、釈奠の礼今にたえす、御子孫もいやましにいてきて、前漢の元帝、孔覇に褒成君と号を賜ひてより、大臣になそらへて尊崇し玉ふ、日本にても文武天皇大宝元年二月十四

日丁己に、釈奠し玉ふ、其の後春秋二仲の上丁には、大学寮にて釈奠の礼行れ、国学にても釈菜の事ありて、如在の礼奠怠慢なし、始は孔宣父と称し申せしかと、孝謙天皇神護景雲二年七月卅日辛丑に、大学助教膳臣大丘（カシハテノオミオホヲカ）かまうしにより、改て文宣王と称し奉るとそ承侍りし、」

右先生の重修唐鏡第二の中を鈔書せり、幼童をして日々夫子の履歴を欽仰せしむへし、

明和辛卯正月

容塾童生植田元彦謹識

鄭相子産略事　唐鏡巻二

鄭の簡公は、小国の君なり、晉楚の大国にはさまれて、つねにしへ（ママ）たけられしに、子皮といへる賢人、政をなしけれは、少しくおちゐるやうにありし、子皮君に申さく、子産は己にまされりとて、政をなさしめしかは、国もいよ〳〵治まり、大国もせめさりき、その上すくれたる才学の人なりけれは、人々たうとひけり、晉の国へ聘しけるに、折ふし、平公大にわつらひて、医療しるしなかりしかは、卜者をしてうらなはしむ」るに、実沉台駘（シンチンタイタイ）のたゝりなりと申ける、されともそのいはれをしる者なし、さらは子産に問へとて召れしに、子産申さく、実沉は、晉星の神なり、台駘は、汾洮の川の神なり、されとも、君の疾は実沉の祟にもあらし、台駘の祟にもあらし、たゝ飲食を節せす好色の法に過玉ふ故なりとまめやかに申ける、平公もよしとの玉ひ、叔向といへる賢臣も博物の君子なりとて、殊外にもてなしき、子産政をなせしに、初はすこしはけしかりけれは、誰か子産を殺さん、吾これに与せん（クミ）と怨みしか、後には家に子弟あり」子産これををしへり、我に田疇あり、子産これをうへり、子産にして死なは、たれかこれにかはらんとそよろこひ歌けり、たゝ人は始終を見るへきなり、東里といふ処に居けれは、東里の子産ともいへり、又裨諶（ヒシン）、行人（カウシン）子羽、世叔とて、よき臣下ありて、おのかおもふことをつゝますして、人のよきことをもすゝめしかは、孔子大にほめ玉ふ、又子

皮の子産を挙し申せし事を、斉の鮑叔牙、鄭の子皮は、大なる忠臣なりと、子貢に告玉ひき、周の景王の廿三年に、子産死なんとせしに、政を世叔に授け申けるは、」そなたには少しゆるにみえ侍る、政ははけしきもあしく、ゆるやかなるもあしく、たゝ寛猛相なすへき、とそ教へき、つひにうせにけれは、国民大になきかなしめり、孔子も泣玉ひて、まことに古の遺愛なりとの玉ひし、

右又同巻にのせり、いさゝか思ふ所ありて、并に鈔書せり、子産は鄭の穆公の孫、公子発か子、／公孫僑か字なり　元彦又識

安永四乙未年冬十二月以平安曾我部氏／書写之　　従四位下度会常徳

扨、右の神宮文庫本と、さきの掲出本文との類似は一読して両書の間の交渉を想定しないわけにはいかない。文宣王略記に於ては、神宮文庫本は、更に増補加筆のあとを示すが、鄭相子産略事に至つては、ことさら、その差異をあげつらふまでもなく、その本文は一致する。従つて、一体、この類似は如何なる相互の関係に依つて生じたものであるかゞ、まづ問題となつて来るわけであるが、なかく に、その間の事情は説明し難いものがある。

第一に、この神宮文庫本が鈔出本であり、その全貌は想像するすべがないことである。更に植田元彦氏の巻末識語に、「右先生の重修唐鏡第二の中を鈔書せり」、「又同巻にのせりいさゝか思ふ所ありて并に鈔書せり」、とそれぐに誌すところをみれば、本書がこの重修唐鏡からの抜萃であつて、原唐鏡とは別して考へるべきものゝ如くである。第二に、この鈔出筆者植田元彦氏又その重修したといふ先生に就いて、その来歴を全く明らかにする事が出来ないために、この重修唐鏡なるものは何時の頃に成つたものであるかを決定し得ないことである。たゞわづかに、容塾童生植田某氏が鈔出した、明和辛卯年十二月、の日付から考へて、当然この重修唐鏡はこの明和八年を遡ることは云ふまでもないが、彼があへて先生と呼ぶ編者は、この期から四五十年間の人と推定しなければならないので、この書の成立は、ほゞ江

戸中期以降と考へられるわけである。ところが、吉田氏本の書写年代は、どうみても江戸前期を下るとは思へないので、前述の彼此の関係が、ます〳〵不可思議なものとなつて来るのである。重修唐鏡から吉田氏本へとなり、同じく重修唐鏡から鈔出本があり、両書の本文が類似するといふのであれば問題はないわけであるが、いまのところでは、全くこの逆の場合が想定されるが故に、この鈔出本が投げかける疑問は更に判らないものとなつて来るのである。従つてこれらの疑点を条件としながら、大ざつぱではあるが想像すると、原唐鏡本文に欠く事項を必要により註記書込したものが本文化し—例へば彰考館本にみられた行間書入の如きもの—すでに江戸前期頃には吉田氏本の如く、加筆・増補本となつて存したのではなからうか。そして一方植田某氏の先生の重修唐鏡なるものも、そうした傾向の一端をうけて、孰れの写本かによつて、これを本文化したのではなからうか。書写の時代は下るがそれが吉田氏本と偶然に祖本を同じくしたとも考へられなくはない。この神宮文庫本の上欄余白に、「原本闕夫子事跡故補之」、と誌すが、この書入は、植田某氏の註記ではなく、寧ろ、植田某氏の先生の備忘であり、原唐鏡が之を闕く故に何本かに依つて補つた事を誌したのではないか。（といふのは、植田某氏の依つた本は、先生の重修唐鏡であり、それを幼童のために鈔書したものであれば「……故補之」と書く理由はないわけである。）そして、植田某氏が重修と称したのは、これら増補の面を強調し、先生その人が修補したとみたが故に、かゝる識語となつたのではなからうか。「原本闕夫子事跡故補之」といふ意味から推定すれば、この重修唐鏡も、この増補の部分を除けば現存諸本と本文はさして相ひ異るものではなかつたのではないかとも思はれるのである。又、この文宣王略記が、吉田氏本の、さきの掲出本文に比し更に加筆部分が認められるのは、或は、これなどが、先生の修補の部分ではないかとも思ふのである。ともかくも吉田氏本はこの重修唐鏡よりも古く感じとられる。が同時に両書の間は、如何なる事情が其処にあつたのか、それも想像のかぎり

ではないが、多少の時代の差こそあれ、同系の増補本の如きものから派生したものと思はれるのである。特に鄭相子産の略事に於ける両本の一致の如きは、個々になつた加筆部分とはどうも考へるわけにはいかない。

さて次に、本書—吉田氏本—にみられる巻三の加筆箇所であるが、上掲の巻二のそれに較べれば、わづかなものにすぎない。巻三前半、函谷関の記中と、鴻門会の記末の二箇所、また、中程に、四皓出て恵帝に従ふの文末等に百字至乃二百字程度の敷衍部分が、それである。そのほか巻一巻四巻五等に就いても巻三と同様なことが云へるが、詳しくは校異篇を参照されたい。

以上、本書に現はれた増補の本文に就いて概略して来たが、つゞいて、本書と個々の諸本間との類似と異同について、その特徴を誌すことゝする。

(一)現存諸本に存し本書に欠ける本文の主なるものは、次の如くである。

○巻二（第十六主荘王）又頭陀寺碑文ニ周魯二荘親昭夜景之鑒注云周荘王魯荘公時夜恒星不見謂夜明也乃仏生之日也 此文ノ如ハ信ヲ可取ニヤ但昭王廿四年ヨリ此王ノ十一年マテハ三百四十四年也ソコハクノ相違ハ凡慮ノ非可測

○巻二（太子胡亥）サテモ此御時天竺ノ沙門仏教ヲ持来セシヲ始皇信シ給ハ(ママ)シテ獄舎ニ禁ラレヌ金剛丈六ノ人来テ獄門ヲ破テ沙門ヲ出玉ヒヌ

○巻三（第四主孝文帝）今世ニハ刑ハアレトモ止事ノナキヲ我御咎トオホシメシタルニヤ又ノ玉ハク農ハ天下ノ本也籍目(ママ)ヲ開トテ自率ィ耕ヘシ玉ヒテ宗廟ノ粢盛ニソ当ラレケル又天下ニ旱蝗アル時ハ諸侯ノ入貢ヲ留ラレ諸ノ服御(フクギョ)狗馬ナトモ滅セラレ倉ヲ開テ貧民ニソ物給ケル此御時盗アリテ高廟ノ座ノ前ノ玉環ヲヌスメリ廷尉張釈之(セキシ)ニ下シ玉フ棄市(キシ)スヘシト奏申スニ帝怒テノ給ハク族(ゾク)セント思フト釈之謝シテマウサク今宗廟ノ器ヲ盗ミタリトテ族セラレハ仮令愚民ノ長陵ノ一坏ノ土ヲトランヲハ陛下何ヲ以テ

カ其法ヲ加ヘ玉フヘキト申文帝サモトオホシタリケリ、

（但し右の巻三の箇所は本書では「25ウ今の世には刑はあれともおかすもの数をしらす帝明らかに国家の事にならひ玉ひしか」とあるが本文の簡略化の一面であらう。）

右は彰考館本を以って代表したが、掲出文に於ては、諸本間の異同は僅差なものにすぎない。本書のみ、右の本文が、すべて省略されるか、巻三の例の如く簡素化されるかしてゐる。

㈡而しながら、本書は松平文庫本系B類㈡とは、彰考館本に比し、共通する一面を持たないわけではない。次の例の如く、彰考館本には存するが、松平文庫本系と共に本書がその本文を欠落する処がある。

彰考館本巻三9オ

昔下鄙（カヒ）ノ圮ノ上ニテ老父ニ遇テ一編ノ書ヲエタリキ其書ヲ見ニ太公カ兵法也是ヲ読ハ王者ノ師タルヘシトイヘリ此書ハ素書也太公ノ兵法ニハ非スト申ス説アルニヤ兵法コソハ高祖ノタメニモ項羽ヲウタルヽ軍ニハ簡要ナレハ素書ニハ軍法ノ様ヲハ不説ニヤ此書ヲ与ル老父ハ今十三年ノ後ニ我ヲ済北ノ穀城山ノ下ニミヨ其ニアラン黄石ハ我也トソ申ケル十三年ニ当テ穀城山ニシテ黄石ヲ見此石ヲ祭リ待ケリ張良人間ノ事ヲ捨赤松子ニ随テ仙ヲ学ヒケリ遂ニ東王公ノ玉童トソ成ニケル　（但し松平文庫本は彰考館本系によって欄外に校異する。）

㈢次は、前例とは反対に、本書並びに松平文庫本系に存し、彰考館本に之を闕くものがある。次例もその意味では松平文庫本に類似する一面である。

○本書巻一9ウ（彰考館本6オ「首山ノ銅ヲ采テ斷ヲ刑山ニ作ル」、の次）

斷すでに成ぬる時に龍ありて胡髯を垂て降りて帝を迎へ奉る帝上て騎給ふ君臣後宮の従ふて龍にのほるもの七十余人龍すなはち

のほり去ぬ小臣はのほる事を得すこと〳〵く龍の髭をとれり龍の髭抜て帝の弓をおとせり」（9ウ）百姓仰き望みて其弓と龍のひけとを抱てさけふ此故に後世其所を鼎湖といひその弓を烏号とは申なり御在位一百年又三百年とも申めり左徹と申人帝を恋慕したてまつりて其御かたちをきさみて朝夕に礼拝し奉れり心さしいと哀におほえ侍りき此みかと后妃四人中にも嫫母と申せしは御すかたはみにくゝおはせしかとも御徳すくれ玉ひしかはみかと殊の外御寵愛ありて汝の徳忘れす汝の□（余白）正□（余白）くしてわすれ玉はすみにくし」（10オ）といふともなんそいたまんとそ仰られける（B類㈡系も僅差あるも殆ど同文であるが、たゞし点線部分は諸本之を欠く。本書の加筆部分か）

○同巻一17ウ（彰考館本10ウ「貪心ヲ防カン故ニステラルヽ也在位廿年御年一百歳也」にて終る。）

又は貪心を塞かんためにすてらるゝなり在位五十年御とし一百一十二歳なり蒼悟といふ所へそおくり奉りける二人の后の御名を娥皇女英と申き舜におくれ奉りて湘浦といふ所に住給ふ恋慕の泪に汗の色さへくれなゐに成しこそ哀れに侍し（松平本系は更につゞき、「……侍りしかさても異説（イ）にこの帝堯をとらへたてまつりてころして位には即給（ツキ）へりときゝしこそまことしからす侍れさらんにはいかてかこれほとの聖徳はおはしますへき囹堯台（レウケウタイ）と申すところはまさしく侍とかや」、を以つて終る。）

○同巻二15ウ（彰考館本の第廿七主敬王と第卅二主威烈王の間）

○第三十の主をは哀王と申き貞定王の御子なり位に即給ひて三月と申に弟の叔帯襲ふて王をはころし奉りてみつから位につき思王を申けるか又するの御弟の為にころされ給ふ浅ましかりし事也（松平文庫本系も少差あるも同じ。彰考館本の行間書入に「……三十哀王立三月弟叔襲殺之自立爲王是為思王弟隗又攻殺思之……」とあるが、如此が本文化せるものか）

の如きが、その主なるものである。前記の㈡・㈢の例に於ては確かに一面松平文庫本系と共通する。しかしながら、そこにも、やはり、本書は松平文庫本系とも一線を劃する、相互の間の本文の増減が見出されるのである。

又、㈣次の例は、たゞ一例にすぎぬが、松平本系諸本には、すべて闕けるが、本書と彰考館本の両本には少差はあるが同様に有する本文がある。『　』の中がそれである。

本書巻二17オ（彰考館本9オ斉桓公・管仲の記）

○百姓瘢『瘡多かりき楚王細腰を好しかは宮中餓死多かりきかやうの事は御用意有へきなり又管仲病する時桓公行むかひてなけきをしむつひてに問て曰」群臣の中に誰をか用ゆへき管仲か曰臣をしるは君にしくはなし公の曰易牙はいかん答へて曰其子を殺して君にかなへり人の情にあらす公の曰開方はいかん対て曰親をそむきて君にかなへり人の情に非すちかつけかたし公の曰豎刁は如何答ていはくみつから宮して君にかなへり人のこゝろに非す親しみかたし君隰朋を用ひて政を委ね給へとそ申ける斉の景公の御時晋の国燕の国より境をおかして斉の軍破れしかは景公ふかく」うれへ給ふ晏嬰と云人』武勇の人をまいらす、（点線を施す部分が彰考館本と異る）

この処は、松平文庫本系では、「百姓瘢（ハン）ふ人武勇の人をまいらす」、となつてゐて、文脈は通じ難いことからみて、明らかに、松平文庫本系の本文には脱落があつたことを示してゐる。（但し松平文庫本は既述の如く、之を彰考館本系で欄外に後補してゐる。）さて、この例のみからは逆に、本書の本文は松平文庫本系と寧ろ没交渉な別個な系統のものであつたと考へるのが妥当のやうである。

次は㈤唐鏡本文とは直接に関係がないが、現存の諸本には皆、欄外余白に、本文の各項目を見出しとして誌してあつたが、本書はすべて、これを欠く。蓬左文庫本の如き、古鈔本にも諸本同様にあつたのをみると、本書は、なにか意識的に削除し整理された感じがする。第一巻の内題の下に、「従二位藤原茂範撰」と撰者名など明記することもそ

の傾向ではなからうか。

又、彰考館本の行間に細記された書入、本文以外の帝王次第、の如きものは、本書は他の諸本と共にすべて之を誌るしてゐない。彰考館本の行間書入は斯本だけのものか、或は筆者の註記かとも思はれる。

以上、いさゝか煩雑に例示して来たが、㈠から㈤までは、前記の本書増補箇処と共に、諸本との類似・相違の概略であり、同時に本書の特徴を提示する処でもある。たゞ、こゝで留意されるのは、その異同の殆んどが巻一・二・三の三巻にとゞまり、巻四・五・六の諸巻には僅かの差異を見出すにとゞまることである。特に、「南北朝」を下らざる巻四（伝為氏本）が存するが、諸本との間にも前掲の如き異同が示されないため、これらの諸本間の異同は、唐鏡原本との違ひを、事実上示すものであるか、どうかゞ判然としないことである。而しながら、ともかくも現存諸本から推定すると、片仮名交り文の彰考館本、平仮名交り文系の松平文庫本系との異同は、本書とそれらとの異同と較べ、甚だ少差にすぎないものであれば、両者は仮名の相違は別として、祖本は同じくするものではないか、そして、それは、つまるところ、原本のもつ本文を比較的忠実に伝存し来たつたが故に、本書を除く諸本間の異同が尠なかつたのではなからうか。と推定すれば本書と諸本間の相違が巻一・二・三の諸本間のみに存し、原本を予想し得る巻四にはなくとも、その異同は原唐鏡の本文との間にみられる相違であつて、そこは又、後人の手による敷衍改修のあとゝ考へてよいのではなからうか。

結局のところ、本書は彰考館本系でもなく松平文庫本系でもない本書特有なもので、㈡㈢㈣の例の如く、両書の本文系統を綯交ぜにした、一種の混交本としての面を持ち、それに近世的な修補加筆の跡を示す異本の一つといふほかはない。㈠から㈣までに限つてみれば、彰考館本に比しては、松平文庫本系の本文と共通する処は多いといへるが、

これも単に類似の度合といふにすぎないものである。

やはり、本書は異本といふより、寧ろ増補改刪本と称するのが妥当な結論ではなからうか。それが何時誰れと推定し難いが、例の重修唐鏡の如き伝本の存在が考へられるのを思へば、近世の初め頃かと想定されるのである。

附言

唐鏡は右の諸伝本のほかに、太子伝玉林抄（廿一巻附追加抄）に引用書の一つとして採られ、抄中に数ケ所唐鏡の本文を散見する。「日本思想家史伝全集」第一所収の玉林抄は法隆寺襲蔵書と聞くが、本書は未見である。もう一本は東大寺図書館に蔵せられ、縹色表紙、竪廿四糎、横十八糎の袋綴の装幀である。字面は高サ約廿一糎、料紙は楮紙。何人かの筆写になる寄合書で、法隆寺蔵本と同じく、廿一巻追加抄一巻である。恐らく江戸前期の書写かと思はれる。本書の唐鏡引用箇所は

○同抄巻第二―唐鏡巻二孔子の御子伯魚と魯の昭公の故事を引用。

○同抄巻第三―唐鏡巻六呉ノ永安二年三月熒惑星現るの異事を引用。但し玉林抄では法隆寺本も東大寺本も、「唐鏡云、第五」とあり、現存諸本と巻第を異にするのが注意される。巻次を異にする伝本が或は存したか。

○同抄巻第五―唐鏡巻二周文王の冒頭並びに太公望の記・伯夷叔斉の記・乱臣十人等の記を引用。

○同抄巻第十一―巻一末尾、魯哀公と孔子との対話にある、宅を造りて其妻を忘れること、桀紂は其身を忘るの故事を引用。

○同抄巻第十二（法隆寺蔵本巻第十一）の引用文・同抄巻十八の引用文はともに現存唐鏡の中には存しないので次にあげておく。

太子伝玉林抄第十二

唐鏡云、大宗皇帝、。二月ニ有司上言シテ、皇太子ノ元服、二月ヲ以吉也トス、帝ノ玉ハク、今ハ東作ノ時也、農事ヲ妨ル事ヲ恐ル、十月ヲ用ヘシト、太子ノ少保蕭瑀、奏シテ言サク、陰陽家ヲシテ、二月ヲ以テ、スクレタリトス、帝曰、陰陽ノ忌トコロハ、朕カ行ナハサルトコロ也、動静ハ陰陽ニ依テ、礼儀ヲカヘリミス、禍福ヲ求レトモ、得サラン、若シ行フトコロ、正道ニ遵ハヽ、自然ニ、吉凶ハ人ニアリ、陰陽ニ仮テ、カヽワランヤ、農ノ時ハ甚要也、暫モ失スヘカラストテ、十月ニノヘラレヌ

太子伝玉林抄第十八

唐鏡云、唐高祖ヨリ、睿宗ニイタル、随ノ次国ヲ唐ト号ス、木徳也、第一主ヲハ、高祖神堯皇帝ト申キ、諱ハ渊、字ハ叔徳、姓ハ李氏、帝顓頊ノ末ナリ、ムマレ給フトキ、紫気庭ニ充テ、神光室ヲカヽヤカス、三ノ乳マシマス、七歳ニシテ、唐国公ノ爵ヲツキ給、隋恭帝、義寧二年ニ禅ヲ受テ、大極殿ニシテ、皇帝ノ位ニ即給フ、義寧ヲ改テ、武徳元年トス、今年戊寅、日本国推古天皇廿六年ニ当リ侍リ、コノ時、新豊鸚鵡谷ノ水清、治世ノ瑞祥ナルヘシ、隋帝ヲ鄴国公トス、朱雀門ノ南ニ、道場ヲ建テ、無遮ノ大会ヲ設ラル、大祖元皇帝元貞大后ノ奉為メニ、栴檀ノ等身ノ像、三軀ヲ造立セラル、相好奇特ニシテ、荘厳希有也、慈悲寺ニシテ、供養アリ、又沙門道士六十九人ヲ、大極殿ニ召テ、七日行道セシム、結願ノ日、千僧ノ斎ヲ設ラル、二年正月ニ、今ヨリ正月五月九月死刑ヲ行ヘカラス、又屠殺スヘカラスト、詔書ヲ下サル、六月ニ孔子ノ廟ヲ国子監ニ立ラル、三年ニ太宗戎ヲ摠テ、王世充ヲ伐ツ。ト云云

右の両文は唐の高祖・太宗の時代の記事であり、すでに散佚したものと思はれる巻七以下の中に載するものと考へたくてはならない。原唐鏡が十巻と誌す「本朝書籍目録仮名部」の巻数を考合すと、右の記事の持つ意味は甚だ大き

い。而しながら玉林抄は右の記事が唐鏡の何巻中に記載するものであつたを明記してゐない。唐鏡序に、「宋朝ノ始太祖皇帝建隆元年庚申年マテ」を語るとあり、現存本からは推し量るべくもない。がこの玉林抄中の引用文から云へることは、原唐鏡はすくなくとも唐太宗に至るまでの本文を有してゐた事実は否定出来ないことを告げてゐると云へよう。

東大寺図書館本は片仮名交りの文体であるが、送り仮名・助辞等を漢字右下に細字に施して、一種の宣命体まがひの表記をしてゐる。彰考館本が片仮名交り文であつたのを想ふと、この片仮名交り文系の伝本も、この頃までは存してゐたのだろうか。之に較べ法隆寺蔵本は、送り仮名・助辞等は同様細字にて漢字右下に附するが、他は平仮名交り文体である。両書の引用文は、本文上、諸本或は相互の間に僅かの相違を見出すにすぎぬず、断片であるので、東大寺図書館本をのみこゝに掲出した。

註一吾妻鏡

建長五年十一月〇十一月小〇廿五日庚子。霰降。辰尅以後小雨灌。建長寺供養也。以二丈六地蔵菩薩一為二中尊一又安二置同像千躰一相州殊令レ凝二精誠一給。去建長三年十一月八日有二事始一已造畢之間。今日展二梵席一願文草前大内記茂範朝臣。清書相州。導師宋朝僧道隆禅師。

建長六年〇四月小〇四日丙午。晴。巳刻以後雨降。亥尅。依二殊御願一被レ行二天地災変祭一為親朝臣奉二仕之一御使安芸右近大夫重親。祭文草前大内記茂範朝臣。清書厳恵法印也。甚雨日被レ行レ祭叉不レ可レ然之由。雖レ有二令レ申之輩一当院御在位之時。寛元三年三月北遊御祭。良光朝臣奉仕之日。雖二甚雨一有二沙汰一被レ遂二行之一云々。

康元元年七月〇廿六日甲寅。晴。度々変異等事。可レ被レ行二御祈禱一之旨。可二計申一之由。為二和泉前司行方。清左衛門尉満定等奉行一。被レ仰二諸道一仍陰陽師等群参。前陰陽権大允晴茂朝臣可レ被レ行二雷公祭一之由申レ之。天文博士為親朝臣申云。此祭。公家

之外不レ聞二被レ行之例一。去寛喜三年。依二前武州禅室之仰一。亡父泰貞行二風伯祭一。翌日風休止。任二其例一可レ被レ行二此祭一歟云々。晴茂朝臣重申云。如二諸国受領行之例一。進二覧親職自筆状一。行方披露之処。難レ被二決断一之間。被レ問二右京権大夫茂範朝臣。参河守教隆等一。茂範朝臣申云。去寛喜三年。被レ興二行彼祭一之時。被レ尋二安賀両家一之処。安家者不二覚悟一之由申レ之。陰陽頭賀茂在親朝臣勤仕之例以後俊憲朝臣奉二仕之一。其外例不レ存二知之一云々。教隆真人申云。凡人勤仕之例。更以無二所見一云々。依レ之不レ可レ被レ行之由被レ定レ之云々。

正嘉二年六月〇四日壬午。天晴風静。今日。勝長寿院供養也。曼荼羅供。大阿闍梨松殿法印良基。（中略）御願文草右京権大夫茂範朝臣。清書左大臣法印厳恵。法会奉行参河前司教隆（布衣下括）刑部権少輔政茂。（束帯）各払暁参二院内一餝二会場一。

文応元年四月〇廿六日癸亥。将軍家御悩事。去夜女房尼左衛門督局有二夢想一。一人僧告申云。依二厳重御祈病一不レ可レ入二幕中一云々。仍今朝彼局語二申夢亥一之間。被レ尋二右京権大夫茂範朝臣一之処。将軍家御居所者称二幕府一。法験炳焉之由申レ之。

文応元年五月〇十日丁丑。晴。秋田城介入道覚智第三年追福。松下禅尼為二施主一被レ修レ之。願文草右京権大夫茂範朝臣。清書本。曼陀羅供。大阿闍梨日光別当法印尊家。

弘長三年七月廿六日甲戌（中略）今日。於二御所一有二帝範御談議一。右京権大夫茂範朝臣。三河前司教隆等候レ之。又近衛中将公敦朝臣。越前々司時広参候云々。

註二　勘仲記

弘安六年十一月四日甲寅　晴、院若宮親王（御名字定良、式部大輔茂範卿撰申）、宣下、頭中将奉行

弘安七年二月十六日乙未　晴、及晩雨降、早旦参亀山殿御八講、已是始（欲カ）之間也、先之以二条前黄門奏聞条々事、立親王御名字所申定也、敕別当事同所伺申也、御名字可為悦字云々、敕別当可仰権大納言云々、親族拝、任近例悉可立之由、被仰下、此外鴨社申神馬并小社造営用途、可被宛当年新立庄、公事用途忿可相催之由、所被仰下也、御名字式部大輔茂範卿撰申之、

弘安七年三月廿二日辛未　晴、早旦参院、依評定不達奏事、空退出了、及晩参北野聖廟、長者行仁王講作文、近代此事中絶了、大略邂逅之間、予抛万障所参也、先於廟前所作、次入青女参籠之局補飢、人々参集、菅氏輩於東僧房行饗、次人々列立中門外

公卿長者菅二位卿、式部大輔茂範卿、殿上人文章博士在嗣、時範等朝臣已下二行列立、各立定之後、進出庭中、公卿一列、殿上人一列、各二拝

弘安七年三月廿四日癸酉　晴、及晩参内、今夕被行御書所作文、予奉行、地下文人仰別当令催之、殿上文人自蔵人方催之、（中略）郢曲了有連句、（中略）上句済々焉、嫌返荒句等嗷々狼藉不可勝計、垂布外堀川大納言、按察、中院中納言、二条前中納言、花山院中納言、式部大輔、藤三位等才卿連袖聴聞、依座狭予不着座、連句卅韻之間、天已曙了、連句員数有御尋、卅韻之由申之、

弘安七年九月廿九日甲辰　晴、伝聞、禁裏有御作文、惜秋及暁更（便字）当日事蔵人大輔仲兼奉行、文人公卿兵部卿、春宮権大夫、花山院中納言、式部大輔、藤三位、殿上人頭中将公敦朝臣、宗嗣朝臣、冬季朝臣、在久朝臣、実員朝臣、有房朝臣、仲兼、通俊、親顕等参仕云々、講師在久朝臣、読師兵部卿、御連句、（先仙韻）、執筆親顕勤仕云々、

弘安十年三月十七日丁未　雨降、参殿下申条々事、宮司長藤重任宣下事所内覧也、次謁式部大輔茂範卿、光資茂才転任事示合、先人令転秀才給之時、超越上藹給料二人、（俊資、範氏）、佳躅之由令相語、

弘安十年五月七日丁酉　雨降、今日不出仕、式部大輔、（茂範）、文章博士在嗣朝臣、東宮学士在兼朝臣、右衛門権佐俊光、大内記親顕、前大内記尚範、貢士親信等入来、結構文会、題松筠佳色多、（壮字）、連句五十韻、（東）、予執筆、事終続勒廿韻有之、懸物五十出之、人々入興也、儒官済々焉、頗有其恐者也、入夜人々退散、

弘安十年七月廿二日辛亥　晴、今日不出仕、民部卿、式部大輔、東宮学士、右衛門権佐、大内記等入来、結構文会、秋来官学中（題中）、連句五十韻、（支）、貢士二千石、（資宣卿）、執筆事了之後勧一獻、五朋已下物令出現、人々有入興之気。続勒廿賦之了、入夜景人々帰畢、

弘安十年九月廿八日丙辰　晴、向民部卿第、今月文会、資冬頭人也、仍相具光藤并給料等所向也、式部大輔入来、連句五十韻、（執筆右佐）、蕭宵韻、題月光明自昼、（各近字）、終日有其興、入夜帰了、

弘安十一年四月廿七日辛己、（上略）次右幕下参陣、頭弁宣下姫宮叙品事、御名字鐘字（子カ）云々、（式部大輔茂範卿択申、先之持参勘文、於殿上頭弁相逢取之奏聞、入筥、御名字被留御所云々、）

弘安十一年六月十七日庚午、（上略）予初度之勤神妙之由、式部大輔茂範卿菅三品在嗣卿等所示送也、道之大事尤可研精事也、

正応二年正月廿三日癸卯　晴、午剋参内、相具光資勤陪膳退出、今日蔵人秀才光資獻策於春宮日也、昼間伯耆守親顕入来、段

々所問答也、秉燭之程出門（中略）如此所整待也（持カ）、先参氏院、中御門西行、大宮南行、郁芳門跡問頭式部大輔茂範卿立車云々、（中略）少時退出、次参省門、於郁芳門跡下車、先解懸鞦於牛、問頭博士式部大輔茂範卿已参著試庁云々、

正応二年正月廿六日丙午　晴、雪飛、今日政始依雪俄延引、（中略）今日献策判日也、饗已下鋪設等一向致沙汰者也、省官茂範卿、文章博士資宗朝臣、判儒大学頭在輔朝臣参著云々、

註三　吉続記

文永五年八月十六日　雨下、参院殿、進入駒引散状、次参内、祗候御前、去夜御作文事等有沙汰、茂範朝臣今日進詩、

文永八年正月廿一日乙酉　晴、参内、今日〔四〕韻御作文、予奉行也、題（雨露叶春情、以恩（〇思ヲ）為韻、礼部出題也、）文人、（藤中納言、中院宰相中将、二条宰相中将、頭弁、教経朝臣、俊国朝臣、）茂範在匡等朝臣、称所労献詩、予勤講師、披講了御連句、高朝執筆、韻、先仙、及五十韻、入夜事了、今度基長朝臣不応勅喚、有所望志之由、内々相示之間、雖任天気（伺カ）、文人不及広之由有仰、

文永八年二月十三日　雨下、参近衛殿、有連句之興、十五韻、仲親執筆、韻束、礼部、倉部、已下五六輩候其座、予今日接此席、主人被仰上句、其体如成人之儀、可貴々々、次参内、茂範朝臣撰進題二首、経奏覧、両箇共難被用、猶可撰進之由、可仰遣之由、有仰、暫御雑談、円満院宮有御参、於朝餉御対面、

同十四日　晴、参内、茂範朝臣、題重撰進奏覧、春水映紅桃、題中、可為此題、被仰下、左大臣殿令参給、有御対面、

文永八年三月三日（御作文）　晴依御作文奉行参内、文人如例、殿下自然御祗候、先有御連句、予執筆、雖有下臈等、依別勅勤之、韻、支、一折了被講詩、殿下可令勤読師給之由、雖有天気、被辞申、仍藤黄門応召勤之、講師定藤（初度）也、勤之、講了人々退出、殿下召予、読師事不可及子細之処、不献詩、非文人、勤一役之条、不可然之間、申子細了、殊恐存之由、有仰、詩題、春水映紅桃、題中、藤翰林出之、

文永八年九月二日癸亥　晴、参内、関東使随身高麗牒状、向西園寺大納言許、（高麗牒状到来事）亜相参院申入云々、

同三日　晴、参内、御燈御祓、蔵人左佐奉行也、御禊座（御燈御祓事）東向、敷之、陪膳右頭中将、役送五位職事如例、高麗牒状事、於仙洞有

評定、帥卿奉行関白殿、徳大寺入道相国、前左府、内府、堀川大納言、源中納言、帥、菅宰相、左大弁宰相等也、左大弁読申通状二通、菅宰相依辞退也、

同四日　晴、不出仕、件牒状趣、蒙古兵可来責日本、又乞糴、此外乞救兵歟、就状了見区分、

同五日　晴、参内、藤翰林茂範祗候、被召御前、被読牒状二通、無停滞読申之、牒状之旨趣、明日於仙洞可有評定云々、帥卿奉行也、面々被書賦牒状云々、

同六日丁卯　晴、藤翰林入来、牒状間事、有相談事、貼字事、此字釈、以物為質、然者其儀不叶道理、若書写之誤歟、貼ノ字歟、然者可叶道理歟、此字釈、窺視也、如唐韻所見者、貼字釈、典也、字釈区分、如唐韻者可叶其儀歟、玄（此字釈本ハシメト可読之由申之、或タカヒ（〇シ）、此説協理云々、）此等条々可和讒之由申之、司天維弘入来、夜前熒惑犯天江星、重変也、元慶以来廿余ケ度、先例被行御祈、安元被発遣公卿勅使、此趣内々可披露之由示之、

文永十年五月三日　雨下、参内、制符抄出、堀川大納言祗候、権弁今日両職辞退、件辞状、以消息付頭内蔵頭云云、茂範朝臣草也、為頭内蔵頭奉行被問除目日次、可為明後日者、（定藤辞退両職事）

同五日（関白宣下事）　晴、参内、今日関白事有宣下、頭内蔵頭奉行也、上卿帥中納言、件詔藤文章博士茂範朝臣草之、（天慶例云々、）付外記云々、大内記依故障歟、右少弁棟望参陣、藤氏長者事為宣下歟、宣下条々委可尋、

文永十年七月十六日乙未金閉　晴、参内、付前右府申雑訴等、贈后御八講為彼院沙汰之上、奉行院司公卿不可入之由、前右府被示之、仍不催、請雨経法、今日満七ケ日、于今無其験、今二ケ日可延行之由、職事仰阿闍梨、今夕被行五龍御祭、請雨経阿闍梨申行、是例也、被行此法之時、必被行此祭旧例也、御祭文茂範朝臣草之令持参、頭内蔵頭清書、勅使蔵人仲頼可参勤云々、蔵人左衛門佐雅憲奉行之、陰陽師在清朝臣勤仕之、

弘安二年四月十二日戊子　晴、参院、今日御作文也、予奉行也、文人、（前内府、民部卿、二条前大納言、前源中納言、中院中納言、前藤中納言、花山院宰相中将、宮内卿、予、藤三位、土御門三位（所望所参也）、教経朝臣、頼資（〇賢サ）朝臣、在匡、範賢、定藤、忠世、親業、経頼等朝臣、仲兼、仲視（〇親サ）、為方、俊定、俊光、経顕、

註四　現存卅六人詩歌　建治二年

江上春望　　藤三品茂

百花橋北春嵐浦　五柳水面暁月門

註五　藤原茂範・金沢蠹余残篇〔坤〕

茂範上啓。条々子細。

一可レ被レ崇二文道一事。

右唐大宗文皇帝有レ言曰。弘風道俗之化。莫レ尚二於文一。理世撫民之謀。莫レ大二於学一。是以自二聖代明時之昔一。有二左文右武之道一。有レ文無レ武者。以無レ威レ下。有レ武無レ文者。民畏不レ親。文武俱至。威徳乃成。夫然則当二武家憲政之時一。宜レ有二文道尊崇之化一。倩覩二東関棣々之礼一。已同二西都巍々之威儀一。維月々位之卿従レ事。仙雲々客之群並レ肩。就中衆芸之輩。伎能之衆。済々成レ林。各々争レ材。謂二明経道一。則及二四五許輩一。謂二陰陽道一。亦余二数十箇人一。何況顕宗密宗之碩徳。僧正僧統之上綱。或施二霊験一。或呈二法力一。凡於二文儒一者。茂範之外。更無二一人一。縦雖レ預二抜群之忠賞一。誠可レ為二崇学之善政一者哉。

一可レ被レ尊二師読一事。

右張子房者。高祖之師也。一万戸之賞賜尤厚。桓春卿者。明帝之師也。五千戸之封邑是豊。師読之貴。異朝如レ此。不次之恩。本朝又然。或駕二牛車一。出二入帝宮一。或誇二官爵一。拝二領就国一。自余之洪慈。不レ可二勝計一。茂範幸遇二我王之聡恵一。奉レ授二数巻之御書一。侍二蒐薗一以朝々函丈之礼惟厳。垂二鶴髪一以日々執経之志久積。雖レ為二不肖之身一。所レ仰二尊師之恩一也。

一可レ被レ優二筆削一事。

右文士労効筆削為レ先。若叶二天意一抽二其材一。若述二御願一預二其賞一。和漢之間。蹤跡寔繁。於レ是三万六千神。天地灾変御属星。幷風伯御祭々文等。勘二累代之佳例一。数般之草進一。皆是莫レ不レ祈二大王之御願一。国家之乂寧一。且又建長寺供養以後。連々御願文。懇々抽二愚勤一。是以仏神感応。天道照鑒。四海浪平。悉同二堯年舜日之世一。万方風静。不レ鳴二関榆塞柳之条一。休明之化。誰不二歓娯一。被レ優二文筆之労一。宜レ垂二幕府之哀一者歟。

一可レ被レ抽二奉公一事。

右君之抽レ臣。臣之仕レ君。奉公之節。立身之道也。雖レ無二芸能一。可下取二偏以二忠勤一而浴上レ恩。況於レ兼二文学一者。争可レ被二奔捐一哉。茂範苟積二夙夜一。已移二星霜一。楚蘭風底。追二宋玉景差之跡一。梁竹雪中。接二鄒生牧叟之襟一。何況直二渡廊一則寒風吹而入レ骨。侍二御前一則春氷薄而随レ歩。僶俛之労。哀矜盍レ覃矣。

一可レ被レ施二恩沢一事。

右茂範参著之始。浴二叡先之渥恵一。仁沢之余。賜二鎮西之地頭一。縦謂下燕昭之貴二廓隗一。魏藩之賓中王珪上。豈以加レ之哉。福貴匪二自レ天降一。乃勤学所レ致耳。先哲之言。仰而取レ信者也。但煙波隔レ路。瓢簞易レ闕。纔待二一年一船之風帆一。争代二詩家詩境之月税一。是以庭無二払レ草之僮一。不レ異二蔣元卿之隠栖一。厩無二飡レ粟之馬一。似レ守二季文子之賢名一。況亦上漏下霑。桑枢疎以雨滴。拾螢収雪。芸幌垂以夜閑。文者身之累也。学而猶学。貧者士之常也。愁而不レ愁。而近村之少所者。懇府之大望也。敢不レ思二膏腴一。更不レ莫二広博一。亦預二狭少之一頃一。将レ為二在中之寸禄一。旧年之冬。恵露広被。奉公之輩。殊私不レ均。就中内蔵権頭親家。武州両所之上。房州近村相加。雖レ顧二愚魯一。猶以思レ斎。抑当時鍋舎。難レ蓄二烏篆一。其故者回禄之時。其災難レ逃。西則道路約略。而人馬纔通。東則山巖嶮岨。以攣躋猶危。因レ茲随分穉書。未レ能二運渡一。所二随身一者。九牛一毛也。所二研精一者。九流百家也矣。於二書籍一者。一向非二私物一。皆以備二公用一。為レ君為レ文而申。不二為レ身而申一者也。

以前条々之趣。言上一々如レ斯。茂範少日嗜レ文。儒風伝レ業。李部掌レ職之時。抽二考課詮衡之忠勤一。柱史記レ言之日。疲二詔勅宣命之著作一。便聴二仙院之昇殿一。近期二帝国之侍臣一。然間建長五年三月被二院宣一曰。須下企二東関之参向一。令上侍二大王之御読一。殊無二内外一。可レ令二昵近一者。抜レ自二群儒之中一。専応二清撰之仁一。文之眉目。道之光華也。因レ茲奉二勅命一。凌二函関二嶮之嶮路一。扶二老身一仕二王邸万歳之閑居一。於戯。拯市之月。拯市之花。春秋之交遊忽忘。七旬之父。七旬之母。晨昏之孝行已怠。進参二列雲萊之籍一。則恨二都鄙之異境一。退参二致水菽之報一。亦無二俸禄之潤一レ家。進退惟谷。惆悵対レ山。何況故郷隔而千万里。中腸空断。生涯闌而五十年。後栄難レ知。此時不レ発二恩華之栄一者。何日得レ慰二窮鳥之翅一乎。懇欵之状。更無二矯飾一。枉垂二賢察一。可下令二洩達一給上者歟。茂範誠恐頓首。謹言。

二月廿五日　右京権大夫藤原茂範

註六　冬日餞二入道城門郎赴二東関一和歌序

〔藤原茂範〕　東大寺雑録

夫祖餞之時。其義遠矣。醉吟先生之赴二南州一。二十韻之露詞早著。延長侍郎之行二北陸一。卅一字之風詠被レ知。爰入道城門郎歴二三刀分憂之刺史一。再装二朱買臣之錦一。列二二代撰集之歌仙一。専伝二素戔烏之篇一。誠是花鳥之使乎也。豈非二雪月之好事一哉。而忽辞二紫陌之囂塵一。将レ跂二東関之旅行一。是以風棘露菜之英材。寄二言葉於祖席之上一。山辺柿本之華容。投二艶什於禅林之中一。于レ時万里而前路程遙。懸二望於武蔵野之雲一。五更而離酌無レ算。拭二涙於餞別亭之月一。約二後会一以遅去。隔二淡交一以何為。昔唐室許州前司馬之送二伝公一也。便披二詩境之都緒一。今倭朝越州前司馬之遮二禅閣一也。猥述二歌筵之鄙懐一。彼一致也。此一致也。其詞曰。

遠毛比天予。以久元農苦茂乎。佳左奴登毛。都機乃美也古能。飛土乃於母加気。

註七　供二養吉祥院一呪願文

〔藤原茂範〕　金沢文庫願文集四

華洛城外。葛野河西。有二一仁祠一。称二吉祥院一。菅家始祖。承和帝師。草二創洪基一。建二立仏閣一。素願之趣。精誠云レ何。延暦曩時。遣唐渡海。吉祥天女。船間現レ形。憑異陽侯。風底収レ響。帰朝之後。発露之余。為レ護二皇図一。為レ栄二氏族一。指二点勝地一。安二置茲天一。元慶相公。稟承二製造一。厥後聖廟。忝為二孫枝一。施二入民煙一。恢二弘祖跡一。厳冬初月。毎年忌辰。設二八講儀一。契二未来際一。縦謂レ如レ縷。豈以巻レ筵。神宣灼然。法会算施。寛平六載。聖廟五旬。門徒抽レ誠。寺舎賀レ算。緯達二天聴一。預二天章詞一。祈二恒砂齢一。有二砂金賜一。伽藍眉目。万葉佳謨。亦卜二寺傍一。甫拓二廟兆一。三代忌景。此処勤修。先規率由。更不二失墜一。永承二聖代一。依レ避二水澇一。清二浄釈宮一。移二当所地一。自レ爾以降。二百余廻。驪翰推移。鴈宇欲レ廃。勒二此旨趣一。屢以奏聞。難レ賜二功□一。偏励二私力一。長者二品。修二営一堂一。郢風成レ声。斉雲潤レ色。三間四面。輪乎奐乎。藻桧芝栖。紺麗奇麗。鐘楼新造。暁夕和鳴。朱門高排。鸞雀賀集。大吉祥像。在二錦帳中一。諸衆生望。満二丹府願一。著二雍宝暦一。初凉金商。吉曜良辰。恭敬供養。二十箇日。龍象差肩。瑜伽瑜祇。唄讃歌讃。天子随喜。堯闕降レ宣。星郎参陪。梵殿行事。棘位四輩。英才群侶。更不二外求一。皆為二余裔一。先擎二白善一。奉レ祝二紫宸一。栗陸侔レ猷。椿万保レ歯。太上皇洞。定水十清。玉体安全。金剛不壊。大宮仙院。寿域遐年。文母比レ誉。瑤姫献二術。姑射風静。四子伴交。后圃月明。千秋無限。鶴禁齢久。梁竹陰鮮。鳳轄栄遙。殷梅味馥。路旦棟雒。遠夷帰レ仁。歳阜世治。衆庶歌レ徳。寒暑協レ節。稼穡如レ雲。塵気悉休。干戈載戢。寺社永穏。家門弥昌。乃至群萌。併証二覓果一。

文永六年七月廿二日

(三) 出典に就いて

唐鏡の典拠に就いて、従来之に触れる研究書はほとんど無い。その点、現在も猶、未調査の状態のまゝにおかれてゐるわけである。

さきざき述べてきたやうに唐鏡は、漢土の史実・史譚を編年的に纂した一種の通史であり、当然のことながら依拠した典籍の存するのは云ふまでもことである。寡聞にして以下の調査は、杜撰且つ狭少な範囲にとゞまらざるを得なかつたが、唐鏡記載事項のあらましは、その該当する典拠を見出し得たと思ふ。別表は出典のおほむねを一覧したものである。

これをみるに、唐鏡が直接に依存したと思はれる資料の過半は漢土の正史であるといへる。唐鏡には本来、教学的・啓蒙的な性格は存するが、やはり史書として、かなりの信憑性を期して、正史を抄出してゐることが判ると思ふ。これら史書類の間に、故事・逸話・伝記の類ひを諸子類・文学書・随筆類等のなかゝら抜萃・抄録し、或はこれらを参酌してゐる。そして、この間に、処々に仏教説話を混入してゐるが、調査の範囲内では、その典拠はわずかなものにすぎないやうに見受られる。出典を詳らかになし得なかつた伝説・口碑・説話の類はともかくも、唐鏡の摘録する内容のほとんどが、正確に依拠する典籍が存するのである。従つて、更に、然るべきものにより精査されゝば出典未詳部分は必ず明らかなものとなり得るであらう。このやうに唐鏡の記述のあらかたが典拠をもち、而も抄録にあたつては以下に縷述した如く、依存する資料に対しては、編者の創意や改刪・補定の如き恣意を混へることなく、寧ろ愚直と思はれるほどに、忠実に之に従つてゐる場合が多い。特に史書類に於て、さうであるが、故事逸話等の史譚の類に於

ても、そのやうな抄出態度が見受けられる。その点では、編者の依つた直接資料も比較的指摘し得るのではなからうか。勿論、かふした場合のみではないが、唐鏡の記事と出典との間は一見して緊密であり、より直接的である場合が多いと云へよう。

以下に唐鏡と出典との間を、なるべく多く例示しながら、その典拠関係を具体的に概観してみることにする。

唐鏡の引用文は多く彰考館文庫本の本文に依つた。彰考館文庫本以外の引用は、その旨を断り記した。

まづ三皇に就いての出典であるが、これにつき、つとに野村八郎氏は「三皇の事は司馬貞の三皇本紀より得しならん」（鎌倉時代文学新論）と述べられたやうに、当然、この三皇本紀によるところは尠くないであらう。がこの三皇についての断片的な小話はなほ諸書に散在し、それをいづれにより採録したものであるかはなかなかに判明しがたいものがある。

唐鏡冒頭の伏犠氏の記事をみると、

伏犠ト申待シ帝皇ハ木徳也御母ヲハ華胥ト申シキ雷沢ト云所ニテ太人ノ迹ヲ履テ帝ヲ生奉レリ姓ハ風也蛇身ニテ人ノ首マシ〳〵キ木徳ニテ百王ノ先タリ位東方ニアリテ春日ノ明ヲ司リ給フ故ニ太昊ト申キ龍図ヲ受テ景龍ノ瑞アリキ以レ龍ヲ為テレ紀ト宮ノ号ヲハ龍師ト云キ瑟ト云楽器ハ四十五絃ニテ長八尺一寸此帝作給ヘル也嫁娶ノ礼モ此時ソ始リシ初テ八卦ヲ作給テ繩ヲ結テ網罟（マウコ）トシテ漁猟ヲモシ玉ヒキ犠牲ヲトリテ庖廚（クリヤチウ）ニヲカレシ故ニ庖犠氏トモ申キ伏犠氏ノ天下ニ王タル始テ八卦ヲ書キ書契ヲ造テ繩ヲ結ヒシ政ニ代タリ由レ是ニ文籍生トイヘリ御在位一百一十年山陽ト云所ニ奉レ送……

三皇本紀には

太皞庖犧氏。風姓。代燧人氏。継天而王。母曰華胥。履大人迹於雷沢。而生庖犧於成紀。蛇身人首。有聖徳。仰則観象於天。俯則観法於地。旁観鳥獸之文与地之宜。近取諸身。遠取諸物。始畫八卦。以通神明之徳。以類万物之情。造書契。以代結繩之政。於是始制嫁娶。以儷皮為礼。結網罟以教佃漁。故曰宓犧氏。養犧牲以庖厨。故曰庖犧。有龍瑞。以龍紀官。号曰龍師。作三十五絃之瑟。木徳王。注春令。故易称帝出乎震。月令孟春其帝大皞是也。都於陳。東封太山。立一十一年崩

とあり、文脈は前者と多少異るが、その大略は一致する。次に神農の出生に纏はる異兆に就いてみると、唐鏡は

次帝皇ヲハ神農氏ト申キ火徳母ヲ姙娠ト申ス有喬氏ノ女也女登トモ申キ小典ノ妃タリ華陽ニ遊テ神人龍首ヲ感セシメテ帝ヲ奉レ生人ノ身ニテ牛首也

と記す。三皇本紀は

炎帝神農氏。姜姓。母曰女登。有嬌氏之女。為少典妃。感神龍而生炎帝。人身牛首。

と、やゝ簡略に記載してゐるが、女登の瑞感は、全く同文であるところを見ると、編者は野村氏の申されるやうにこの「三皇本紀」が主要な資料であつたのは否定し難いと思はれる。こゝで重ねて更に詳述するまでもなく、別表にても判るやうに、女媧氏或ひはそのほかの記事は、当然多くこれに依つたのであらう。

この「三皇本紀」の外に「日本国見在書目録」にみえる、晋初の人、皇甫謐の「帝王世紀」卅巻も、又恐らく茂範が本書を撰するに当つては手近かな資料であつたものと思はれる。中国に於てもすでに逸書となり、その全貌は明らかではないが、「帝王世紀」は三皇に起し、漢魏に至る史書である、といふ、その逸文は諸書に猶現在散見するところで

ある。近来その逸文を輯したものに、徐宗元の「帝王世紀輯存」があるので、此処では、それによったわけである。この「帝王世紀輯存」をみるに、唐鏡に誌された、三皇五帝の記事は、その全般に亘り、かなり類似する箇処を、この書の中に見出すのである。（詳細は別表を参照されたい。）茂範が参考に供した資料には勿論、他に諸書が存したことは云ふまでもなからうが、編年的な史書としては、「帝王世紀」は三皇五帝時代を編述するには手ごろなものではなかったらうか。ともかく素人目をしても、やはり、「帝王世紀」は、唐鏡の中でこの神代の記事に就いては重要な典拠の一つであったと考へてさしつかへないと思ふのである。次にその二・三を例示することゝする。

前記「三皇本紀」に於ては伏犠氏並びに神農氏の記事を掲出したので、同様に此処でも、伏犠・神農氏の記事を挙げ対照することにする。唐鏡本文は前文を参照されたい。

帝王世紀輯存自皇古至五帝第一（伏犠）

太皞帝庖犠氏。風姓也。母曰華胥。遂人之世。有大人之迹。出於雷沢之中。華胥履之。生庖犠於成紀。蛇身人首。有聖徳。為百王先。帝出於震。未有所因。故位在東主春。象日之明。是以称大皞。一号黄熊氏（礼記月令正義引）

太昊庖犠氏。風姓。有景龍之瑞。故以龍紀官（初学紀巻三十引）

伏犠氏作瑟。三十六絃。長八尺一寸。（初学記巻九引）

（前略）制嫁娶之礼。取犠牲以充庖厨。故号曰庖犠皇。後世音謬。故或謂之密犠。一号雄皇氏。在位一百一十年（御覧巻七十八引）

伏犠氏。仰観象於天。俯観法於地。観鳥獣之文与地之宜。近取諸身。遠取諸物。於是造書契以代結繩之政。畫八卦以通神明之徳。以類万物之情（下略）（御覧七百二十一）

帝王世紀輯存同巻一（神農）

神農氏。姜姓也。母曰姙姒。有喬氏之女。名女登。遊於華陽。有神龍首感女登於尚羊。生炎帝。人身牛首。（初学記巻九引）

右は唐鏡の伏犠・神農の記事に該当する箇処からの抜萃であるが、「三皇本皇」と敢へて比較するまでもなく類似してゐる。「帝王世紀」が「三皇本紀」に先立つて成立してゐるのであれば、茂範が直接に此書に典拠を求めたか否かはともかくとして、此書を以つて出典としても、唐鏡の記事と相ひ対するものはない。が、語句上の詳細を検すれば、一書をもつて、出典を決するわけにはいかない。やはり、両書を合せみれば、唐鏡の依拠する出典はほゞ明確なものとなつて来る。恐らくは、両書は併せ参考に供しながら、この伏犠・神農の記事は編述されたものであつたのではなからうか。そして更に別表によつても判るやうに、三皇に就いての出典の大略は、これらの両書にもとづいて、その骨骼は成り、その細部の肉付けは、このほかの諸書、呂氏春秋とか淮南子とか蒙求などが適宜に配されて、唐鏡の三皇に関する本文が編述されていつたのではなからうかと思ふのである。

次に、五帝の記事のなかで、黄帝の出生に就いて、「帝王世紀」の逸文を挙げておく。

唐鏡は

次帝皇ヲハ黄帝ト申ス土徳小典ノ子也姓ハ公孫名ヲ軒轅ト申ス母ヲハ附宝ト申シキ大電ノ光ノ北斗ノ枢星ヲ繞ヲ見テ心ニ感ジテ孕リヌ廿五月アリテ帝ヲ寿丘ニ生給フ龍顔ニマシテ幼ニシテ徇斎（シュンセイ）也

「帝王世紀輯存同巻一」

黄帝有熊氏。少典之子。姬姓也。母曰附寶。其先即炎帝。母家有蟜氏之女。世与少典氏婚。故国語兼称焉。及神皇之末。少典氏又取附寶。見大電光繞北斗枢星。照郊野。感附寶。孕二十五月。生黄帝於寿丘。長于姬水。龍顔。有聖徳。「下略」（御覧巻七十

九引）

とあり、唐鏡本文とほゞ共通するのである。この本文に該当する記事は「史記」の中には見当らぬ。が、史記の註、正義に同様な記載がある。いづれに依拠したとも云ひ難いが、次の堯・高辛・舜・禹・湯等の誕生にまつはる異兆瑞感の類ひは、この書と極似するものが多い。

次にもう一例、瑞草蓂莢の事を記すことにする。

唐鏡巻一「帝堯」

蓂莢（メイカウ）ト云草御殿ノ階ノ下ニ生タリ月ノ朔日莢一出キテ十五日ニ十五ノ莢イテキ十六日ヨリ後毎レ日一ノ莢落テ卅日ニ落尽ヌ是ニテ一月ヲ被レ定若小月ナレハ莢一ハ不落シテ知ラレキ

「帝王世紀輯存同巻一」

堯時。有草夾階而生。毎月朔日生一莢。至月半則生十五莢。至十六日後。日落一莢。至月晦而尽。若月小。余一莢。王者以是占曆。応和而生。以為堯瑞。名之蓂莢。一名曆莢。一名仙茹。（初学記巻一引）

この瑞草の事は右の初学記・芸文類聚巻四等にも引用され、且つ両書共、「日本国見在書目録」にも記載されてゐるので、これも又、「帝王世紀」を直接資料とするか否かは、いまにして決め難いが、このほか天異・地変・瑞相等、本書との典拠関係が見出されるので、前記のわずかな数例にすぎぬが、別表の項目をひとつ〳〵こゝに例示すれば、やはり編者茂範が、「帝王世紀」を直接の資料としてゐたものと推定されるのである。

扨五帝以降は、その出典は概ね正史に依拠し、史記（同索隠・集解・正義）・漢書（漢班固撰、唐顔師古注）・後漢書（宋范曄撰、唐章懐太子賢注）・三国志（晉陳寿撰）・晉書（唐房玄齢等奉勅撰）がそれである。唐鏡の巻別に之をみると、唐鏡巻一の五帝から巻四の漢孝武帝までは史記に典拠しており、現存唐鏡の過半は史記から抄出したものとみて差支へない。又史記の抄出にあたつては、本紀から之を引用するのみでなく、世家・列伝にも亘り、更に封禅書・平準書・楽書等おほむね史記全般から抄してゐる。そして時には、史記索隠・集解・正義等の註釈書から引用したものと思はれる事項も散見する。唐鏡巻三の漢高祖から巻四末王莽に至るまでは、云ふまでもなく、班固撰漢書に依拠し、時に唐顔師古注に典拠を求めてゐるものもある。巻三漢高祖から巻四の孝武帝までは前記の史記と重複するのであれば、いま、そのいづれに依ると俄かに決め難い。唐鏡の巻五は後漢の光武帝より後漢末献帝に至るまでを略述したものであり、多く宋范曄の後漢書により、まゝ唐章懐太子注を参酌したものなどもある。この漢書・後漢書からは、史記同様にその抄出には各巻全般に亘り、各々の関連事項を参照したものと考へられるが、巻六に至ると、三国・東西晉に就いて、三国志・晉書からの抄出は、その帝紀の部分のみを更に極めて簡略に抜萃するといふ傾向が目立つのである。唐鏡は元来編年的な略史ではあるが、巻を追ふに従つて、次第に蛇尾と化してゆく感じがないでもない。巻四よりも巻五、巻五よりも特に巻六と簡約な帝王紀となつてゐると云へるのではなからうか。こゝで、唐鏡の各出典からの抄出の方法に就いて、すこしその印象を触れておきたい。別表に列挙したやうに、唐鏡の出典は、杜撰な調査にもかゝわらず、その殆んどを手近に見出す事が出来る。然るべき者の手により精査すれば、その未詳の出典は更に完全に明らかなものとなり得るであらう。出典の範囲はそれほど広きに亘るとは到底思はれない。編者はさうした資料から、各王朝帝王毎に、最も啓蒙的な事柄を抜き出し、編年的に繋ぎ合はせていつたものであらう。そして、その抄訳

にあたつては、抜萃部分は、原典そのまゝを忠実に和文化するといふ態度を持し、場合によつては寧ろ訓読に近き方法をも合せとつてゐるものとみられ、その意味では、典拠との結び付きは、より密接であり、より直接的であるといへよう。源光行の蒙求和歌・百詠和歌等にその先例を求めたものかとも思ふのである。

次に、右に挙げた史書から任意に数例を拾ひ、唐鏡と出典とを比べ、実例の一端を示すことゝする。

(一) 唐鏡巻一

此御母ウセテ後父更ニ妻ヲ取テ小子ヲ儲タリ名ヲハ象ト云父此象ヲ愛シテ常ニ舜ヲ奉失ラントス舜ヲ倉ニ上セ奉リテ父倉ニ火ヲ付タルニ舜笠二ヲハネトシテ飛下給ヌ又井ヲ穿シムカク様々ニスルヲ我ヲ殺サントスト舜御心エテソハノ方ヘ可出路ヲミソカニ設給ヘリ父其ヲシラスシテ象共ニ土ヲハネテウツマントス舜心エ給ヘル事ナレハソハノ穴ヨリ出給ヌ舜ヲハ堯ノ聟トシテ女子二人ナカラアワセ給テ琴ヲ給ヘリ又倉ヤ牛羊ナトヲトラセテツカハス父モ弟モ舜ヲハ死給ヌラント思テ倉ヤ宝物ヲハ父取ツ堯ノ二女ト琴トヲハ弟取テ舜ノ宮ニ居テ琴ヲ引テヲリ舜井ヨリ出給テ恙モナクテ家ヘ帰リ玉フ弟驚テ我舜ヲ思テ歎キツル也ト云舜サソアリツラントテサリケナクテマシマス

二女娥皇女英

史紀五帝本紀

舜父瞽叟盲。而舜母死。瞽叟更娶妻。而生象。象傲。瞽叟愛後妻子。常欲殺舜。舜避逃。……(中略)……於是堯乃以二女妻舜。……(中略)……堯乃賜舜絺衣与琴。為築倉廩。予牛羊。瞽叟尚復欲殺之。使舜上塗廩。瞽叟従下縦火焚廩。舜乃以両笠自扞而下去。得不死。後瞽叟又使舜穿井。舜穿井為匿空旁出。舜既入深。瞽叟与象共下土実井。舜従匿空出去。瞽叟象喜以舜為已死。象曰。本謀者象。象与其父母分。於是曰。舜妻堯二女与琴象取之。牛羊倉廩予父母。象乃止舜宮。鼓其琴。舜往見之。象愕不懌曰。我思舜正鬱陶。舜曰。然。爾其庶矣。

(二) 唐鏡巻二

又管仲病スル時桓公行向テ歎キ惜次ニ問曰ク群臣ノ中ニ誰ヲカ可レ用管仲カ申サク臣ヲ知ハ君ニ如ハナシ公ノ曰ク易牙(エキカ)ハ如何対曰其子ヲ殺テ君ニ叶ヘリ人ノ情ニ非ス公ノ曰開方ハ如何対曰親ニ倍君ニ適(カナヘリ)人ノ情ニアラス難近付公ノ曰豎刁(ママ)ハ如何対曰自宮(シキウ)シテ君ニ叶ヘリ人ノ情アラスシタシミ難シト申ケル

史記巻三十二斉太公世家

管仲病。桓公問曰。羣臣誰可相者。管仲曰。知臣莫如君。公曰。易牙如何。対曰殺子以適君。非人情。不可。公曰。開方如何。対曰。倍親以適君。非人情。難近。公曰。豎刁如何。対曰。自宮以適君。非人情。難親。

(三) 唐鏡巻三

〔孝文帝〕十三年五月ニ斉ノ大会令(倉カ)淳于公ト云物罪アリテ刑セラルヘシトテトラヘラル大倉公男子ナクシテ女子五人アリ大倉公其女ヲ駕テ云子ヲウメトモ男ヲウマス益アルニ非スト云其少女緹縈(テイエイ)ト云物痛ミ啼テ・・・(随ヒテ脱カ)長大(安カ)ニ至ル書ヲ奉テ申妾カ父吏トシテ斉中廉平ヲ称ス今法ニ座シテ刑セラルヘシ妾痛ラクハ死ヌル物ハ又生ヘカラス刑セラルヽ者ハ又属スヘカラス妾願ハ没入シテ官ノ婢ト成テ父カ罪ヲ贖ハント云ヘリ此事ヲ文帝見給テ其志ヲ愍ミ悲ミ玉フ則詔シテノ玉ハク有虞氏ノ時衣冠ソ畫キ章服ソ異・(ニ脱カ)セラレシニ民侵サスシテ治レリ今法ニ肉刑(ニクケイ)三アリ三アレトモ姦(カン)ヤマス其過(トカ)我ニアリ愷悌君子ハ民ノ父母也トイヘリ今人謬アリトテ刑ヲ加フル事無由民ノ父母タル心ニ不叶トテ肉刑ヲハ降(除カ)レヌ肉刑ト云・(ハ脱カ)支躰ヲタチ肌膚ヲ尅ミテ身ヲ終マテ不止也

史記巻十孝文本紀

(孝文帝十三年)五月。斉太倉令淳于公。有罪当刑。詔獄逮徙繫長安。太倉公無男。有女五人。太倉公将行会逮。罵其女曰。生子。不生男。有緩急非有益也。其少女緹縈自傷泣。乃随其父至長安。上書曰。妾父為吏。斉中皆称其廉平。今坐法当刑。妾傷。

夫死者不可復生。刑者不可復屬。雖復欲改過自新其道無由也。妾願没入為官婢。贖父刑罪。使得自新。書奏天子。天子憐悲其意。乃下詔曰。蓋聞。有虞帝之時。畫衣冠。異章服。以為僇。而民不犯。何則至治也。今法有肉刑三。而姦不止。其咎安在。非乃朕德薄而教不明歟。吾甚自愧。故夫馴道不純。而愚民陷焉。詩曰。愷悌君子。民之父母。今人有過。教未施而刑加焉。或欲改行為善。而道無由也。朕甚憐之。夫刑至斷支体。刻肌膚。終身不息。何其楚痛而不德也。豈称為民父母之意哉。其除肉刑。

右に併記したのは、唐鏡の巻一・二・三の各巻からの一例と、出典である史記の該当本文である。

㈠の例は、史記の本紀からであるが、舜とその父瞽叟・異母弟象にまつはる知名な史譚である。両書の本文は比較するまでもなく、瞽叟・象の姦詐をみやぶり巧みに遁れる舜の機略が、すべてそのまゝ逐語訳されてゐて、そこには潤色も抄略もみられない。たゞ僅か和文化するにあたつては、助辞の使用、敬語の用ひ方等が目立つ程度であつて、典拠に対しては、あくまでも忠実たらんとする態度である。いはゞ史実として抄出しやうとするのである。これが㈡の例に至ると、抄訳は、一種の読下し文といつてよい。数尠い例ではあるが、一体が、唐鏡は、このやうに出典をそのまゝ素朴に抜萃して編まれていつたものとみられる。その意味では、唐鏡は漢土の啓蒙的な通史ではあるが、寧ろ通史といふより、通史の抜萃書とみる方のが妥当といへるのであらう。㈡の例は史記世家からの抄出であるが、帝紀・世家のみならず列伝その他に於ても—こゝでは例示しないが—同様な傾向を示してゐる。従つて抄出箇処は出典に対しては、かなりの信憑性があるといへる。㈢の例は余り適当な例といへるか、どうか判からぬが、本書の中ではいはゞ説話的な興味を示す一例として、とりあげてみたのである。それは、この話柄が、和文化にあたつては、最も脚色し易い物語的な内容を持つと思つたからである。而しながら、それも右に列記したやうに、些少の省略はあるに

せよ、出典の逐語訳に終つてゐる。この例で唐鏡に「（漢光武帝）十三年五月云々」と始り、年月を明記するが、これも史記の年月と全く一致する。劉向の「古列女伝巻六辯通傳」に同話「齊太倉女」がある。この冒頭を記すと「齊太倉女者漢太倉令淳于公之少女也。名緹縈。淳于公無男。有女五人。孝文皇帝時、淳于公有罪。」とあり、この出典も恐らく史記に依るものであらうが、こゝでは、「孝文帝時」と記すのみで、年月は、すでにぼかされてゐるのに比べても如何に本書が典拠をそのまゝ踏襲するものであるかゝ判る。全般に唐鏡にはかふした編述の態度があつて、それは史記に限ることなく、以下にあげる史書からの抄出に於ても、同様に話柄の年月日は、殆んどが出典のそれと相違することなく正確に明記されてゐる。たとへば、次に前漢書から一例をあげると、

唐鏡巻四（孝成帝）

建始元年已丑夏六月ニ未央宮ニ青蠅数万集テ殿中充満リ秋八月ニ月二出タリ是ハ君ヨハクシテ婦人コハカルヘキシルシ也

前漢書巻十成帝紀建始元年。

六月。有青蠅無万数。集未央宮殿中朝者坐。

前漢書巻二十七下之下五行志

成帝建始元年八月戊午。晨漏未尽三刻。有両月重見。京房易伝曰。婦貞厲月幾望。君子征凶。言君弱而婦彊。為陰所乗則月竝出。

と帝紀・五行志の記を確実に踏まえており、天異の如きにまでも正確に年月を明記してゐるのによつても識られる。人異・怪異等に至るも、すべてこの方針を持してゐて、やはり、其処には、啓蒙書であれ、史書としての意義を充分に示さんがための意図が存してゐたのであらう。唐鏡を単に支那史の抄出本と考へる理由も、かゝるところからである。

次に、つゞいて、漢書・後漢書・三国志等、本書の主とする出典について、僅かの例示ではあるが之を併記して概

観してゆくことゝする。

扨班固の漢書からの引用も、帝紀・列伝のみならず、五行志なども之に混へ、時に顔師古注をも引いて、史記同様な抄出方法をとつてゐる。巻四から一例を次に掲げておく。

唐鏡巻四

第八主ヲハ孝宣皇帝ト申キ諱ハ詢武帝ノ曾孫戻太子ノ孫也戻太史良娣(ママ)ヲ納テ史皇孫ヲウメリ史皇孫王夫人ヲ納テ此帝ヲウミ奉ル皇曾孫トソ申シ生給テ後巫蠱ノ災ヒニ遇テ襁緥ニアリナカラ郡郊(邸カ)ノ獄ニトラハレ給シヲ丙吉ト云シ人廷尉タリシカ此君ノ無ノ罪ヲ憐ミ奉テ女徒(チヨト)ノ乳アル物ヲ奉テ私ニ衣食ヲタヒナトシテ奉助巫蠱ノ事久シク決セラレサルニ望気ノ者申サク長安ノ獄ノ中ニ天子ノ気有ト申セリ武帝使ヲ遣テ獄囚ヲ軽重ヲイハス皆殺サレヌ此君モアヤウカリシヲ丙吉トカクシテイケ奉テ頻ニ大赦ニ逢テユリ給ヌレハ祖母史良娣カ家ニ被送給ヌ

前漢書巻八宣帝紀

孝宣皇帝。武帝曾孫。戻太子孫也。太子納史良娣。生史皇孫。皇孫納王夫人。生宣帝。号曰皇曾孫。生数月。遭巫蠱事。太子良娣皇孫王夫人皆遇害。語在太子伝。曾孫雖在襁緥。猶坐収繫郡邸獄。而丙吉為廷尉監。治巫蠱於郡邸。憐曾孫之亡辜。使女徒復作淮陽趙徵卿。渭城胡組。更乳養。私給衣食。視遇甚有恩。巫蠱事連歳不決至後元二年武帝疾。往来長楊五柞宮。望気者言。長安獄中有天子気。上遣使者分條中都官獄繫者。軽重皆殺之。内謁者令郭穰。夜至郡邸獄。吉拒閉使者不得入。曾孫賴吉得全。因遭大赦。吉廼載曾孫。送祖母史良娣家。

一見して、漢書の宣帝紀からの抄出であることが判るが、この場合などは、比較的細部は省略して、その本筋を伝へむとしてゐる。然し、この漢書の記事から一歩も出るといふことなく簡略化したものにすぎない。たゞ「諱ハ詢」

とあるは、顔師古注を参酌したものか。それには「荀悦曰諱詢云々」とある。

唐鏡巻五の記載は主に後漢書より採録したものである。例によつて両書を併記することにする。次の史譚は粛宗孝章帝の時の武将、耿恭と匈奴と戦ひを記録したものである。やゝ長文であるが、唐鏡編述の一面をも伝へ、出典後漢書との関係も如実に示すので一例とした。

唐鏡巻五

此御時戊已校尉耿恭ト云者ヲシテ匈奴ヲ責ニ遣ス金蒲城ニシテ耿恭城ノ上ニ升リテ打戦フ間毒薬ヲ箭ニツケテ射時匈奴ニ語テ漢家ノ箭ハ神也中ラン痕ハ必殊ナル事アルヘシトテ放ツニ箭ニ中ル者疵ヲミルニ尽クニ仏(沸カ)ヌ又俄ニ風雨ヲヒタヽシクシテシヌル者多シ匈奴奮悚テ云ク漢ノ兵ハ神也誠ニ怖ルヘシトテ解テサリヌカヽル程ニ匈奴又来責ム疏勒城ト云城ノ傍ニ澗水アリ其水ヲハ流ヲタチテ城ノ中ニ井ヲ堀ルブガサ十五丈計リナルニ水イテス吏士水ニ飢テ馬ノ屎ノ汁ヲシタミテノム耿恭天ヲ仰テ歎テ曰昔弐師将軍佩刀ヲ抜テ山ヲ刺シカハ飛泉涌出キ今漢ノ徳神明也窮マル事アランヤトテ衣服ヲ刷テ井ニ向テ再拝シテ吏士ノ為ニ禱ル事慇ナリ暫アリテ水泉走出タリ衆皆万歳ヲ呼フ水ヲアケテ虜ニミスルニ神明也ト思テ又引テサリヌ（下略）

後漢書巻四十九耿恭伝

恭字伯宗。国弟広之子也。少孤。慷慨多大略。有将師才。（中略）乃以恭為戊已校尉。屯後王部金蒲城。（中略）匈奴遂破殺後王安得而攻金蒲城。恭乗城搏戦。以毒薬傅矢。伝語匈奴曰。漢家箭神。其中瘡者必有異。因発彊弩射之。虜中矢者。視創皆沸。遂大驚。会天暴風雨。随雨擊之。殺傷甚衆。匈奴震怖。相謂曰。漢兵神。真可畏也。遂解去。恭以疏勒城傍有澗水可固。五月。乃引兵拠之。七月匈奴復来攻恭。恭募先登数千人。直馳之。胡騎散走。匈奴遂於城下擁絶澗水。恭於城中穿井十五丈。不得水。吏士渇乏。笮馬糞汁而飲之。恭仰歎曰。聞昔弐師将軍拔佩刀刺山。飛泉湧出。今漢徳神明。豈有窮哉。乃整衣服。向井再拝。為吏士禱。有頃水

泉奔出。衆皆称万歳。乃令吏士揚水以示虜。虜出不意以為神明。遂引去。（下略）

右は後漢書列伝耿恭の前半の部分であり、猶この史譚は以下に続くが、唐鏡はこの後半部を極く簡略に叙するので省略した。しかし耿恭伝の中では最も生彩ある場面を抄出し、しかもよく典拠に準じてゐるのは、前掲の両文によつて判ることゝ思ふ。唐鏡には、またかふした同類の、戦記を屢々出典そのまゝに長々と抄出してゐる。例へば項羽の最後（史記項羽本紀）・周亜夫の事（史記周勃世家）などそれであるが、ともかくも編年的な史話の中に一沫の興趣を与へる史譚・故事・逸話・異聞・怪異等をも挿しはさんで、その単調さを救つてゐるのは、やはり編者の才気ともうけとめられる。前話もその意味では適切な抄出態度の一端を示すものであると思ふ。

扨巻六に入ると、一転して唐鏡は簡約な帝紀の抜萃となつて、前巻までの如く、史話に変化は乏しくなつて来る。巻六の一巻に、三国・東西晉を併せ収録してゐるのを見ても、それが判る。如何なる事情かは俄かに知るべくもないが、その依拠した資料の扱ひ方は前巻迄に比し、かなり杜撰のやうに思はれる。それはさておき、次に念のため、巻六とその出典である三国志・晉書との具体的な一例をそれ〴〵掲し、唐鏡と史書との典拠関係を終ることゝする。

唐鏡巻六

蜀先主姓劉諱備字玄徳漢景帝ノ子中山王勝カ後也若クシテ孤子也母ト諸共ニ履ヲ売蓆ヲ売テ業トシ玉フ舎ヲ東南ノ角ノ籬上ニ桑樹一本アリ高サ五丈余也如ニ車蓋一ノ也ユキヽノ者此木ヲアヤシミテ貴人ノ出玉フヘキ験トソ申ケル先主身ノ長七尺五寸タレタル手膝ニスキ目ニ耳ヲ見言語少ク喜怒色ニ不レ顕章武元年夏四月ニ成都ニシテ帝位ニ即玉フ

蜀志巻二先主劉備

先主姓劉。諱備。字玄徳。涿郡県人。漢景帝子中山靖王勝之後也（中略）先主少孤。与母販履織席為業。舎東南角籬上有桑樹生高五丈余。遙望見童童如少車蓋。往来者皆怪此樹非凡。或謂当出貴人。先主少時云々（中略）先主不甚楽読書。喜狗馬音楽美衣服。身長七尺五寸。垂手下膝。顧自見其耳。少語言。善下人。喜怒不形於色。（下略）

章武元年夏四月大赦……

蜀漢劉備の記事は、前記蜀志から抜萃したところのこれと諸葛亮の簡約な記だけにすぎない。次に晋志からの一例をあげる。

唐鏡巻六（孝愍帝）

（建興五年）冬十一月ニ劉聰カ狩スル時ニ帝戎服トテアヤシキ衣ヲキセ奉テ載ヲモタセテ馬ノサキニ追立テ道ヲヒカシム又君臣大ニ集メテ宴会スル時ニ帝酒ヲ行ハシメ〔爵ヲアラハシメ〕（カツコ内ハ松平文庫本ニテ補フ）又蓋ヲトラシム晋臣此座ニアル者声ヲオシマス泣悲フ尚書辛賓ハ目モクレ心モ迷テ帝ヲイタキ奉テ泣ヲメケハ劉聰瞋テコレヲ殺シツ十二月ニ帝ヲモコロシ奉ニケリ御年十八

晋書巻五孝愍帝

（建興五年）冬十月景子。日有食之。劉聰出猟。令帝行車。騎将軍戎服執戟為導。百姓聚而観之。故老或歔欷流涕。聰聞而悪之。聰後因大会。使帝行酒洗爵。反而更衣。又使帝執蓋。晋臣在坐者。多失声而泣。尚書郎辛賓抱帝慟哭。為聰所害。十二月戊戌。帝遇弑。崩于平陽。時年十八。

三国志・晋書からの出典は、その殆んどが帝紀からの引用であって、列伝等からの逸話・故事の挿入はみられな

い。従つて、自然唐鏡巻六は前巻までに比し、坦々として変化の少い帝王編年紀の如きものとなつてゐる。前例などは、かなり逸話的な興味を示す記述であるといへる。

いさゝか煩瑣にわたつて、以上正史と唐鏡との交渉を列記してきたつたが、このほかの別表に於ける史類との典拠関係も、ほゞ右に掲出した具体的な例と殆んど変るところはない。全般に唐鏡の抄出方法は、まづ帝紀によつて編年的に構成し、その間に著名な史話を主に列伝によつて挿入して、その技葉となしてゐる。しかし史書からの抄出も、一般の政治的変遷を編述するのが主体とはならず、寧ろ、興趣ある史話・史譚を撰出してゐて、史書をはなれた興味をも与へてゐる点、やはり啓蒙的な性格を示してゐる。故事・逸話・怪異・天変・人異・吉凶等、の挿話が意外に多く混入するのも、それ故であらうか。

また、その抄出箇処は勿論、部分的に撰択してゐるのであるが、その抄釈は極めて忠実に原典に依拠し、抄者自ら、これに補筆潤色するといふやうな記述は、まづその例をみないのである。故事・逸話の類ひに於ても同様であるのは、前述のわづか数例によつても、その一端が窺はれると思ふ。その点、唐鏡は啓蒙的に史譚を主としながらも、やはり史書として、本書を扱はうとする、編者の態度がみられるのではなからうかと思ふのである。

唐鏡の主な出典は前述の史書であるが、猶その間に挿入された、逸話・故事・異聞の類には、別表に掲げた如く、諸書を参酌したものと思はれる。しかしながら、それらの多くは、前記の史書に見出され、実際には、それが、編者の直接の資料であつたか否かは、なか〳〵決めがたいのであるが、おほむね、編者は史書に、これを依拠する場合が多いといつてよい。同類の史譚であれば、内容の上からは、次にあげる諸書との間に差したる相違の存するわけはな

いが、詞句・語法など細部に検すると、同話の場合は、やはり前記の史書から、これを直接に採録してゐるのが、殆んどのやうである。が、いまは、その一つ〳〵にふれず、唐鏡の記事と合致する主な作品名をあげると次のやうである。（カッコ内の数字は、唐鏡の記載と一致する大略の類話数である）

諸子類では、呂氏春秋（5）・荘子（2）が主であり、以下韓非子・孔子家語・淮南子等に各一例或ひは二例を散見する程度である。やはり雑伝類に、多くの類話を見出す。李翰の蒙求（20）・琱玉集（18）劉向の古列女伝（8）・高甫謐の高士伝（4）がそれである。その他は、ほゞ数ケ所づつ散見するにすぎぬが、以下類話数の多い順から、これをあげると、・博物誌（晋張華著）（6）・廿巻本捜神記（晋干宝撰）（5）・同八巻本（1）・文選（3）・西京雑記（晋葛洪撰）（3）・漢武故事（2）・穆天子伝（2）・竹書紀年（2）等、以外に周書・太公六韜・古今注（晋崔豹著）・世説新語（宋臨川王劉義慶撰）・王義之蘭亭記・その他に、各々一・二例づゝ見出される。そのほか芸文類聚（唐歐陽詢等撰）・初学記（唐徐堅撰）等類書に、まゝ同話を散見するが、多くの場合、前者と重復する故、出典として、これを見ることが出来ないので、別表に於てはなるべくこれを避けた。また日本に於て、すでに紹介された同一の話柄は数書に見出される。源為憲撰の世俗諺文（11）は漢籍の故事をそのまゝ抄出したものである、また蒙求和歌（14）・或ひは百詠和歌（13）・唐物語等は勿論のことであるが、今昔物語震旦篇・打聞集・砂石集・また俊秘抄などにも類話が散在する。しかしながら唐鏡の抄出方法・文体等をこれらと比較する時、やはり直接の資料としたものとはどうも思へない。が或は時に之を参酌せるものかとも思ひ、参考までに別表にはこれらをあげたまでゝある。また、唐胡曾著宋故元質註の胡曾詠史詩も同様な意味で記しておいた。そのほか唐鏡の記載する仏教説話の如きものが数ケ処存するが、これに就いては後述する。

さて、諸子類から之をみると、呂子春秋の五例の類話の中で、その二例は、すでに帝王世紀殷商巻三に見え、また一例は史紀巻三十三晋世家に記載されるところの記事である。帝王世紀巻三に載する類話は、殷成湯の時、「七年旱事」の記と、成湯「禱雨事」の記であり、一連の伝説である。史記にみる、もう一例は、周成王が弟唐叔虞に戯言するのを、周公がいましむるの記である。従ってこの三例は直ちに呂氏春秋をもつて、その典拠と考へるわけにはいかない。が、余の二例は、恐らく、この書に依つたのであらうか。その一例を次にあげる。

唐鏡巻一（殷禹）

南巡シテ江ヲ過給シニ二ノ黄龍御舟ヲ負シニ舟人恐チワナキシニ禹独リ笑テ命ヲ天ニ受ケ力ヲ屈シテ人ヲ養フ生死ハ命也吾何ソ憂フヘキトノ給シカハ龍尾ヲ曳テ去ニキ

呂氏春秋巻第二十恃君覧第八

禹南省方。済乎江。黄龍負舟。舟中之人。五色無主。禹仰視天而嘆曰。吾受命於天。竭力以養人。生性也。死命也。余何憂於龍焉。龍俛尾低耳而逝。則禹達乎死生之分。利害之經也。

また荘子からの出典であるが、その二ケ処の中で、孔子と盗跖の譚は、類話は派生し易いが、之も恐らく、この荘子に端を発したのであらう。他の一例は次に記す如く、荘子天地篇からのそのまゝの抄訳である。

唐鏡巻一

華封人帝ニ申ケルハ聖人也請聖人ヲ祝テ寿長カラシメン堯ノ曰ク辞ナ富シメン堯ノ曰ク辞ナ男子多カラシメン堯ノ曰ク辞ナ封

人ノ曰ク寿永ク富男子多ハ人ノ願所也汝独不願事何ソ堯ノ曰ク男子多時ハ則懼多シ富時ハ事多シ寿長時ハ辱多シ此ノ三ノ者ハ徳ヲ養フ故ニ非ス故ニ辞ス封人ノ曰始ハ汝ヲ以テ聖人ト思ヒキ今君子也天民ヲ生テ必職ヲ授ク男子多シテ職ヲ授ルハ何ノ懼カアラン富テ人ヲシテワカタシメハ何ノ事カアラン千歳ニ世ヲ猒テ去テ仙ニ上テ白雲ニ乗テ帝郷ニ至ハ三ノ患至ル事ナクシテ身常ニ殃ナクハ何ノ辱カアラント也

荘子巻之四天地第十二

堯観乎華華。封人曰。嘻。聖人。請祝聖人。使聖人寿。堯曰。辞。使聖人富。堯曰。辞。使聖人多男子。堯曰。辞。封人曰。寿富多男子。人之所欲也。汝独不欲何邪。堯曰。多男子則多懼。富則多事。寿則多辱。是三者。非所以養徳也。故辞。封人曰。始也我以汝為聖人邪。今然君子也。天生萬民。必授之職。多男子而授之職。則何懼之有。富而使人分之。則何事之有。夫聖人鶉山而穀食。鳥行而無彰。天下有道。則与物皆昌。天下無道。則修徳就閒。千歳厭世。去而上僊。乗彼白雲。至於帝郷。三患莫至。身常無殃。則何辱之有。封人去之。堯随之。曰。請問。封人曰。退已。

右の二例を見れば唐鏡の編者は、呂子春秋・荘子を直接の資料としたことは疑はれない。諸子類では、韓非子・孔子家語は、こゝに例示しないが、前書同様に直接之を典拠としたものである。淮南子に見出されるものは甚だ断片的な記事であり、他書にも同文の記が存するので、いま如何とも云ひ難い。

蒙求・列女傳等関しては後述するので、琱玉集以下その主なものに就いて概略すると、まづ琱玉集は現存本は巻十二・十四の両巻にすぎぬが、同一故事をかなり多く散見される。しかし琱玉集は一種の類書でもあり、すべて諸書からの抄出であるところから、その原拠がすでに存してゐるのであれば、これは当然の結果であらうか。唐鏡の記事は、或は直接、その原話からの引用であるかもしれないので、必ずしも、この琱玉集を資料としたものとは云ひ難い。が

本書は、簡便な漢土故事の集成として利用されたものであるので、それが、全然編者の参考とならなかつたとも云ひ得ないのである。次に博物誌であるが、確かに博物誌に典拠したものとみられる故事は、黄帝が崩じての後、左徹がこれを慕つてその形を刻んだ譚である。他の同一記事五例は他書にもこれを見すが、帝桀の時二日が現れたとか、または舜二妃娥皇・女英の「班竹」の故事なども博物語の中にあるところを見ると、恐らく博物誌は参酌されたものであらう。

搜神記は廿巻本に同話は五ケ所あり、八巻本に一ケ所を見出す。その中で搜神記以外にこの譚を見出すことが出来なかつたのが二例ある。一例は呉永安四年に童子と現じた熒惑星が予言するの譚と、西晋世祖武帝の時、蟹が化して鼠となり稲を食した怪異である。ともに、唐鏡はこの怪譚を忠実に伝へてゐるのをみると、搜神記も、直接資料とみてよいのではないかと思ふ。

文選の三ケ所は勿論之に依拠したものであらう。西京雑記・漢武故事・穆天子伝・竹書紀年は各々同類の譚を二・三ケ処つゞ散見するが、この中では、漢武故事は一ケ所（漢武帝七月七日誕生の事）、穆天子伝一ケ所（周穆王三日博奕の事）、竹書紀年二ケ所（史記正義―五帝本紀―所引竹書にいふ舜囚レ堯事の記・及び周末九鼎が泗水に没すの記）はこの典拠を他書に見ない。また漢武故事の顔馳三代不遇の逸話は、他に蒙求に存するのみであり、穆天子伝の、穆王が崐崘山に至つて西王母と宴する伝説も、史記の索隠・正義等の註釈書に見出される程度である。従つて、これらの諸書も同様直接の典拠とみてよいと考へられる。以下周書・太公六韜・古今注・世説新語等は各一・二ケ所が散点するにすぎぬので、いま俄かに之を典拠と決めることは出来がたいが、周書の天穀を雨ふらすの天異や、古今注にある、舜の代の五明扇の事、或は世説新語にみえる、韋誕が淩雲台上に一瞬にして皓髪となる逸話など、やはり出典をこれらに求むべきかと思はれる。（そのほか、別表にあげるものは数あるが、それらに就いては参照されたい。）

右に記した諸書の中で、次に搜神記を出典とする一例を参考までに掲しておく。

唐鏡巻六

呉永安二年也三月ニ六七歳ノ童子ノ異躰ナルカ青衣ヲ著テ群児ト戯ル諸ノ児畏テ問ニ我ハ熒惑星也トテ曰ク三公鉏司馬ト云テ天ヘ升テ去ヌ遠ナルマヽニ疋練ノ如シ後五年ニ蜀亡テ晉興リ呉司馬カタメニ亡サレヌ童子ノ云シカ如シ

搜神記巻八（二十巻本）

（前略）孫休永安三年三月。有一異児。長四尺余。年可六七歳。衣青衣。忽来従群児戯。諸児莫之識也。皆問曰。爾誰家小児。今日忽来。答曰。見爾羣戯楽故来耳。詳而視之眼有光忙。爛爛外射。諸児畏之。重問其故。児乃答曰。爾恐我乎。我非人也。乃熒惑星也。将有以告爾。三公帰於司馬。諸児大驚。或走告大人。大人馳往観之。児曰。舎爾去乎。聳身而躍即以化矣。仰而視之。若曳一疋練以登天。大人来者猶及見焉。飄飄漸高。有頃而歿。時呉政峻急。莫敢宣也。後四年而蜀亡。六年魏廃。二十一年而呉平。是帰於司馬也。

唐鏡の記載は搜神記に比し、かなり省略があり、文意の不明なところなどもある。或はまた後四年亡蜀とあるを五年と誤記するなどがみえるが、その大略は類似してゐて、かふした怪異譚なども典拠を守つたものと思はれるのである。

次に、唐鏡と、劉向の古列女伝・李翰の蒙求との関係について、そのおほよそを、こゝでふれておきたい。古列女伝は、漢書劉向本伝に八篇とあり、随書経籍志に十五巻とあるといふが、その内容は母儀・賢明・仁智・貞順・節

義・辯通・嬖嬖の七伝を立てて、七篇とするといはれる。これに後人の編するもの一篇続列女伝を加へ八篇と為すといふ。「日本国見在書目録」には、「十五巻劉向撰。曹大家注」とみえる。曹大家は続篇の編者とも擬せらる。伝来の列女伝は、恐らくこの続篇をも含むでゐたことであらう。続篇所収「漢憑昭儀」の逸話は旧注蒙求「憑媛当熊」に列女伝に引くと記すのをみると、この続篇も合せみてよいのではないか。ともかく唐鏡中には、続篇を含めて古列女伝に、類話八ケ所が散見される。また李翰の蒙求は、源光行の蒙求和歌の原拠であり、唐鏡の編者は之を当然の事ながら披見してゐたことは疑ふべくもない。李翰の古註蒙求は、漢土にはすでに佚し、南宋末の徐子光の補注蒙求が行れしといふが、本書の編者茂範のみたものは旧注であろうか。亀田鵬斉閲の旧注によると、唐鏡との類話は二十ケ処に及ぶのである。

まづ、古列女伝につき、具体的にその一例をあげることゝする。前述の出典史記の処に於て、斉太倉淳于の女、緹縈の記を併記したので、こゝで、古列女伝巻六辯通篇の同話をあげ、比較に供することゝする。

古列女伝巻六辯通篇（斉太倉女）

斉太倉女者漢太倉令淳于公之少女也。名緹縈。淳于公無男。有女五人。孝文皇帝時。淳于公有罪。当刑。是時肉刑尚在。詔獄繫長安。当行会逮。公罵其女曰。生子不生男。緩急非有益。緹縈自悲泣。而随其父至長安。上書曰。妾父為吏。斉中称廉平。今坐法当刑。妾傷。夫死者不可復生。刑者不可復属。雖欲改過自新其道。無由也。妾願入身為官婢。以贖父罪。使得自新。書奏。天子憐悲其意。乃下詔曰。蓋聞。有虞之時。畫衣冠。異章服。以為戮。而民不犯。何其至治也。今法有肉刑五。而姦不止。其咎安在。非朕徳薄而教之不明歟。吾甚自媿。夫訓道不純而愚民陥焉。詩云愷弟君子。民之父母。今人有過。教未施。而刑已加焉。或欲改行為善。而其道無繇。朕甚憐之。夫刑者至断支体刻肌膚。終身不息。何其痛而不徳也。豈称為民父母之意哉。其除肉刑。自是

之後。鑿顚者髡。抽脅者笞。刖足者鉗。淳于公遂得免焉。君子謂。緹縈一言発聖主之意。可謂得事之宜矣。詩云。辞之懌矣。民之莫矣。此之謂也。頌曰。緹縈訟父。亦孔有識。推誠上書。文雅甚備。小女之言。乃感聖意。終除肉刑。以免父事。

前掲の唐鏡の記載は、右の史記・古列女伝のそれに較べ、やゝ簡短である。史記・古列女伝の記は、殆んど相違するところがないので、一見、唐鏡の典拠はそのいづれかと迷ふのであるが、子細に亘ると、やはり史記に依拠するものと考へないわけにはいかない。古列女伝に、君子謂、詩曰、或は頌曰等の記を、史記・唐鏡に欠くといふだけでなく、孝文帝十三年五月の如く年月を明記するところ、冒頭の文脈等、やはり唐鏡は、史記の緹縈の逸話によつたものとみなければならない。他の七例に於ても同様なことが云へるやうである。唐鏡の編者は、唐鏡を史書として纂せんとする態度が、かふした雑伝に依拠するよりも、寧ろ史記・漢書を撰んだのではなからうか。或は唐鏡を一種の史書として撰する時、列女伝の記載の如く敷衍された記録より寧ろ簡潔な史書を撰択し、他は参照の程度にとゞめたのではなかつたかと思ふのである。

李翰の蒙求と唐鏡との典拠関係に於ても、列女伝のそれと全く同じ態度がみられるやうである。まづ、蒙求にみられる同一説話はまた、いづれも史記・漢書・後漢書（僅か一例顔駟三代不遇事が漢武故事にみえる）に原拠がある。いま一例として、漢書・蒙求・唐鏡の同一説話を次に併記する。「憑媛当熊」の故事である。蒙求はこれを列女伝に所拠する。

唐鏡巻四（孝元帝）

建昭五年ニ帝虎圈（トラヤ）ニ幸シテ獣ヲ闘シテ見玉フニ熊走出テ檻ヲ攀テ殿ヘノホラントス左右ノ貴人皆驚走ルニ馮昭儀進ミ出テ熊ニ当

テタテルニ左右参テ熊ヲ打殺シツ帝問給ハク人ノ情驚ヲツ何故ニカスヽミテ熊ニアタリツル昭儀対シテ マウサク妾聞猛獣ハ人ヲ得テ止ル妾熊ノ御座ニ至ラン事ヲ怖テ身ヲ以テ当ツト申スニ帝嗟嘆シテ弥敬愛シ玉フ

前漢書巻九十七下外戚列伝

（上略）建昭中。上幸虎圈。闘獣。後宮皆坐。熊佚出圈。攀檻欲上殿。左右貴人傅昭儀等皆驚走。馮倢伃直前当熊而立。左右格殺熊。上問。人情驚懼。何故前当熊。倢伃対曰。猛獣得人而止。妾恐熊至御座。故以身当之。元帝嗟嘆以倍敬重焉。（傅昭儀の昭儀は官名・傅は傅氏、馮倢伃の倢伃は官名・馮は馮氏）

蒙求巻中「馮媛当熊」（亀田鵬斉閲旧註）

列女伝。馮媛昭儀左将軍奉世之女。従元帝幸虎圈闘獣。熊逸攀檻欲上殿。群臣皆走。昭儀直前当熊而立。上問。人情驚懼。何故前当。対曰。猛獣得人而止。恐熊至御座。故以身当之。上嗟嘆倍敬重焉。（続列女伝の記より蒙求は簡約となる。続列女伝の記は寧ろ漢書に極似する。）

右の記事三例をみるに、蒙求のそれは漢書・続列女伝を要約した簡略なものである。その詳細は述べるまでもなく唐鏡が漢書に依拠したのは一目瞭然である。他例をこゝに重ねて併記しないが、唐鏡は、大体に於て、史記・漢書・後漢書等にある逸話・史譚の原話を直接に使用してゐることが云へるのである。寧ろ、その態度にはかたくなゝきらいすらあるやうに思はれるのである。それは唐鏡が啓蒙的な編年史でありながら、既述したごとく、その主要部分は史書より抄出し、和訳にあつても原典を傷はぬことに努めたのであれば、当然の事ながら、かふした史譚・逸話の類ひもその原拠に準じて伝へんとすることから、古列女伝・蒙求等の説話化されたものよりも直接原典にそれを求めたのではなからうか。その点から唐鏡をみれば、先行の蒙求和歌・百詠和歌・或ひは唐物語のもつ説話的な興趣は当初から企図されなかつたのであらう。

高甫謐の高士伝には、「許由洗耳事」、「張良遇老夫事」、「四皓出従恵帝事」、「光武・厳光事」の四話が、唐鏡に見える。「許由洗耳事」の話以外は、いづれも史記・後漢書に原拠がある。許由洗耳の故事は余りにも知名であるので唐鏡の典拠はいづれとも云ひがたい。

以上、唐鏡所引の漢土の故事逸話の類を史書以外について概略したが、更に精査すればその典拠関係はあきらかとならうが、遺憾ながら漢籍に疎遠な私の任ではないと思ふ次第である。

蒙求に就き前述したので、こゝで源光行（1163～1244）の蒙求和歌・百詠和歌との関係について少々触れておきたい。両書の成立は前者は序文によれば「于時元久甲子之歳（元年）、初秋壬申之日」とあり、後者は同様に「于時元久之初々冬津」とあつて、すでに本書成立を遡る七・八十年であるが、両書からの影響には否定出来難いものがあるやうにも思はれる。先づ源光行が漢籍に於ける素養を培つたのは、ほかならぬ本書の編者茂範の祖父大学頭孝範からであつた。蒙求和歌・百詠和歌の両跋文には、光行自ら、「僕久仰翰林之厳訓云々」と誌し、翰林老主孝範も、両書に跋文を寄せ「城門郎（光行）者多年之弟子也。拾螢聚雪之処々。久守函杖之礼儀。嘲風哢月之時々。先存視草之故実。爰李瀚蒙求。李嶠百廿詠。白居易新楽府等之中。抽其儀幽玄其説表的之句々。以仮字言其詞。以和語詠其事。歌余数百首巻及十軸（数脱歟）。斯中於楽府者重呈周詩所副和歌也。休閑之隙披閲之処。自不暫捨。心多所感。尋繹吟翫。欲罷不能。依雖顧愚魯之才。恐寄和漢之什矣／翰林老主孝範」とこまやかに、弟子光行のために誌してゐることから、両者の親密の交情が知られ、この両書に就いての孝範の愛着の程もしのばれる。その孫に当る茂範とこの源光行の晩景に如何なる交渉が存したかは詳らかにしないが、当然の事ながら、祖父の跋文ある、この両書の披閲の機会が存したことは想像するに難くない。そして自らも、いま、漢土の通史を和語を以つて抄するに当つては、この、すでに先行した両書

と祖父の弟子光行その人の抄訳の態度が、まづ念頭に浮んだことではなかつたか。その蒙求和歌序文に「……巻成一十有四。偏為幼童之易覚。不顧耆老之所嘲而已云々」と誌す光行の詞、或は百詠和歌自序の「夫鄭国公始賦百廿詠之詩。以諭于幼蒙。張庭芳追述数千言之註。以備于後鑑。是以少壮之昔学之。閑居之今抄之」の詞文は、そのまゝ、茂範が本書編述の態度となつて現れたのかもしれぬ。家代々、文教の要枢を占る著者をして、かゝる啓蒙書を編する動機もまた、恐らくは、かふした背景を考へぬわけにはいかないのではないか。唐鏡序文末に「朝ニ聞テ暮ニ忘ルヽ老ノ習ナレハツヤ〳〵オホヘ待ラネトモ百分カ一端ヲ春木ニ記ス事秋毫計也才人ノ為ニハ嘲ラレヌヘシ児女子ノ為ニハ自見トカ〔められ〕ナン古ヲ以テ鏡トスル事アリトカヤキコヘ給シカハ唐鏡トヤ申待ヘキ」と自ら誌す言外には、やはり光行の序文同様の意味が汲みとられるやうに思はれて来るのである。本書の啓蒙的態度は単に時代的な傾向とのみみることもさりながら、この両書からの基本的な面を受けついでゐるものと思はれるのである。まづ目につくのは本書の原典からの和訳の仕方が、この両書のそれと類似することである。前述した如く、それは原典の意訳・飜案といふやうな、いはゞ完全な和文化であるのではなく、寧ろ実直に、原典の漢文臭を多分にとゞめた文体であつて、それが蒙求和歌・百詠和歌に於ける訳文の方法と相通ずるところが認められるのである。その点、唐土故事の同様な飜案である唐物語のすゝんだ和文化に比し異質な一面を示してゐる。

一例にすぎぬが、次に蒙求和歌・唐鏡の共通逸話をあげ、その抄訳の方法の一端をみることゝする。

蒙求巻中顔駟蹇剝（亀田鵬斉閲旧註蒙求）

漢武故事。上至郎署舎。見一老郎鬚眉皓白。問何時為郎。対曰。臣姓顔名駟。文帝時為郎。帝問何久不遇。駟曰。文帝好文。臣

好武。景帝好美。臣貌醜。陛下好少。臣已老。是以三朝不遇。帝感之。擢為会稽都尉。

蒙求和歌第三顔駟蹇剝樸

漢武帝昔輦ニノリテ至郎署。ヒトリノ老郎ノ鬢眉白ヲミテ問ヒ給ニ。顔駟。文帝ノ時郎タリキトナノリ申ケリ。トシハルカニタケルニケルマテ。ヨニアハサルユエヲカサネテトハルヽニ。コタヘ申テ云ク。文帝ハ文ヲコノミ給キ。我レ武ヲコノム。景帝ハミメヲコノミ給ヒキ。我カホミニクシ。君ハ若キヲコノミ給フ。我レステニオイタリ。コノ故ニ三代アハサルナリト云リ。オホヤケコノコトワリヲアハレトオホシテ。会稽ノ大守ニナレサレニケリ。(下略)

唐鏡巻四(蓬左文庫蔵伝為氏本)

或時ニ帝郎署を過給ニ。顔駟(カンシ)といふもの。尨眉皓髪(マウヒカウハツ)にして侍り。帝問給はく。叟(ソウキナ)は何の時より郎たりけるそ。いかに老たるそとのたまふニ。臣は文帝の御時より郎たり。文帝文を好み賜しには。臣武を好み。景帝美を好給しには。臣が貌(ミニク)醜し陛下壮(サカリナル)を好給へは。臣已に老たりと答申に。帝其言をあはれみ給て。会稽都尉ニなし給ふ。

両書の出典は恐らく、漢武故事か蒙求のいづれかに依つたのであらうが、共々、原話を簡頸に伝へ、補足するところは尠い。文体も敬語法をのぞけば、原文の読下し文の部分が主となつてゐる。蒙求和歌が説話的な傾向をもち、唐鏡の性格とは本来異にする点、前者に於て原話をやゝ補筆する傾向があるのは当然のことであらうが、この和文化の基本的な方法には両書共通なものがあつて、その点、唐鏡が、その編述にあたつて蒙求和歌・百詠和歌の両書を参考としたことは当然考へられるのである。しかしながら、編者茂範としては、この両書を直接資料とすることは、彼の学識が之を許さなかつたであらうし、またその必要を認めなかつたであらう。たゞこの両書との同話数は非常に多いのは、それらが著名な故事・逸話であるといふことからではあらうが、一面これら両書からの影響といふ点もあつた

のではなかろうか。

そのほか日本に於ける、かふした漢土の故事の紹介は、このほか源為憲の「世俗諺文」或ひは「今昔物語」等に同種の話をかなり散見するが、やはり同様に唐鏡はそれらを直接の資料としたものとは思はれない。

最後に、唐鏡にみられる仏教説話であるが、唐鏡全巻通じては確かに仏教的な色彩は比較的に強く現れてゐるが、説話的にまとまりのあるものは次の四話である。即ち(1)秦の始皇の晩年、天竺の沙門が仏典を持して初めて渡米した譚、(2)後漢明帝永平七年、明帝金人を夢みて、通人傳毅に問ふに、西土の神にて仏なると対ふるによつて、蔡愔・秦景・王遵等を天竺に使はす、月支国にて摂摩騰に遇ひて、仏経四十二章を伝来し、伽藍を立て、白馬寺となす。この時十四年正月、五岳諸山の道士明帝に表を抗して胡神の虚妄を除かんとする。明帝勅して、白馬寺に道士を集ふ。この時霊異ありて、道経は火に随て灰燼と期し、仏舎利は光明赫奕として空中を施環す。諸衆仏の功徳を讃嘆し、官人士庶千余人、道士六百廿人、諸婦女子二百人仏に帰依して出家するの譚である。(3)呉孫権赤烏四年、舎利瓶中に出現し、霊骨の不朽にして力者之を撃つに破れず、劫火も之を焼かず、光のぼりて大蓮花となる。孫権信を起して建初寺を立つるの譚、(4)呉孫皓の時、沙門・仏法を誅廃せんとし寺を囲むに、霊験ありて、舎利光を放ち出現し、これを槌打つに槌は摧くれども舎利聊も損せずして、光明にかゞやくの譚と、その後半にある孫皓と金の仏像の譚である。いづれも皆仏の霊瑞をしるした著名な仏教説話である。従つてその原拠は、別表に記した如く、高僧伝（梁慧皎撰）集古今仏道論衡（同撰）・弘明集（梁僧祐撰）・歴代三宝記（隋費長房撰）・広弘明集（唐道宣撰）・法苑珠林（唐道世撰）・仏祖統紀（宋志磐撰）等に存するものである。本邦に於ても今昔物語・打聞集等にも類話を採録してゐるの

をみると、必ずしも目あたらしい話説とは云へないので、唐鏡の所拠する直接資料は、更に精査を待つべきであるが、いづれにしても原拠は前掲の諸書に存するものであり、唐鏡の類話もこれらから派生したものであるのは云ふまでもない。その点、唐鏡の仏教説話も確実に出拠があるものであり、編者自らの創作によるものとか、本邦に於て胎生した霊異譚の如きとは自らこれを異にする。そこで次に、これら霊異譚の中で最も説話的な興味を持つ(4)話の後半を原話と併記する。この話柄の源は高僧伝・歴代三宝記の両書に載る。辞句に多少の差異はあるが両書は殆んど同文である。

まづ唐鏡巻六（呉孫皓）は

其後婇女ト園地ヲメクリテ地ヲ治スルニ土ノ下ニ一軀ノ金像ヲ堀出セリ形相厳麗也帝此像ヲ廁ノ傍ニヲキツ四月八日ニ至テ其像ノ上ニ尿シカケテ嘆曰今日ハ四月八日ナレハ灌頂スル也トテ諸ノ婇女ト遊ヒ戯ルヽホトニ陰嚢俄ニ腫疼痛（ヒヒラキ）テ熟スル事不可堪夜ヨリ朝ニイタル苦痛責伏テシナントス名医ノ上薬モ術不及太史占申ク大神ヲ犯スカスル所也霊廟ニ祈禱スレトモ験ナクシテ上下計ナシ中宮ニ一ノ宮人常ニ仏ヲ信ス帝愛アリテ此宮人帝ニ申サク陛下仏図ヲ求給ヘト帝問タマハク仏ハ大神歟宮中申（ママ）サク天上天下ノ尊仏ニ過タルハナシ陛下得給シ像猶廁ノ傍ニアリ供養セラレハ腫物必ス立所ニ差ナム帝病急ナルニヨテ香湯ヲモテ手目像ヲ洗奉テ殿上ニ置テ頭ヲ叩テ過ヲ謝シ一心ニ愍ミヲ求ム其夜苦痛止テ腫モ則愈ヌ康僧会ヲ請シテ五戒ヲ受大市（シ）寺ヲ起テ衆僧ヲ供養セラル

とある。高僧伝巻第一（康僧会）には、

後使宿衛兵入後宮治園。於地得一金像高数尺呈皓。皓使著不浄処以穢汁灌之。共諸群臣笑以為楽。俄爾之間。挙身大腫。陰処尤痛。叫呼徹天。太史占言。犯大神所為。即祈祀諸廟永不差愈。嫁女先有奉法者。因問訊云。陛下就仏寺中求福不。皓挙頭問曰。仏神大耶。嫁女云。仏為大神。皓心遂悟具語意故。嫁女即迎像置殿上。香湯洗数十過。焼香懺悔。皓叩頭于枕自陳罪状。有頃痛間。遣使至寺。問訊道人。請会説法。会即随入。皓具問罪福之由。会為敷析辞甚精要。皓先有才解欣然大悦。因求看沙門戒。会以戒文禁秘不可軽宣。乃取本業百三十五願。分作二百五十事。行住坐臥皆願衆生。皓見慈願広普。益増善意。即就会受五戒。旬日疾瘳。乃於会所住更加修飾。宣示宗室莫不必奉。会在呉朝亟説正法。以皓性兇麁不及妙義。唯叙報応近事以開其心。会於建初寺訳出衆経……

と記してゐる。原話に較べると、その前半部は唐鏡に於てやゝ潤色され、後半部はかなり省筆されてゐるが、その内容自体は変るところがなく、話の筋道も原話に沿うてゐる。たゞ、この唐鏡の記述は高僧伝・歴代三宝記のそれに較べ、かなり説話的な興味が主となつてゐる。編者の茂範がこの両書のいづれかを典拠とするものならば、前述の史書・文学書類からの抄出の仕方から考へて、このやうな説話化を行ふとは到底想像し得ない。やはり典拠には実直に従つたものであらう。寡聞にして、その直接資料をつきとめ得なかつたが、恐らくすでに説話化された類話に依つて抄出されたものであらうと思ふのである。がいづれにせよ、茂範その人により作意されて説話化したものとは思へぬ。他の仏教説話にも、ほゞ同様な面は見出されるが、勿論、その内容から考へて、これほどの事はない。ともかくも、唐鏡は仏教説話に於ても、然るべき原拠が求められ、編者の無稽な虚構に依つてなつたものとは思はれないのである。

従来、唐鏡の仏教的背景は強調されがちであるが、主なる仏教説話は右の四例にすぎず、それらも漢土の通史を編

するには当然の事ながら記載されるべき重要事項であつて、ことさら、これをあげつらうべき性質のものとは思はれない。本書成立の時代的背景を想へば尚更に尋常な次第ではなかつたらうか。寧ろこの編者には仏典に関する見識の不備が外典の素養に比して著るしく目立つのであつて、あへて仏教的背景を、この書に於て云々するのは如何かと思ふのである。

縷々として例示した如く、本書には幼童の蒙を啓かんがための主旨は一貫するが、依拠する基盤は漢土の正史に存するのをみるに、その意図するところのものは奈辺にあるかは云ふまでもないことであらう。その点、蒙求和歌・百詠和歌・唐物語等の着意・構想とは自ら異つた性格が唐鏡の中に見出されるわけである。

猶、出典未詳の処も以下尠くないが、更に詳密に典籍にわたれは、その大方は明らむことが出来得ると思ふ。が、この中で、伏犠氏が応声大士の権化であるとか、この時阿弥陀仏が日月を造つたとか、炎帝神皇が日本国に垂跡して祇園牛頭天皇となつて現したといふやうな、中世的な神仏習合の伝説や、或ひは晩景の孔子が弟子七十人と東海に舟を浮かべ日本国に渡来したといふ類ひの派生説話、または今の世の節会に梟破鏡の羹の替り蚫の羹を臣下に賜るといふが如き口誦的な譚などが摘録されてゐるが、これらの説話・伝説などは応時、日本に於て生れ、巷間に知れるところの口碑・口伝の類ひであつたかと思はれるものであり、典籍の中に之を見出すことは困難にも思ふのである。

以下に唐鏡の典拠の概略を列挙することにする。本来ならば唐鏡本文の許にその出典の章句を対照して併記するのが妥当と思はれるが、近々、吉田幸一氏との共編により、古典文庫本中に、彰考館本を底本として翻印を予定するので、本文はそれを以つて参照され、こゝでは、唐鏡の各項目のみを以つて、それに代へた。この項目は古典文庫所収予定の唐鏡本文の行間に施した各事項別の

見出しである。（唐鏡諸本にも元来、上欄の余白に該当本文の事項を摘要した見出しが誌されてゐる）。又この項目のなかで〔　〕印で囲んだものがあるが、それは唐鏡元来の見出しのみにては、猶、その典拠を説明するために不足と思はれる箇処が生じた為に、便宜上、私に追加補足したものである。

また、出典のなかで、帝王世紀は、すでに佚書であるので、徐宗元の輯存本に依った。その場合、徐宗元輯帝王世紀輯存巻……と記すことなく、たゞ帝王世紀輯存巻……とのみ記した。同様に李瀚の蒙求は、亀田鵬斉閲・旧注蒙求によったが、類話が恐らく蒙求とみられ、且つ旧註に存しないが徐子光の補註蒙求に見当るものがある。南宋末の徐子光の補註を典拠に求めるのは如何かと思はれるが、参考までに、補註とその旨をことはり掲したものもある。

巻一

〔伏犠事〕　史記三皇本紀・徐宗元輯帝王世紀輯存第一自皇古至五帝（以下便宜上帝王世紀輯存第一とのみ記す）

蛇身人首事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存巻一

〔楽器事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存巻一

嫁娶礼事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存巻一

〔漁猟事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存巻一

八卦事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存巻一

〔造書契事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

〔結縄事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

応声大士権化事　出典未詳

五常事　出典未詳

日月事　出典未詳

〔女媧氏事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

始笙簧事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一・蒙求和歌第十一女媧補天

練石補天事　淮南子巻六覧冥訓・史記三皇本紀・琱玉集巻十二壮力篇・博物誌巻一・蒙求巻之下女媧補天・蒙求和歌第十二同上

宝吉祥権化事　蒙求和歌第十二女媧補天

〔神農事〕　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

人身牛首事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

造五絃琴事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

種五穀事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一

天雨粟事　太平御覧巻七十八炎帝神農氏周書曰（芸文類聚巻十一同引）・淮南子巻八本経訓

嘗草木味事　史記三皇本紀・帝王世紀輯存第一
夙沙民煑塩事　英賢伝
為六十四卦事　帝王世紀輯存第一
赤松子為雨師事　史記巻五十五留侯世家索隠
医王変身事　出典未詳
祇園牛頭天皇妻　時代ハ下リ出典トハ云ヘヌガ史記桃源抄ニ類似譚アリ
三皇説事　出典未詳
〔黄帝事〕　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
廿五月誕生事　帝王世紀輯存第一
垂衣裳事　帝王世紀輯存第一
造舟檝事　帝王世紀輯存第一
蚩尤事　史記巻一五帝本紀・同索隠・太平御覧巻七十九黄帝軒轅氏河図挺佐補曰
天女反閇事　太平御覧巻七十九黄帝軒轅氏河図挺佐補曰
射蹴事　出典未詳
三公事　帝王世紀輯存巻一・後漢書張衡伝注
扁鵲事　補註蒙求巻之下扁鵲起号（旧註コノ記ナシ）
造酒事　書経、酒誥、疏・初学記巻二十六服食部酒・蒙求巻之上杜康造酒・蒙求和歌第十三同題
製十二管事　呂氏春秋第五仲夏紀（古楽）
梟鏡事　漢書巻二十五郊祀志上・同顔師古注
脱躧事　史記巻十二孝武本紀・漢書巻二十五郊祀志上
御子二十五人事　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
〔有龍垂胡髯事〕　史記巻十二孝武本紀・漢書巻二十五郊祀志上
烏号事　史記巻十二孝武本記・漢書巻二十五郊祀志上・類話百詠和歌第十「弓」
左徹刻形事　博物誌巻八・太平御覧巻七十九黄帝軒轅氏抱朴子曰
七日七夜甚雨事　帝王世紀輯存第一
〔少昊事〕　帝王世紀輯存第一
鳳鳥瑞事　帝王世紀輯存第一
〔以鳥紀官事〕　帝王世紀輯存第一
〔顓頊高陽事〕　帝王世紀輯存第一
〔帝嚳高辛事〕　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
〔帝摯事〕　史記巻一五帝本紀・同正義
帝摯不善事　史記巻一五帝本紀・同索隠
〔堯〕十四月誕生事　帝王世紀輯存第一・史記巻一五帝本紀正義
眉八采事　帝王世紀第一・淮南子巻十九脩務訓
夢上天上事　帝王世紀第一
就日事　史記巻一五帝本紀・同索隠
望雲事　史記巻一五帝本紀・同索隠
日月行度事　史記巻一五帝本紀・同索隠
閏月事　史記巻一五帝本紀
儉約事　帝王世紀輯存第一
茅茨不剪事　帝王世紀輯存第一・漢書巻六十二司馬遷伝・世俗諺文巻上・百詠和歌第三「茅」

華封竜祝事　荘子外篇天地
進善旌事　史記巻十文帝紀二年・同注応劭曰
誹謗木事　史記巻十文帝紀二年・同注服虔曰
蓂莢事　帝王世記輯存第一・百詠和歌第一「月」
囲碁事　博物誌・芸文類聚巻七十四巧芸部囲碁・太平御覧巻七百五十三工芸部囲碁晋中興書曰
尹寿事　出典未詳
九年洪水事　史記巻一五帝本紀
十乃日事　淮南子巻八本経訓・類話百詠和歌巻十「箭」
許由洗耳事　皇甫謐高士伝巻上・蒙求和歌第八許由一瓢
〔帝舜事〕　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
重瞳事　史記巻一五帝本紀・同正義・帝王世紀輯存第一
弟象事　史記巻一五帝本紀
摂政事　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
〔即位事〕　史記巻一五帝本記・帝王世紀輯存第一
糺歎事　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
西王母献白環事　帝王世紀輯存第一
琴詩事　史記巻二十四楽書・帝王世紀輯存第一
五明扇事　古今注
八元八愷事　史記巻一五帝本紀・帝王世紀輯存第一
損金珠事　出典未詳
二人后恋慕事　古列女伝巻一母儀伝有虞二妃・博物誌第八・胡曾詠史巻上湘川・百詠和歌第三「竹」
班竹事　博物誌第八・胡曾詠史巻上湘川・百詠和歌第三「竹」
囹堯台事　史記五帝本紀正義引竹書云
五帝説事　出典未詳
〔夏帝禹事〕　史記巻二夏本紀・帝王世紀輯存夏第二
胸折生禹事　史記巻二夏本紀正義・帝王世紀輯存夏第二
胸有玉斗事　帝王世紀輯存夏第二
〔声為律事〕　史記巻二夏本紀
〔禹苦業事〕　史記巻二夏本紀
租税事　史記巻三十平準書
黄竜負舟事　呂氏春秋巻第二十恃君覧（知分）・琱玉集巻十二感応篇
三日雨血事　出典未詳
夏有氷事　出典未詳
〔帝禹崩事〕　史記巻二夏本紀・同集解・帝王世紀夏第二
〔帝桀事〕　帝王世紀輯存夏第二
桀悪逆事　帝王世紀輯存夏第二
末嬉事　帝王世紀輯存夏第二・琱玉集第十四美人篇
牛飲事　帝王世紀輯存夏第二
冬穿山事　太公六韜
〔二ノ日事〕　博物誌巻七・琱玉集巻十四怪異篇
〔赤血ノ雨事〕　琱玉集巻十四怪異篇
回禄神事　国語周語上
〔桀滅事〕　史記巻二夏本紀・同正義・帝王世紀輯存夏第二

〔殷成湯事〕（誕生事）　帝王世紀輯存殷商第三
伊尹事　史記巻三殷本紀・蒙求巻中伊尹負鼎
七年旱事　帝王世紀輯存殷商第三・呂氏春秋第九季秋紀（順民）・類話百詠和歌第四「茅」
禱雨事　帝王世帝紀輯存殷商第三・呂氏春秋季秋紀（順民）・搜神記巻八（廿巻本）
〔成湯崩事〕　帝王世紀輯存殷商第三
〔服色事〕　史記巻三殷本紀
〔殷太甲事〕　史記巻三殷本紀
三年不明事　史記巻三殷本紀
放桐宮事　史記巻三殷本紀
迎帝事　史記巻三殷本紀
帝太戊事　史記巻三殷本紀
桑穀俄生事　史記巻三殷本記・史記巻二十八封禪書
〔帝武事〕　史記巻三殷本紀
夢得聖人事　史記巻三殷本紀・帝王世紀殷商第三・胡曾詠史詩傅岩
傅説事　史記巻三殷本紀・胡曾詠史詩傅岩・百詠和歌第二「野」
雉鼎耳上事　史記巻三殷本紀・史記巻二十八封禪書
〔帝武乙事〕　史記巻三殷本紀
守〔天〕神ト博奕事　史記巻三殷本紀
〔射天事〕　史記巻三殷本紀
為雷示震死事　史記巻三殷本紀
〔帝紂事〕　史記巻三殷本紀・彫玉集巻十二壮力篇・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
紂無道事　史記巻三殷本紀・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
長夜飲事　史記巻三殷本記・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
炮格刑事　史記巻三殷本記・同集解・帝王世紀輯存殷商第三・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
西伯囚事　史記巻三殷本紀・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
殺比干事　史記巻三殷本記・同正義・史記巻三十八宋微世家・古列女伝巻七孽嬖伝一夏桀末嬉
不可用女言事　史記巻四周本紀・世俗諺文上
斬紂頭事　史記巻三殷本紀
堯舜事　出典未詳
桀紂事　出典未詳
忘其妻事　孔子家語賢君・砂石集巻上孔子の物語の事

巻二

〔周文王誕生事〕　史記巻四周本紀・同正義・古列女伝巻一母儀伝周室三母
胸ニ四乳有事　史記巻四周本紀・同正義・帝王世紀輯存周第四
〔敬老慈少礼下賢者事〕　史記巻四周本紀
囚牖里事　史記巻四周本紀・帝王世紀輯存周第四
虞芮獄事　史記巻四周本紀
食子羹事　帝王世記輯存周第四・史記巻三殷本紀正義

〔赤雀出来事〕　帝王世紀周第四
〔太公望事〕　史記巻三十二斉太公世家・捜神記巻八（廿巻本）・蒙求巻之上呂望非熊・蒙求和歌巻七同題・世俗諺文上
恩及朽骨事　呂氏春秋第巻十孟冬紀（異用）
〔周武王事〕　史記巻四周本紀
伯夷叔斉諫言事　史記巻六十一伯夷列伝・琱玉集巻十二感応篇
放牛馬事　史記巻四周本紀
伯夷叔斉餓死事　史記巻六十一伯夷列伝
紂臣心億万事　出典未詳
一心事百君事　出典未詳
〔乱臣十人事〕　論語集解（泰伯篇）
孝行事　礼記巻第八文王世子
〔周成王事〕　史記巻四周本紀
周公摂政事　史記巻四周本紀・同巻三十三魯周公世家
周公反政事　史記巻四周本紀・同巻三十三魯周公世家
〔戒伯禽事〕　史記巻三十三魯周公世家・蒙求巻之中周公握髪・蒙求和歌第十四同題
天子無戯事　史記巻三十九晉世家・呂氏春秋巻第十八審応書（重言）・世俗諺文巻上・類話百詠和歌第四「桐」
〔周公神ニ祈ル事〕　史記巻三十三魯周公世家
〔周康王事〕　史記巻四周本紀
四十余年刑措事　史記巻四周本記
〔昭王御代事〕　出典未詳
〔仏誕生事〕　仏祖統紀巻二昭王廿四年四月
〔昭王崩事〕　史記巻四周本紀・帝王世紀輯存周第四
〔穆王事〕　史記巻四周本紀
八駿名事　帝王世紀輯存周第四・穆天子伝巻一・博物誌巻六・史記巻五秦本紀索隠・正義
〔徐偃謀反事〕　史記巻五秦本紀・同巻四十三趙世家
穆王到霊山事　穆天子伝巻二巻三・胡曾詠史詩瑤地・史記巻五秦本紀索隠・正義
三月博奕事　穆天子伝巻五
〔仏入滅事〕　出典未詳
〔厲王事〕　史記巻四周本紀
道路以目事　史記巻四周本紀
塞民口事　史記巻四周本紀
〔厲王太子静事〕　史記巻四周本紀
共和行政事　史記巻四周本紀
〔宣王事〕　史記巻四周本紀
殺杜伯事　史記巻四周本紀正義・太平御覧巻八十五墨子云・捜神記巻三（八巻本）
杜伯射王事　史記巻四周本紀正義・太平御覧巻八十五墨子云・捜神記巻三（八巻本）
〔幽王事〕　史記巻四周本記
三川震動事　史記巻四周本紀・琱玉集巻十四怪異篇
〔伯陽甫曰周将亡矣〕　史記巻四周本紀

愛褒姒事　史記巻四周本紀・古列女伝巻七孽嬖伝三周幽褒似・琱玉集巻十四美人篇・胡曾詠史詩褒城

好燧事　史記巻四周本紀・古列女伝巻七孽嬖伝三周幽褒似・胡曾詠史詩褒城

〔荘王事〕　史記巻四周本紀

〔星隕如雨事〕　文選巻第五十九頭陀寺碑文李善註

〔頭陀寺碑文事〕　文選巻第五十九頭陀寺碑文・同李善註

仏生事　文選巻第五十九頭陀寺碑文李善註

〔恵王事〕　史記巻四周本紀

斎桓公為伯事　史記巻四周本紀恵王十年

〔定王事〕　史記巻四周本紀

老子生事　出典未詳

〔垂震旦跡事〕　出典未詳

〔霊王事〕　史記巻四周本紀

生有鬚事　史記巻四周本紀集解

孔子生事　出典未詳

〔盗跖事〕(孔子仆)　荘子巻六盗跖篇・同外篇秋水第十七・世俗諺文巻上・今昔物語巻十孔子為教盗跖行其家怖返語第十五

産所送鯉魚事　孔子家語巻九本姓解第三十九・世俗諺文巻上

王子晉昇仙事　列仙伝巻上・胡曾詠史詩緱山・和漢朗詠集巻下懐旧

熊野権現御事　出典未詳

〔敬王事〕　史記巻四周本紀

老子行西事　出典未詳

孔子迎日本事　出典未詳

哀王事　史記巻四周本紀

〔威烈王〕　史記巻四周本紀

〔九鼎震事〕　史記巻四周本紀

〔顕王事〕　史記巻四周本紀

九鼎没泗水事　竹書紀年巻下

〔赧王事〕　史記巻四周本紀

〔東西周分事〕　史記巻四周本紀

〔周滅亡事〕　史記巻四周本紀

管仲為敵事　史記巻三十二斉太公世家

〔桓公好紫衣事〕　韓非子外儲説

〔管仲遺言事〕　史記巻三十二斉太公世家

穰苴事　史記巻六十四司馬穰苴列伝

彗星見事　史記巻三十二斉太公世家

晏子日三諫事　出典未詳

大旱事　出典未詳

介子推竜蛇殺(?)事　史記巻三十九晉世家・呂氏春秋巻十二季冬紀（介立）

〔寒食事〕　初学記巻四歳時部下寒食・芸文類聚歳時中寒食（陸翽鄴中記曰）

熒惑〔心〕守事　史記巻三十八宋微世家

松樹封爵事　史記巻六秦始皇本紀廿八年・類話百詠和歌第四
「松」
求蓬萊事　史記巻六秦始皇本紀廿八年
始皇欲出周鼎事　史記巻六秦始皇本紀廿八年
〔始皇車遊事〕　史記巻六秦始皇本紀廿九年
焼書籍事　史記巻六秦始皇本紀三十四年
〔阿房宮事〕　史記巻六秦始皇本紀三十五年
坑儒士事　史記巻六秦始皇本紀三十五年
〔始皇出游事〕　史記巻六秦始皇本紀三十七年
忌死事　史記巻六秦始皇本紀三十七年
始皇崩事　史記巻六秦始皇本紀三十七年
胡亥即位事　史記巻六秦始皇本紀三十七年
〔蒙恬事〕　蒙求巻之中蒙恬製筆・初学記巻二十一文部筆
天竺沙門将来仏教事　今昔物語巻六震旦秦始皇時天竺僧渡語第一・打聞集尺迦如来験事・類話宇治拾遺巻十五
日月薄蝕事　出典未詳
〔趙高事〕　史記巻六秦始皇本紀二世皇帝元年二年
以鹿為馬事　史記巻六秦始皇本紀二世皇帝三年・今昔物語巻十秦始皇在咸楊宮政世語第一・蒙求和歌第一漢祖竜顔
誅二世皇帝事　同右
〔子嬰〕殺趙高事　同右・胡曾詠史詩軹道
〔趙高丹法事〕　出典未詳
子嬰降沛公事　史記巻六秦始皇本紀二世皇帝三年
至徳三言事　史記巻三十八宋微世家
〔勇士専諸事〕　史記巻三十一呉太伯世家
刺殺王僚事　史記巻三十一呉太伯世家
呉越事　史記巻三十一呉太伯世家・同巻四十一越王勾践世家
〔范蠡送粟十万石事〕　出典未詳
〔范蠡浮海出事〕　史記巻四十一越王勾践世家
鋳范蠡貝事　出典未詳
殺子胥事　史記巻六十六伍子胥列伝・同巻三十一呉太伯世家・同巻四十一越王勾践世家
〔子胥堀楚平王墓事〕　史記巻六十六伍子胥列伝
甘棠詩事　史記巻三十四燕召世家・詩経召南
〔鄒衍事〕　蒙求巻上鄒衍降霜・蒙求和歌巻十四同題
築黄金臺事〔郭隗事〕　史記巻三十四燕召世家・蒙求巻之上燕昭築台・蒙求和歌第十四同題
〔衞懿公好鶴事〕　史記巻三十七衞康叔世家
〔孟嘗君事〕　史記巻七十五孟嘗君列伝
五月五日生子事　史記巻七十五孟嘗君列伝・世俗諺文巻上
始皇事　史記巻六秦始皇本紀
〔嫪毐謀叛事〕　史記巻六秦始皇本紀九年
四月凍事　史記巻六秦始皇本紀九年四月
慧星出事　史記巻六秦始皇本紀九年
斬燕丹首事　史記巻六秦始皇本紀廿年・廿一年
封禅事　史記巻六秦始皇本紀廿八年

巻三

〔漢高祖〕史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀

夢与神遇事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上・蒙求巻之上漢祖竜顔・蒙求和歌同題

竜顔事　同右

左股有七十二黒子事　同右

有竜怪事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上

賞相事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上

竹皮冠事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上

断蛇事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上・胡曾詠史詩大沢

有天子気事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上・琱玉集巻十四祥瑞篇

有紫雲事　史記巻八高祖本紀・前漢書巻一高帝紀上・蒙求和歌第一漢祖竜顔

秦王子嬰上璽符事　史記巻八高祖本紀漢元年十月・前漢書巻一高帝紀上元年十月

三章法事　史記巻八高祖本紀漢元年十月・前漢書巻一高帝紀上元年十月

鴻門会事　史記巻七項羽本紀・前漢書巻一高帝紀上元年十二月・同巻四十一樊噲伝・胡曾詠史詩鴻門・今昔物語巻第十高祖罰項羽初漢代為帝王語第三

免井鳩事　出典未詳

〔睢水戦事〕史記巻七項羽本紀・前漢書巻一高帝紀上二年四月

高祖父置俎事　史記巻七項羽本紀・前漢書巻三十一項羽伝

項羽被囲事　史記巻七項羽本紀・前漢書巻三十一項羽伝・胡曾詠史詩垓下

項羽失路事　史記巻七項羽本紀・前漢書巻三十一項羽伝

江亭長船事　史記巻七項羽本紀・前漢書巻三十一項羽伝

高祖即位事　史記巻八高祖本紀漢五年・前漢書巻一高帝紀上五年二月

三桀事　史記巻八高祖本紀漢五年・前漢書巻一高帝紀五年五月

〔張良為帝師事〕史記巻五十五留侯世家・前漢書巻四十張良伝

〔張良遇老父事〕史記巻五十五留侯世家・前漢書巻四十張良伝・皇甫謐高士伝巻中・胡曾詠史詩圯橋・蒙求巻之下子房取履・蒙求和歌第十四同題

張良十三年黄石祭事　史記巻五十五留侯世家・漢書巻四十張良伝・補註蒙求巻之下子房取履（旧註コノ記ナシ）

張良学仙事　出典未詳

五日一朝覲事　史記巻八高祖本紀漢六年・前漢書巻一高帝紀下六年・世俗諺文上巻

天無二日事　史記巻八高祖本紀漢六年・前漢書巻一高帝紀下六年・世俗諺文上巻・蒙求和歌第一漢祖竜顔

太公為太上皇事　史記巻八高祖本紀漢六年・前漢書巻一高帝紀下六年・世俗諺文上巻

平城囲事　史記巻八高祖本紀漢七年・同巻五十六陳丞相世家・同集解・前漢書巻一高帝紀下七年・同顔師古注
戚夫人寵愛事　史記巻五十五留侯世家・前漢書巻四十張良伝・蒙求和歌第三袁盎却座
四皓出従恵帝事　史記巻五十五留侯世家・前漢書巻四十張良伝・皇甫謐高士伝巻中・胡曾詠史詩四皓・蒙求和歌第三袁盎却座・世俗諺文巻上
高祖討黥布事　史記巻八高祖本紀漢十二年・前漢書巻一高帝紀下十二年
〔高祖崩事〕　史記巻八高祖本紀漢十二年・前漢書巻一高帝紀下十二年
恵帝事　前漢書巻二恵帝紀
〔呂后事〕　史記巻九呂后本紀・前漢書巻三高后紀
呂后殺趙王事　史記巻九呂后本紀元年・前漢書巻九十七日外戚列伝上（高祖呂皇紀）・蒙求和歌第三袁盎却座
戚夫人為人彘事　史記巻九呂后本紀元年・前漢書巻九十七外戚列伝上（高祖呂皇紀）蒙求和歌第三袁盎却座
斉王燕飲事　史記巻九呂后本紀二年・前漢書巻三十八高五王伝（斉悼恵王）
雨血事　前漢書巻二恵帝紀四年
冬桃李実事　前漢書巻二恵帝紀五年十月
〔恵帝崩事〕　史記巻九呂后本紀七年
〔少帝恭事〕　史記巻九呂后本紀四年・前漢書巻三高后紀
秋桃李花事　前漢書巻三高后紀元年
〔呂后幽少帝事〕　史記巻九呂后本紀四年・前漢書巻三高后紀四年
〔常山王義事〕　史記巻九呂后本紀四年五月・前漢書高后紀四年五月
趙王成出示事〔呂后崩事〕　史記巻九呂后本紀八年三月・前漢書九十七外戚列伝上（高祖呂皇紀八年）
諸呂成乱事　史記巻九呂后本紀八年・前漢書巻三高后紀八年
軍中左禮事　史記巻九呂后本紀八年・前漢書巻三高后紀八年
立代王事　史記巻九呂后本紀八年・前漢書巻四文帝紀
〔孝文帝事〕　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
〔迎文帝事〕　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
宋昌生言事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
亀兆事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
群臣拝謁事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
五讓事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
即天子位事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀
〔斉楚山崩事〕　前漢書巻四文帝紀元年四月
〔進善旌誹謗木事〕　史記巻十孝文本紀二年・前漢書巻四文帝紀二年五月・同顔師古注
〔六月雪降事〕　前漢書巻二十七五行志文帝四年六月
冬桃李花事　前漢書巻四文帝紀六年十月
〔角生馬出来事〕　前漢書巻二十七五行志下之上文帝十二年

緹縈事　史記巻十孝文本紀十三年五月・古列女伝巻六辯通伝十五斉太倉女
為民父母事　史記巻十孝文本紀十三年五月
除肉刑事・農為天下事　史記巻十孝文本紀十三年五月・前漢書巻四文帝紀十三年五月
滅服御事　史記孝文本紀後六年・前漢書巻四文帝紀賛曰
盗〔高廟〕玉環事　史記巻一百二張釈之列伝・前漢書巻五十張釈之伝
帝問周勃事　史記巻五十六陳丞相世家
〔帝問陳平事〕　史記巻五十六陳丞相世家
丞相事　史記巻五十六陳丞相世家
禦匈奴事〔周亜夫事〕　史記巻五十七絳侯周勃世家・前漢書巻四十周勃伝
城中不聴天〔子〕命事　史記巻五十七絳侯周勃世家・前漢書巻四十周勃伝
介冑士不拝事　史記巻五十七絳侯周勃世家・前漢書巻四十周勃伝
四十余日甚雨事　前漢書巻二十七五行志上文帝後三年秋
不作露台事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀賛曰
儉約事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀賛曰
張武受賂事　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀賛曰
聖徳事　史記巻十孝文本紀
〔孝文帝崩事〕　史記巻十孝文本紀・前漢書巻四文帝紀後七年
〔孝景帝事〕　史記巻十一孝景本紀・前漢書巻五景帝紀
老人角生事　前漢書巻二十七五行志下之上景帝二年九月
白鳥与黒鳥闘事　前漢書巻二十七五行志景帝三年十一月
文帝与呉王博奕事　前漢書巻三十五呉王濞伝
誅鼂錯事　史記巻十一孝景本紀三年・前漢書巻五景帝紀三年
農桑事　前漢書巻五景帝紀後二年四月
帝与梁王酒宴事〔梁王事〕　史記巻五十八梁孝王世家・同巻一百七竇嬰列伝・前漢書巻四十七梁孝王伝・蒙求巻之下梁孝牛禍（補註詳細ニテ唐鏡ニ類似ス）
梁国事　漢書巻四十七梁孝王伝・西京雑記巻之二
巻四
〔孝武帝事〕　史記巻十二孝武本紀・前漢書巻六武帝紀
武帝母嫁金王孫事　史記巻四十九外戚世家（王太后）・前漢書巻九十七外戚列伝上孝景王皇后
懐日夢事　史記巻四十九外戚世家（王太后）・前漢書巻九十七外戚列傳上孝景王皇后
天子事　出典未詳
七月七日誕生事　漢武故事
年号始事　前漢書巻六武帝紀建元元年顔師古注
〔穿昆明地〕　史記巻三十平準書・同索隠・前漢書巻六武帝紀元狩三年・同顔師古注・胡曾詠史詩昆明地
魚報恩事　李嶠百廿詠註（唐張庭芳注）「珠」
得周鼎事　史記巻十二孝武本紀・前漢書巻六武帝紀元鼎元年夏

五月・琱玉集巻十二感応篇
朔旦冬至事　史記巻十二孝武本紀・前漢書巻六武帝紀元鼎五年十一月
好神仙事　史記巻十二孝武本紀
少翁術事　史記巻十二孝武本紀
〔誅文成将軍事〕　史記巻十二孝武本紀
山呼万歳事　史記巻十二孝武本紀元封三年三月・前漢書巻二十五上郊祀志・世俗諺文巻上
角抵事　前漢書巻六武帝紀元封三年春
〔柏梁台事〕　前漢書巻六武帝紀元鼎二年春
連句始事　海録砕事、文学、詩
以正月為歳首事　史記巻十二孝武本紀
〔祠后土事〕　前漢書巻六武帝紀天漢元年三月
秋風辞事　文選巻第四十五秋風辞并序
東方朔事　（コノ説話ハ史記・漢書・郭憲等ノ東方朔伝ニハ見当ラズ）
東方朔歳首事　同
求蓬萊事　史記巻十二孝武本紀
李夫人事　前漢書巻九十七外戚列伝上（孝武李夫人）・琱玉集巻十四美人篇
鉤弋夫人　史記巻四十九外戚世家（鉤弋夫人）・前漢書巻九十七外戚列伝上（孝武鉤弋）
顔駟三代不遇事　漢武故事・蒙求巻之中顔駟蹇剝・蒙求和歌第三同題
〔孝昭皇帝事〕　前漢書巻七昭帝紀
〔十四月乃誕生事〕　前漢書巻九十七外戚列伝上（孝武鉤弋）・同巻七昭帝紀顔師古注
堯母〔門〕事　前漢書巻九十七外戚列伝上（孝武鉤弋）
霍光摂政事　前漢書巻七昭帝紀元鳳二年
石自立事　前漢書巻七昭帝紀元鳳三年正月・前漢書巻二十七五行志中之上昭帝元鳳三年正月
柳自起事　前漢書巻七昭帝紀元鳳三年正月・琱玉集巻十二感応篇
昌邑王即位事　前漢書巻六十三昌邑哀王伝・同巻六十八霍光伝
千百廿七ケ条悪逆事　同右
書夜不見日月事　前漢書巻二十七五行志下之上昭帝元平元年四月
〔孝宣帝事〕　前漢書巻八宣帝紀
宣帝生囚獄事　前漢書巻八宣帝紀冒頭
獄中有帝王気事　前漢書巻八宣帝紀・同巻九十七外戚列伝（史良娣）・補註蒙求巻中丙吉牛喘（旧註ニハ此譚ナシ）
〔喜游侠事〕　前漢書巻八宣帝紀
〔身足下有毛事〕　前漢書巻八宣帝紀
〔臥居数有光耀事〕　前漢書巻八宣帝紀
霍光関白事　前漢書巻八孝宣紀本始元年正月
畫賢臣貞事　類話百詠和歌第六「麟」
雨雹事　前漢書巻二十七五行志宣帝地節四年五月

〔甘露下事〕 前漢書巻八孝宣帝紀元康二年三月
米石五銭事 前漢書巻八孝宣帝紀元康四年
雌鶏化鳩事 前漢書巻二十七五行志中之上宣帝黄竜元年
〔孝元帝事〕 前漢書巻九元帝紀
人相食事 前漢書巻九元帝紀初元々年六月・同初元二年六月
雌鶏為雄事 前漢書巻二十七五行志中之上元帝初元元年
天雨草事 前漢書巻二十七中之下元帝永光二年八月
馮昭儀当熊 前漢書巻九十七外戚列伝下（孝元馮昭儀）・続列女伝（漢馮昭儀）・蒙求巻中馮媛當熊
王昭君 前漢書巻九十四下匈奴伝・西京雑記巻二・琱玉集巻十四美人篇・胡曾詠史詩青塚、漢宮・俊秘抄下・今昔物語巻十漢前帝后王昭君行胡国語第五・百詠和歌第十一琵琶
〔孝成帝事〕 前漢書巻十成帝紀
班倢伃辞輦事 前漢書巻九十七外戚列伝下（孝成班倢伃）・続列女伝（班婕妤）・蒙求巻之中班女辞輦・蒙求和歌第五（同題）
趙飛鸞事 前漢書巻九十七外戚列伝（趙飛燕）・蒙求巻之中飛燕体軽・琱玉集巻十四美人篇
扇詩事 文選巻第二十七怨歌行・百詠和歌第八「扇」
青蠅集事 前漢書巻十成帝紀建始元年六月
月二出事 前漢書巻十成帝紀建始元年八月・同顔師古注・同巻二十七五行志下之下成帝建始元年八月
薩広徳諫言事 蒙求巻之下広徳従橋・蒙求和歌第七同題
蹴鞠事 西京雑記巻之二・太平広記所引小説
四月雪雨事 前漢書巻十成帝紀建始四年四月
鼠巣樹上事 前漢書巻二十七五行志中之上成帝建始四年九月
樗成人形事 前漢書巻二十七五行志中之下成帝永始元年三月
星霣事 前漢書巻十成帝紀永始二年二月・同巻二十七五行志下之下成帝永始二年二月
鸞生雀事 前漢書巻二十七五行志中之下成帝綏和二年三月
馬生角事 前漢書巻二十七五行志下之上成帝綏和二年二月
温樹事 前漢書巻八十一孔光伝・蒙求巻之中孔光温樹・蒙求和歌第一同題・世俗諺文巻上
〔孝哀帝事〕 前漢書巻十一哀帝紀
白気如布事 前漢書巻二十六天文志哀帝建平元年正月
牡馬生駒事 前漢書巻二十七五行志下之上哀帝建平二年
樹如人形事 前漢書巻二十七五行志中之下哀帝建平三年十月
大樹俄立事 前漢書巻二十七五行志中之下哀帝建平三年
大魚事 前漢書巻二十七五行志中之下哀帝建平三年
天血雨事 前漢書巻二十七五行志中之下哀帝建平四年四月
男子化女子事 前漢書巻二十七五行志下之上哀帝建平中
〔孝平帝事〕 前漢書巻十二平帝紀
王莽摂政事 前漢書巻十二平帝紀
異児事 前漢書巻二十七五行志下之上平帝元始二年六月
王莽献鴆事 前漢書巻十一平帝紀元始五年十二月顔師古注

〔嬰為皇太子事〕　前漢書巻九十九王莽伝上〔居摂元年三月〕
〔莽称仮皇帝事〕　前漢書巻九十九王莽伝上〔居摂元年五月〕
〔翟義立劉信為天子事〕　前漢書巻九十九王莽伝上〔居摂元年九月〕
〔莽殺平帝事〕　前漢書巻九十九王莽伝上〔居摂元年九月〕
〔莽殺翟義事〕　前漢書巻九十九王莽伝上〔居摂元年十二月〕
伝国璽事　前漢書巻九十八元后伝
〔以臨為皇太子事〕　前漢書九十九王莽伝中〔建国元年正月〕
王莽貞事　前漢書巻九十九王莽伝中
少人事　前漢書巻九十九王莽伝中・搜神記巻十二（廿巻本）・琱玉集巻十四恠異篇
彗星事　前漢書巻九十九王莽伝中
地震事　前漢書巻九十九王莽伝中〔天鳳三年二月〕
朱雀門鳴事　前漢書巻九十九王莽伝中〔天鳳三年十月〕
大寒事　前漢書巻九十九王莽伝下〔天鳳四年〕
奇士事　前漢書巻九十九王莽伝下〔天鳳五年〕
光武起兵事　前漢書巻九十九王莽伝下
斬王莽首事　前漢書巻九十九王莽伝下
劉玄事　後漢書巻四十一劉玄伝
〔南方飢饉事〕　後漢書巻四十一劉玄伝
〔立更始為天子事〕　後漢書巻四十一劉玄伝
〔劉玄〕割席事　後漢書巻四十一劉玄伝・蒙求巻之中劉玄刮席
〔更始事〕後漢書巻四十一劉玄伝
劉盆子事　後漢書巻四十一劉盆子伝
赤眉事　後漢書巻四十一劉玄伝・同劉盆子伝
宮女幽閉事　後漢書巻四十一劉盆子伝
堀発山陵事　後漢書巻四十一劉盆子伝
盆子降事　後漢書巻四十一劉盆子伝

巻五

〔光武帝事〕　後漢書巻一上光武帝紀
日角相事　後漢書巻一上光武帝紀
生時赤光事　後漢書巻一上光武帝紀・同下
嘉禾九穂事　後漢書巻一上光武帝紀
李通図讖事　後漢書巻一上光武帝紀地皇三年
初乗牛事　後漢書巻一上光武帝紀地皇三年
〔大常偏将軍〕　後漢書巻一上光武帝紀更始元年二月
長人事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年五月
矢下如雨事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年五月
流星事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年五月
斬首事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年六月・同章懐太子賢注
城中鼓譟事　後漢書巻一光武帝紀更始元年六月
雷鳴事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年六月
士率溺死事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年六月
〔破虜大将軍〕　後漢書巻一上光武帝紀更始元年六月
老吏垂泪事　後漢書巻一上光武帝紀更始元年九月

〔趙繆王子事〕　後漢書巻一上光武帝紀更始二年九月
呼沱〔河〕水事　後漢書巻一上光武帝紀更始二年正月・蒙求巻之下王覇氷合・琱玉集巻十二感応篇・胡曾詠史詩滹沱河
即位事　後漢書巻一上光武帝紀建武元年六月
〔更始事〕　後漢書巻一上光武帝紀建武元年九月
璽綬事　後漢書巻一上光武帝紀建武三年正月・同章懐太子賢注
白虹見事　後漢書巻一上光武帝紀建武五年五月・同章懐太子賢注
祠孔子事　後漢書巻一上光武帝紀建武五年十月
穀直騰踊事　後漢書巻一下光武帝紀建武六年正月
百僚止封事　後漢書巻一下光武帝紀建武六年十月
検田不実事　後漢書巻一下光武帝紀建武十六年九月
群盗事　後漢書巻一下光武帝紀建武十六年十月
穀雨事　後漢書巻一下光武帝紀建武三十一年九月
醴泉事　後漢書巻一下光武帝紀中元元年夏
倭奴国獻使事　後漢書巻一下光武帝紀中元二年正月
〔光武崩事〕　後漢書巻一下光武帝紀中元二年二月
聖徳事　文選巻第一東都賦
厳光〔臥〕事　後漢書巻百十三厳光伝・補註蒙求巻之下厳陵去釣（旧註コノ記ナシ）・皇甫謐高士伝
客星事　後漢書巻百十三厳光伝・補註蒙求巻之下厳陵去釣（旧註コノ記ナシ）
〔顕宗孝明帝〕　後漢書巻二明帝紀
高〔尊〕崇桓栄事　後漢書巻六十七桓栄伝
大射事　後漢書巻二明帝紀永平二年三月
夢金人事　高僧伝巻第一・歴代三宝紀巻第四・広弘明集巻第一
仏法始渡事　同右
道士抗表事　広弘明集巻第一
道経焚事　同右
〔仏〕舎利放光〔明〕事　同右
（右ノ類話ハ集古今仏道論衡・法苑珠林巻六十八破邪篇第六十二之一・仏祖統記第三十五・今昔物語巻六震旦後漢明帝時仏法渡語等ニ見ユ）
出家人事　同右
甘露降事　後漢書巻二明帝紀永平十七年正月
借官事（?）〔館陶公主事〕　後漢書巻二明帝紀・同巻九十三李固伝
倹約事　出典未詳
〔粛宗孝章帝事〕　後漢書巻三章帝紀
賣匈奴事　後漢書巻四十九耿恭伝・補註蒙求巻之下耿恭拝井（旧註コノ記ナシ）
失付毒薬事　同右
耿恭禱水事　後漢書巻四十九耿恭伝・蒙求巻之下耿恭拝水（補註同）・琱玉集巻十二感応篇
水泉湧出事　同右
煑鎧弩食事　後漢書巻四十九耿恭伝・補註蒙求巻之下耿恭拝水（旧註コノ記ナシ）
月氏国獻師子事　後漢書巻三章帝紀章和元年十月

〔孝和帝事〕　後漢書巻四和帝紀
依旱免(囚)徒事　後漢書巻四和帝紀永元六年七月
禁沽酒事　後漢書巻四和帝紀永元十六年二月
〔孝殤帝事〕　後漢書巻四殤帝紀
生百余日即位事　後漢書巻四殤帝紀元興元年十二月
〔恭宗孝安帝事〕　後漢書巻五安帝紀
神光昭室事　後漢書巻五安帝紀
赤虵蟠牀笫事　後漢書巻五安帝紀
火災事　後漢書巻五安帝記永初二年四月・同巻二十四五行志㈡
　永初二年四月
依飢人相食事　後漢書巻五安帝紀永初三年三月
売官事　後漢書巻五安帝紀永初三年四月
〔安帝崩事〕　後漢書巻五安帝紀延光四年三月
〔孝順帝事〕　後漢書巻六順帝紀
滅御膳事　後漢書巻六順帝紀永建四年五月
〔狼事〕　後漢書巻六順帝紀陽嘉元年十一月・同巻二十三五行志
　㈠順帝陽嘉元年十一月
地震事　後漢書巻六順帝紀永和二年～五年・同巻二十六五行志
　㈣順帝永和二年～五年
〔孝冲帝事〕　後漢書巻六冲帝紀
〔孝質帝事〕　後漢書巻六質帝紀
梁冀殺帝事　後漢書巻六質帝紀本初元年閏六月
〔孝桓帝紀〕　後漢書巻七桓帝紀
〔地震事〕　後漢書巻七桓帝紀建和元年四月～・同巻二十六五行
　志㈣桓帝建和三年四月
洪水事　後漢書巻七桓帝紀建和元年六月
火災事　後漢書巻七桓帝紀延熹五年正月～
〔梁冀謀叛事〕　後漢書巻七桓帝紀延熹二年七月
売官事　後漢書巻七桓帝紀延熹四年七月
〔孝霊帝事〕　後漢書巻八霊帝紀
夫食婦事　後漢書巻八霊帝記建寧三年正月・同巻二十七五行志
　㈤霊帝建寧三年正月
婦食夫事　後漢書巻八霊帝紀建寧三年春・同二十七五行志㈤霊
　帝建寧三年春
槐樹倒立事　後漢書巻八霊帝記建寧五年十月・同巻二十四五行
　志㈡霊帝建寧五年十月
売官事　後漢書巻八霊帝紀中平四年十二月
帝与采女売買事　後漢書巻八霊帝紀光和四年十月
黄巾賊事　後漢書巻八霊帝紀中平元年
生異児事　後漢書巻八霊帝紀中平元年六月・同二年十一月・同
　巻二十七五行志㈤霊帝中平元年六月
馬生人事　後漢書巻二十七五行志㈤霊帝光和元年
青虹見事　後漢書巻八霊帝紀光和元年七月
白波賊　後漢書巻八霊帝紀中平五年
〔皇子辯事〕(少帝)　後漢書巻八霊帝紀中平六年（光熹元年）
帝与陳留王乗露車事　後漢書巻八霊帝紀中平六年（光熹元年）

董卓廢王事　後漢書巻八中平六年九月（光熹元年）・同巻百二
董卓伝
〔孝獻帝事〕　後漢書巻九獻帝紀
白虹貫日事　後漢書巻九獻帝紀初平元年二月
〔長安遷都事〕　後漢書巻九獻帝紀初平元年二・三月
〔帝耕籍田事〕　後漢書巻九獻帝紀興平元年
穀直高事　後漢書巻九獻帝紀興平元年
以粥与飢人事　後漢書巻九獻帝紀興平元年
乱世事　後漢書巻九獻帝紀建安元年
群僚自取絹事　後漢書巻九獻帝紀建安元年
〔曹操号魏王事〕　後漢書巻九獻帝紀建安十八年～二十五年
三国如鼎事　後漢書巻九獻帝紀建安二十五年

巻六

〔魏文帝事〕　魏志巻二文帝丕
生時有青雲気事　魏志巻二文帝巻頭・同裴松之注魏書曰
蜀先主少与母売履事　蜀志巻二先主劉備巻頭・補註蒙求巻之下
備失七箸（旧註コノ記ナシ）
桑樹五丈余事　蜀志巻二先主劉備巻頭・補註蒙求巻之下備失七
箸（旧註コノ記ナシ）
〔先主事〕　蜀志巻二先主劉備巻頭
諸葛亮丞相事　蜀志巻五諸葛亮・蒙求巻之上孔明臥龍
八陣図事　蜀志巻五諸葛亮・補註蒙求巻之中諸葛顧盧（旧註コノ
記ナシ）・百詠和歌巻十「旗」
魚水契事　蜀志巻五諸葛亮・蒙求巻之上孔明臥龍
呉孫権異相事　呉誌巻二孫権（裴松之注江表伝曰）
〔洪水事〕　魏志巻二文帝黄初四年六月
〔先主崩事〕　蜀志巻二先主劉備章武三年四月・蜀志巻五諸葛亮
・補註蒙求巻之中諸葛顧盧（旧註コノ記ナシ）
〔魏文帝崩事〕　魏志巻二文帝黄初七年五月
魏文帝文章事　魏志巻二文帝（巻末）
〔秋風詩事〕　文選巻第二十七燕歌行
〔明帝事〕　魏志巻三明帝叡
天姿無比類事　出典未詳
不射鹿子事　魏志巻三明帝（裴松之注魏末伝曰）
不交朝臣事　出典未詳
置聴訟観事　魏志巻三明帝太和三年十月
〔承光殿事〕　魏志巻三明帝太和六年九月
〔昭陽大極殿事〕　魏志巻三明帝青龍三年二月
作崇文館事　魏志巻三明帝青龍四年四月
韋仲将凌雲台額事　世説新語下巧芸第十二
片時為白髪事　世説新語下巧芸第十二
芳林園事　魏志巻三明帝景初元年十二月（裴松之注魏略曰）
彗星事　魏志巻三明帝景初二年八月
帝病事　魏志巻三明帝景初三年正月
〔明帝崩事〕　魏志巻三明帝景初三年正月

〔斉王事〕　魏志巻四斉王芳
不知帝母事　魏志巻四斉王芳
〔康僧会事〕　広弘明集第一呉孫権論叙仏道三宗・高僧伝第一康僧会
舎利出現事　同右
立寺事　同右
（コノ他ニ類話ハ、唐道世編法苑珠林巻第五十三舎利篇第三十七感福部・三宝感応要略録巻上(38)・今昔物語巻六康僧会三蔵至胡国行出仏舎利語第四・打聞集等ニモミエル）
武庫屋上魚二見事　魏志巻四斉王嘉平四年五月
〔呉孫権崩事〕　呉誌巻二孫権太元二年四月
〔廢帝事〕　魏志巻四斉王嘉平六年九月・（裴松之注魏書曰）
焼鉄打臣諫事　魏志巻四斉王嘉平六年九月（裴松之注魏書曰）
於東門下興事〔高貴郷公事〕　魏志巻四高貴郷公髦正元元年十月
〔大石自立事〕　呉志巻三孫亮五鳳二年七月
〔成斉殺高貴郷公事〕　魏書巻四高貴郷公髦甘露五年六月
熒惑星事　搜神記巻八（廿巻本）
〔常道卿公〕（陳留王）　魏書巻四陳留王景元元年（甘露五年）六月
〔死後六日蘇生事〕　呉誌巻三孫休永安四年九月
蜀滅事　蜀志巻三後主劉禪景耀六年（炎興元年）
〔鐘会事〕　魏書巻四陳留王咸熙元年正月
〔呉孫休崩事〕　呉志巻三孫休永安七年七月
〔呉孫皓事〕　呉志巻三孫皓元興元年十月
大人見事　魏志巻四陳留王咸熙二年八月
魏亡事　魏志巻四陳留王咸熙二年十二月
〔晋武帝事〕　晋書巻三世祖武帝炎
起伽藍事　出典未詳
汗血馬事　晋書巻三世祖武帝泰始六年九月
大焼亡事　呉志巻三孫皓建興元年十月
依大疫廃朝事　晋書巻三世祖武帝咸寧二年春正月
蚩尤旗事　晋書巻三世祖武帝咸寧四年夏四月
焼雉頭裘事　晋書巻三世祖武帝咸寧四年十一月
孫皓降事　晋書巻三世祖武帝太康二年三月～五月
〔呉孫皓亡事〕　呉志巻三孫皓天紀四年春三月・晋書巻三世祖武帝太康五年三月
沉酔事　呉志巻三孫皓天紀三年
欲滅法事　歴代三宝紀巻五・高僧伝巻第一（康僧会）
舎利出現事　同右
仏像立厠事　同右
陰嚢俄腫事　同右
謝過事　同右
王受五戒事　同右
〔孫皓妓妾事〕　晋書巻三世祖武帝太康二年三月
蟹化為鼠食稲事　搜神記巻七（廿巻本）
池水如血事　晋書巻三世祖武帝太康五年四月

赤雪事　晉書巻三世祖武帝太康七年十二月
〔武帝崩事〕　晉書巻三世祖武帝太熙元年四月
〔孝恵帝事〕　晉書巻四孝恵帝冒頭
〔興聖寺事〕　出典未詳
〔賈后事〕　晉書巻四孝恵帝永平元年三月
彗星見事　晉書巻四孝恵帝永平五年四月
武庫大災事　晉書巻四孝恵帝永平五年十月
趙王倫謀叛事　晉書巻四孝恵帝永康元年四月
飲食屑酒事　補註蒙求巻之中南風擲孕（旧註コノ記ナシ）
〔血雨事〕　晉書巻四孝恵帝永康元年三月
殺趙王倫事　晉書巻四孝恵帝永寧元年正月～四月
彗星晝見事　晉書巻四孝恵帝太安元年四月
〔太安二年事〕　晉書巻四孝恵帝太安二年
六軍敗事　晉書巻四孝恵帝永興元年七月
矢当帝頰事　晉書巻四孝恵帝永興元年七月
石超羞水於帝事　晉書巻四孝恵帝永興元年七月
成都王迎事　晉書巻四孝恵帝永興元年七月
帝勧一升飯事　晉書巻四孝恵帝永興元年八月
老父献ヰ鳥事　晉書巻四孝恵帝永興元年八月
失履事　晉書巻四孝恵帝永興元年八月
長安路雪事　晉書巻四孝恵帝永興元年十一月
墜馬事　晉書巻四孝恵帝永興元年十一月
日光赤如血事　晉書巻四孝恵帝光熙元年五月
〔奉帝還洛陽事〕　晉書巻四光熙元年五月
索餅事　晉書巻四光熙元年十一月
〔孝懐帝事〕　晉書巻五孝懐帝巻頭
大旱事　晉書巻五孝懐帝永嘉三年三月
劉聰陷洛陽事　晉書巻五孝懐帝永嘉五年六月
害三万余人事　晉書巻五孝懐帝永嘉五年六月
〔劉聰事〕　晉書巻百二載記第二劉聡
令帝行酒事　晉書巻五孝懐帝永嘉七年正月
孝愍帝事　晉書巻五孝愍帝
日三出事　晉書巻五孝愍帝建興二年正月
盗堀二陵事　晉書巻五孝愍帝建興三年五月
大后如平生事　晉書巻五孝愍帝建興三年五月
山陵金玉多事　晉書巻五孝愍帝建興五年五月
〔劉曜逼京師事〕　晉書巻五孝愍帝建興四年八月
飢饉事　晉書巻五孝愍帝建興四年十月
索餅粥献事　晉書巻五孝愍帝建興四年十月
帝降劉曜事　晉書巻五孝愍帝建興四年十一月
帝稽首事　晉書巻五孝愍帝建興四年十一月
帝服戎服事　晉書巻五孝愍帝建興五年十月
帝行酒洗爵事　晉書巻五孝愍帝建興五年十月
〔殺帝事〕　晉書巻五孝愍帝建興五年十二月
東晉〔元帝事〕　晉書巻六中宗元帝
白毫生日角左事　晉書巻六中宗元帝

造二寺事　出典未詳
大霧事　晋書巻六中宗元帝永昌元年十月
〔元帝崩事〕　晋書巻六中宗元帝永昌元年十一月
〔明帝事〕　晋書巻六肅宗明帝
王敦謀反事　晋書巻六肅宗明帝太寧二年六月
七宝鞭事　晋書巻六肅宗明帝太寧二年六月
〔成帝事〕　晋書巻七顕宗成帝
蘇峻謀反事　晋書巻七顕宗成帝咸和二年十一月・同咸和三年二月
焼余米為御膳事　晋書巻七顕宗成帝咸和三年二月
焼大極殿事　晋書巻七成帝顕宗咸和三年二月
宮中哭事　晋書巻七顕宗成帝咸和三年二月
飢饉事　晋書巻七顕宗成帝咸和四年正月
〔蘇峻敗事〕　晋書巻七顕宗成帝咸和四年二月
大旱事　晋書巻七顕宗成帝咸康元年十月
〔穆帝事〕　晋書巻八孝宗穆帝
大極殿垂白帷事　晋書巻八孝宗穆帝永和元年正月
曲水宴　晋書巻八十列伝王羲之・王羲之蘭亭記
〔帝元服事〕　晋書巻八孝宗穆帝升平元年正月
〔哀帝事〕　晋書巻八哀帝丕
好黄老術事　晋書巻八哀帝隆和二年三月
餌長生薬過度事　晋書巻八哀帝隆和二年三月
〔簡文帝事〕　晋書巻九大宗簡文帝昱

〔即位事〕　晋書巻九大宗簡文帝咸安元年十一月
〔孝武帝事〕　晋書巻九孝武帝曜
〔崇徳太后摂政事〕　晋書巻九孝武帝寧康元年五月
〔元服事〕　晋書巻九孝武帝太元元年五月
立精舎引沙門事　晋書巻九孝武帝太元六年正月
晋祚已事　晋書巻九孝武帝太元二十一年九月
晋時造寺事
余晋〔安帝〕事　晋書巻十安帝徳宗
〔桓玄奪帝位事〕　晋書巻十安帝元興二年十一月・同三年五月
〔改元事〕　晋書巻十安帝義熙元年正月
禁絹扇事　晋書巻十安帝義熙元年五月
〔安帝崩事〕　晋書巻十安帝義熙十四年十二月
不弁寒暑事　晋書巻十安帝義熙十四年十二月
〔恭帝事〕　晋書巻十恭帝徳文
〔劉裕以帝為陵王事〕　晋書巻十恭帝元熙二年六月
〔恭帝崩事〕　晋書巻十恭帝永初二年九月